

# スマホソフトウェア競争促進法に関する指針 (案)

令和 7 年●月●日

公正取引委員会

## 目次

第1	はじめに	3
第2	基本的考え方	3
1	特定ソフトウェアの分野における競争の促進等の重要性	3
2	法と独占禁止法との関係	4
第3	禁止行為及び講ずべき措置についての考え方	4
1	法第5条（取得したデータの不当な使用の禁止）	4
2	法第6条（個別アプリ事業者に対する不公正な取扱いの禁止）	11
3	法第7条（基本動作ソフトウェアに係る指定事業者の禁止行為）	20
	（1）第1号（代替アプリストアの提供等を妨げることの禁止）	20
	（2）第2号（OS機能の利用を妨げることの禁止）	34
4	法第8条（アプリストアに係る指定事業者の禁止行為）	46
	（1）第1号（代替支払管理役務等の利用を妨げることの禁止）	46
	（2）第2号（関連ウェブページ等における取引等を妨げることの禁止）	53
	（3）第3号（代替ブラウザエンジンの採用を妨げることの禁止）	61
	（4）第4号（指定事業者の利用者確認の方法の利用強制の禁止）	66
5	法第9条（検索エンジンに係る指定事業者の禁止行為）	67
6	法第10条（データの取得等の条件の開示に係る措置）	77
7	法第11条（取得したデータの移転に係る措置）	81
8	法第12条（標準設定等に係る措置）	86
9	法第13条（特定ソフトウェアの仕様等の変更等に係る措置）	96
第4	遵守報告についての考え方	107
1	法の円滑かつ適切な運用の観点を踏まえた遵守報告に係る基本的考え方	107
2	遵守報告書により報告すべき具体的内容	108
第5	関係行政機関との連携の在り方	110
1	関係行政機関との連携に係る基本的考え方	110
2	具体的な連携の流れ	110

## 1 第1 はじめに

2 本指針は、「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関  
3 する法律」（令和6年法律第58号。以下「法」という。）第46条の規定に基づき、法第3章  
4 第1節の指定事業者の禁止行為に係る規定に違反する行為及び同章第2節の指定事業者の  
5 講ずべき措置に係る規定の遵守のために指定事業者が行うべき行為の明確化とともに、公  
6 正取引委員会における法の運用に当たっての方針の明確化によって、法の円滑かつ適切な  
7 運用に資することを狙いとするものである。

8 なお、スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェア（基本動作ソフトウェア、ア  
9 プリストア、ブラウザ及び検索エンジン）を巡っては、新たな技術やサービスが次々と出現  
10 し、今後新たな課題が生じていくことも考えられることから、特定ソフトウェアに係る市場  
11 や事業活動の変化等を踏まえつつ、必要に応じて、本指針を随時見直していくものとする。  
12

## 13 第2 基本的考え方

### 14 1 特定ソフトウェアの分野における競争の促進等の重要性

15 スマートフォンが国民生活及び経済活動の基盤となる中では、個別アプリ事業者間に  
16 おける個別ソフトウェアの提供を巡る競争を始めとして、特定ソフトウェアに係る市場  
17 における公正かつ自由な競争が確保されることが重要である。そうした公正かつ自由な  
18 競争を通じて、新たにアプリストアが参入したり、新たなスマートフォンの機能を利用し  
19 たサービスを提供する個別ソフトウェアが登場したりするなど、特定ソフトウェア及び  
20 個別ソフトウェアについてのイノベーションが促進され、スマートフォンの利用者であ  
21 る消費者は、それによって生まれる多様なサービスを選択できるなどの恩恵を享受する  
22 ことができる。

23 特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保のためには、法の円  
24 滑かつ適切な運用が不可欠である。公正取引委員会としては、競争上の問題の大きさに比  
25 して適切な規制となるように、指定事業者との日常的な対話を通じて指定事業者による  
26 法の規定の遵守を促すとともに、法第5条から第9条までの禁止行為に係る規定に違反  
27 する行為が行われている場合及び法第10条から第13条までの講ずべき措置に係る規定  
28 が遵守されていない場合には厳正に対処することになる。また、特定ソフトウェアに係る  
29 市場には指定事業者以外にも個別アプリ事業者等の様々な利害関係者が存在するところ、  
30 これらの利害関係者とも日常的な対話を行うとともに、関係行政機関及び諸外国の競争  
31 当局等とも連携を図りつつ、法の円滑かつ適切な運用を行っていくことになる。

32 加えて、スマートフォンの利用者も重要な利害関係者であるところ、スマートフォンの  
33 利用に係るサイバーセキュリティの確保、スマートフォンの利用者に係る情報の保護、ス  
34 マートフォンの利用に係る青少年の保護等に関し、必要かつ十分な対応が引き続き確保  
35 されるように努め、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保と  
36 スマートフォンの利用者における安全・安心の確保の両立を図ることが重要になる。

37           このように、指定事業者を含む様々な利害関係者と対話等を行いながら、特定ソフトウ  
38           ェアに係る市場における事業者間の競争環境の整備を図っていく。

## 39 40   **2 法と独占禁止法との関係**

41           法第5条から第9条までの禁止行為に係る規定に違反する行為は、私的独占の禁止及  
42           び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）  
43           違反に典型的に該当する行為である。形式的な行為要件への該当性にに基づき違反に係る  
44           事実認定を行うことで、競争制限行為を迅速に排除することを念頭に法を新たに制定し  
45           た趣旨を踏まえれば、法と独占禁止法が重複する事案（対象事業者及び行為）について、  
46           原則として法を優先して適用する。

47           また、例えば、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権が存在す  
48           ることを理由とする技術の利用に係る制限行為（注）については、当該行為の目的、態様、  
49           競争に与える影響の大きさも勘案した上で、事業者に創意工夫を発揮させ、技術の活用を  
50           図るといふ知的財産制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反しないかを検討すると  
51           いふ従来の独占禁止法における運用に倣って判断する。その際、当該行為が知的財産権の  
52           権利行使と認められる場合には、法第5条から第9条までに違反しないと判断すること  
53           となる。

54  
55           （注）技術の利用に係る制限行為には、ある技術に権利を有する者が、①他の者に当該技  
56           術を利用させないようにする行為、②他の者に当該技術を利用できる範囲を限定して  
57           許諾する行為及び③他の者に当該技術の利用を許諾する際に相手方が行う活動に制限  
58           を課す行為がある。

## 59 60   **第3 禁止行為及び講ずべき措置についての考え方**

61           法第3章第1節の指定事業者の禁止行為に係る規定に違反する行為及び同章第2節の指  
62           定事業者の講ずべき措置に係る規定の遵守のために指定事業者が行うべき行為を明確化す  
63           るため、以下では、これらの条項ごとに、各規定についての基本的考え方、規定に係る具体  
64           的考え方、規定に違反する想定例等について整理している。

65           なお、後記の想定例はあくまで仮想的な事例を列挙したものであり、法の適用に当たって  
66           は、個別具体的な事情を踏まえて判断することとなる。また、後記の想定例に記載されてい  
67           ない行為であっても、個別具体的な事情を踏まえて、法に違反すると判断される場合もある。

### 68 69   **1 法第5条（取得したデータの不当な使用の禁止）**

#### 70   **（1）基本的考え方**

71           法第5条は、指定事業者（基本動作ソフトウェア、アプリストア又はブラウザに係る指  
72           定を受けたものをいう。以下1において同じ。）が、他の個別アプリ事業者又はウェブサ

73 イト事業者に対するその指定に係る特定ソフトウェアの提供等に伴い取得したデータ  
74 (既に公開されているデータを除く。)を当該他の個別アプリ事業者又はウェブサイト事  
75 業者が提供する商品又は役務と競争関係にある商品又は役務の提供のために自ら使用し、  
76 又はその子会社等に使用させることを禁止している。

77 指定事業者が、こうしたデータを含め、自ら取得したデータを活用することは、一般に、  
78 イノベーションの促進に資する観点から望ましいことである。他方で、指定事業者が、そ  
79 の指定に係る特定ソフトウェアの提供等を行う立場から収集したデータを、自ら(又はそ  
80 の子会社等)の商品又は役務の提供のために使用する行為は、他の個別アプリ事業者又は  
81 ウェブサイト事業者と比べて当該商品又は役務のマーケティングや開発等の観点から優  
82 位性を持つこととなるという競争上の問題を生じさせ得るものであることから、当該デ  
83 ータの使用を禁止することで、当該競争上の問題の発生を防止し、個別ソフトウェアに係  
84 る競争を促進しようとするものである。

## 85 86 (2) 法第5条に係る具体的考え方

### 87 ア 法第5条の規定の対象となるデータについて

88 指定事業者がどのようなデータを取得しているかは、網羅的に確認することが困難  
89 である。また、特定ソフトウェアを巡る技術の進歩や市場環境の変化は著しい。

90 このような観点を踏まえ、法第5条の規定の対象となるデータについては、スマート  
91 フォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行規則  
92 (令和6年12月13日公正取引委員会規則第5号。以下「規則」という。)でその類型  
93 を定めた上で、本指針において主に想定されるデータの具体例を列举するとともに、特  
94 定ソフトウェアを巡る技術の進歩や市場環境の変化に合わせて必要に応じて本指針の  
95 見直しを行っていく。

96 なお、以下(ア)から(エ)までに列挙したデータの具体例はあくまで例示であり、  
97 以下で例示されていないデータに関して、法第5条の規定の適用を妨げるものではな  
98 い。同条の規定の対象となるデータに該当するかは、規則の規定に照らしつつ、個別具  
99 体的な事案に応じて個別に判断されることとなる。

#### 100 (ア) 共通の項目(スマートフォンの利用者に係るデータ)

101 規則第14条第1号及び第15条第1号に規定する「当該個別ソフトウェアを利用  
102 するスマートフォンの利用者に係るデータ」並びに第16条第1号に規定する「当該  
103 ウェブページを閲覧するスマートフォンの利用者に係るデータ」の具体例としては、  
104 以下のデータが挙げられる。

- 105 ・スマートフォンの利用者の属性(氏名、年齢、性別、居住地、連絡先等)に係るデ  
106 ータ
- 107 ・スマートフォンの利用者又はスマートフォン端末等の識別子(アカウントID、ク  
108 ッキー、広告ID、IPアドレス等)に係るデータ

109 ・スマートフォンの利用者による支払に必要なデータ（クレジットカード番号、金融  
110 機関又は決済代行業者等の口座番号等）

111 なお、これらのデータについては、例えばスマートフォンの利用者がスマートフォ  
112 ンの初期設定時に入力することがあるなど、指定事業者がスマートフォンの利用者  
113 による個別ソフトウェアの利用又はウェブサイトの閲覧を介さずに、当該利用者か  
114 ら直接的に取得する場合がある。指定事業者が自ら（又はその子会社等）の商品又は  
115 役務の提供のためにこうしたデータを利用したとしても、前記（１）の競争上の問題  
116 を特段生じさせるものではないことから、規則第 14 条第 1 号、第 15 条第 1 号及び  
117 第 16 条第 1 号で定めるデータからは、スマートフォンの利用者によって個別ソフト  
118 ウェアの利用又はウェブページの閲覧を伴わずに提供されたものを除いている。し  
119 たがって、指定事業者がスマートフォンの利用者から直接取得したデータのみを、他  
120 の個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者が提供する商品又は役務と競争関係に  
121 ある商品又は役務の提供のために利用したとしても、法第 5 条の規定に違反しない。  
122

#### 123 **（イ）基本動作ソフトウェア関係**

124 法第 5 条第 1 号の「他の個別アプリ事業者による個別ソフトウェアの提供に係る  
125 当該基本動作ソフトウェアの利用に伴い当該指定事業者が取得した」とは、個別アプ  
126 リ事業者が提供する個別ソフトウェアをスマートフォンの利用者が利用する際に指  
127 定事業者（基本動作ソフトウェアに係る指定を受けたものをいう。以下（イ）におい  
128 て同じ。）がデータを取得した場合のほか、個別アプリ事業者が個別ソフトウェアを  
129 提供するに当たり指定事業者が個別ソフトウェアを審査する場合には、当該審査時  
130 にデータを取得した場合も含まれる。

131 規則第 14 条第 2 号及び第 3 号に規定するデータの具体例としては、それぞれ以下  
132 のデータ（これらのデータに統計的処理を行って得たデータも含む。）が挙げられる。

133 a 「スマートフォンの利用者が当該個別ソフトウェアを利用する際に生成された  
134 又は提供されたデータ」

135 ・スマートフォンの利用者による個別ソフトウェアのダウンロード並びにインス  
136 トール及びアンインストールの状況に係るデータ

137 ・スマートフォンの利用者による個別ソフトウェアの利用時間、利用期間及び利用  
138 頻度に係るデータ

139 ・スマートフォンの利用者による個別ソフトウェアの利用に係る位置情報データ

140 ・個別ソフトウェア内で表示された又は個別ソフトウェアが起動したブラウザに  
141 より表示されたウェブサイトに係るデータ

142 ・スマートフォンの利用者による個別ソフトウェアの利用に伴う購入履歴その他  
143 の利用状況に係るデータ

144 ・個別ソフトウェアが利用した、指定事業者のその指定に係る基本動作ソフトウェ

145 アにより制御される音声を出力する機能その他のスマートフォンの動作に係る  
146 機能（以下「OS 機能」という。）及びその利用状況に係るデータ  
147 ・個別ソフトウェアの作動中のエラーに係るデータ  
148 ・個別ソフトウェアの使用したメモリ及び消費電力その他の作動上の機能に係る  
149 データ

150

151 b 「当該個別ソフトウェアの内容及び仕様に係るデータ」

- 152 ・個別ソフトウェアのサービス内容に係るデータ
- 153 ・個別ソフトウェアが OS 機能を利用する際の技術的仕様に係るデータ
- 154 ・その他個別ソフトウェアの技術的仕様に係るデータ

155

#### 156 (ウ) アプリストア関係

157 法第 5 条第 2 号の「他の個別アプリ事業者による個別ソフトウェアの提供に係る  
158 当該アプリストアの利用に伴い当該指定事業者が取得した」とは、個別アプリ事業者  
159 がアプリストアを通じて個別ソフトウェアを提供するとき又は提供した後にアプリ  
160 ストアを通じて個別ソフトウェアを更新するときに指定事業者（アプリストアに係  
161 る指定を受けたものをいう。以下（ウ）において同じ。）がデータを取得した場合の  
162 ほか、当該個別ソフトウェアを提供するに当たり指定事業者が当該個別ソフトウェ  
163 アを審査するときにデータを取得した場合も含む。

164 規則第 15 条第 2 号及び第 3 号に規定するデータの具体例としては、それぞれ以下  
165 のデータ（これらのデータに統計的処理を行って得たデータも含む。）が挙げられる。

166 a 「スマートフォンの利用者が当該個別ソフトウェアを利用する際に生成された  
167 又は提供されたデータ」

- 168 ・スマートフォンの利用者による個別ソフトウェアに係るアプリストアへのアク  
169 セス状況及びアプリストアにおける検索状況に係るデータ
- 170 ・スマートフォンの利用者による個別ソフトウェアのダウンロード並びにインス  
171 トール及びアンインストールの状況に係るデータ
- 172 ・個別ソフトウェアに係る通知への反応に係るデータ
- 173 ・個別ソフトウェアに係る評価及びコメントに係るデータ
- 174 ・スマートフォンの利用者による個別ソフトウェアに係る購入履歴その他の利用  
175 状況に係るデータ
- 176 ・個別ソフトウェアの作動中のエラーに係るデータ

177

178 b 「当該個別ソフトウェアの内容及び仕様に係るデータ」

- 179 ・個別ソフトウェアのサービス内容に係るデータ
- 180 ・個別ソフトウェアが OS 機能を利用する際の技術的仕様に係るデータ

- 181           ・その他個別ソフトウェアの技術的仕様に係るデータ

182  
183       **(エ) ブラウザ関係**

184           法第5条第3号の「他のウェブサイト事業者が提示するウェブページの当該ブラ  
185           ウザによる表示に伴い当該指定事業者が取得した」とは、ウェブサイト事業者がウェブ  
186           ページを提示するとき又は提示した後に指定事業者（ブラウザに係る指定を受け  
187           たものをいう。以下（エ）において同じ。）がデータを取得した場合をいう。

188           規則第16条第2号及び第3号に規定するデータの具体例としては、それぞれ以下の  
189           データ（これらのデータに統計的処理を行って得たデータも含む。）が挙げられる。

190       a   「スマートフォンの利用者が当該ウェブページを表示する際に生成された又は  
191       提供されたデータ」

- 192           ・スマートフォンの利用者によるウェブページの表示回数に係るデータ
- 193           ・スマートフォンの利用者によるブラウザでの利用時間、利用期間及び利用頻度に  
194           係るデータ
- 195           ・ブラウザが利用した OS 機能及びその利用状況に係るデータ
- 196           ・ブラウザ経由で起動した他の個別ソフトウェア及びその利用状況に係るデータ
- 197           ・ブラウザにおける使用言語に係るデータ
- 198           ・スマートフォンの利用者によるブラウザでの閲覧履歴、ダウンロード履歴及びブ  
199           ックマークに係るデータ
- 200           ・スマートフォンの利用者によるブラウザに係るプラグインのインストール及び  
201           アンインストールその他の利用状況に係るデータ
- 202           ・ウェブページの作動中の表示エラー、プラグインのクラッシュ等の状況に係るデ  
203           ータ

204  
205       b   「当該ウェブページの内容及び仕様に係るデータ」

- 206           ・ウェブページの内容に係るデータ
- 207           ・ウェブページが OS 機能を利用する際の技術的仕様に係るデータ
- 208           ・その他ウェブページの技術的仕様に係るデータ

209  
210       **(オ) 「既に公開されているデータ」について**

211           「既に公開されているデータ」を指定事業者が使用しても、他の個別アプリ事業者  
212           又はウェブサイト事業者との競争に係る前提条件は同一であることから、法第5条  
213           の規定の対象となるデータから除かれている。「既に公開されている」とは、例えば  
214           ウェブページ上で記載されている、アプリストアで掲載されている、個別ソフトウェア  
215           自体に記載されている、又は市場情報サービスのような関係事業者が容易にアク  
216           セスすることができる情報源等の誰もが利用可能な方法で取得及び閲覧できる場合

217 をいう。

218 これに関連し、指定事業者が取得したデータが既に公開されているデータ以外の  
219 データであっても、取得元の個別ソフトウェア又はウェブページを提供等する個別  
220 アプリ事業者又はウェブサイト事業者による同意の上で、両者が提携して商品又は  
221 役務の開発のために当該データを共有し使用することは想定され得る。法第5条の  
222 規定は、そのような事業の提携に伴うデータの共有及び使用を禁止するものではな  
223 いが、このようなデータの共有及び使用が行われる場合には、当該個別アプリ事業者  
224 又はウェブサイト事業者との十分な協議の上で当該個別アプリ事業者又はウェブサ  
225 イット事業者が納得して合意したものでなければならない。なお、基本動作ソフトウェ  
226 ア又はアプリストアに係る指定事業者が、データの共有等を強制するなど、他の個別  
227 アプリ事業者に対して不公正な取扱いをした場合には、法第6条の規定に違反する  
228 可能性がある。

229

#### 230 **イ 取得したデータを加工等した場合**

231 指定事業者が取得した前記ア（ア）から（エ）までのデータに、当該データ以外のデ  
232 ータを組み合わせるなどの加工を行ったデータや、当該データについて統計的処理を  
233 行うことで得られたデータについても、法第5条の規定の対象となる。

234 また、指定事業者が、他の個別アプリ事業者による個別ソフトウェアの提供に係る基  
235 本動作ソフトウェア若しくはアプリストアの利用又は他のウェブサイト事業者が提示  
236 するウェブページのブラウザによる表示に伴い取得したデータを相互に組み合わせた  
237 場合も、法第5条の規定の適用を妨げるものではない。

238

#### 239 **ウ 「当該他の個別アプリ事業者（又はウェブサイト事業者）が提供する商品又は役務と 240 競争関係にある商品又は役務の提供のために自ら使用し、又はその子会社等に使用さ 241 せること」について（法第5条第1号から第3号まで共通）**

242 （ア）「競争関係にある商品又は役務」とは、スマートフォンの利用者から見て同種の  
243 商品又は役務をいい、個別ソフトウェア又はウェブサイト（例えば、動画視聴のため  
244 の個別ソフトウェアや動画配信サービスを提供するウェブサイト）はもとより、個別  
245 ソフトウェアと事実上一体として提供される商品又は役務（例えば、忘れ物防止タグ  
246 やクラウドストレージサービス）も含む。

247 他方で、一般に、基本動作ソフトウェア、アプリストア又はブラウザを通じて取得  
248 したデータを、それぞれの特定ソフトウェアの機能の改善のために使用することは、  
249 イノベーションの促進の観点からも妨げられるものではなく、このようなデータの  
250 使用は、原則として「競争関係にある」商品又は役務の提供のために使用したとはい  
251 えない。もっとも、例えば他の個別アプリ事業者が個別ソフトウェアとして提供して  
252 いる機能を基本動作ソフトウェアの一部に含めた場合（例えば、バッテリー容量の管

253 理のための個別ソフトウェアについて、当該バッテリー容量管理機能を基本動作ソ  
254 フトウェアの機能として組み込む場合)には、当該基本動作ソフトウェアの機能も当  
255 該個別ソフトウェアと競争関係にあるといえる。

256 さらに、「競争関係にある」とは、潜在的な競争関係も含むものであり、例えば、  
257 他の個別アプリ事業者が提供を開始する前の個別ソフトウェアについて、基本動作  
258 ソフトウェア又はアプリストアに係る指定事業者が当該個別ソフトウェアを事前に  
259 審査する際に取得したデータを使用する場合でも、当該個別ソフトウェアが提供を  
260 開始する前であることのみをもって競争関係にないとはいえない。

261

262 (イ)「競争関係にある商品又は役務の提供のために使用」したかどうかについては、  
263 競争関係にある商品又は役務の類似性又は関連性、開発又は改良の時期、開発又は改  
264 良に必要なデータかどうかなどの考慮要素に従って、総合的に判断される。「競争関  
265 係にある商品又は役務の提供のために使用」と認められ、法第5条の規定に違反  
266 する行為の想定例として、以下の行為が挙げられる。

267 <想定例(想定例においては、個別ソフトウェアを「アプリ」ともいうことがある。  
268 以下同じ。)>

269 ○ 基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が、他の個別アプリ事業者が開発し当  
270 該基本動作ソフトウェアを搭載するスマートフォンで提供しているαアプリ(ス  
271 マートフォンの周辺機器の操作用個別ソフトウェア)の利用状況に係るデータを使  
272 用して、当該周辺機器と類似の機能を有する周辺機器を開発し提供を開始した  
273 場合。【想定例1】

274 ○ アプリストアに係る指定事業者が、他の個別アプリ事業者が開発した個別ソフ  
275 トウェア(βアプリ)内における当該指定事業者が提供する支払管理役務での課金  
276 に伴い当該アプリストアが取得するスマートフォンの利用者の購入履歴データを使  
277 用し、当該指定事業者が提供する類似の個別ソフトウェア(γアプリ)内におけ  
278 る課金アイテムの販売促進の観点から、βアプリ内において頻繁に課金アイテム  
279 を購入するスマートフォンの利用者に対して宣伝活動を重点的に行った場合。【想  
280 定例2】

281

282 (ウ)「使用」については、様々な態様で行われ得るものであり、目的(「競争関係にあ  
283 る商品又は役務の提供のため」との関連性と、データの「使用」の態様を勘案し、  
284 「競争関係にある商品又は役務の提供のために使用」と認められるかを判断す  
285 る。例えば、競争関係にある商品又は役務の提供のためにしか利用できないようなデ  
286 ータの加工が行われたと認められた場合には、「競争関係にある商品又は役務の提供  
287 のために使用」したことが強く推認される。

288 他方で、データの使用に係る内部規律を整備している指定事業者は、競争関係にあ

289 る商品又は役務の提供に利用し得るデータについて、指定事業者における内部規律  
290 が機能することで当該データを管理する部門から当該商品又は役務の開発を行う部  
291 門に当該データの共有が行われなかった場合には、当該内部規律が適切に機能する  
292 ことで法第5条の規定に違反する行為が未然に防止されたものと評価される。

293

### 294 (3) 法の規定に違反する行為を防止するために指定事業者が行うことが望ましい取組

295 法第5条の規定の対象となるデータの使用が行われたか否かについては、公正取引委  
296 員会を含め、外部からの確認は容易ではない。また、一般に、データの活用それ自体はイ  
297 ノベーションを促進するものであることも踏まえると、法第5条の規定に違反する行為  
298 の防止のためには、指定事業者による社内体制の整備を通じた実効性確保が重要である。

299 そのため、指定事業者においては、競争関係にある商品又は役務のために使用すること  
300 を防ぐためのデータ管理体制や意思決定プロセスの透明化等の内部規律を整備すること  
301 が望ましい。こうしたデータ管理体制を整備した場合については、指定事業者及び関連す  
302 る事業者の事業活動に支障のない範囲で、法第10条の規定に基づき開示が求められるも  
303 のであり、当該開示を通じて、法第5条の規定を遵守していることが確認できるようにな  
304 ることが期待される。

305

### 306 (4) 法の規定を遵守していることを公正取引委員会に対して報告する事項

307 法第14条の遵守報告書に記載すべき事項及びその添付資料については、法第10条の  
308 規定に係る報告事項と共通であり、法第10条の規定の遵守に係る報告と法第5条の規定  
309 の遵守に係る報告とを併せて行うことが求められる（後記6（3）参照）。

310

## 311 2 法第6条（個別アプリ事業者に対する不公正な取扱いの禁止）

### 312 (1) 基本的考え方

313 法第6条は、基本動作ソフトウェアに係る指定事業者又はアプリストアに係る指定事  
314 業者が、その指定に係る基本動作ソフトウェア又はアプリストアに関して、個別アプリ事  
315 業者に対し、他の個別アプリ事業者による当該基本動作ソフトウェア又はアプリストア  
316 の利用に係る条件及び当該条件に基づく取引の実施について、不当に差別的な取扱いそ  
317 の他の不公正な取扱いをすることを禁止している。

318 法第6条は、個別アプリ事業者に対する様々な不公正な取扱いを規制するものであり、  
319 同条の規定の適用を行う場合として、典型的には、指定事業者が個別ソフトウェアに対し  
320 て審査等（ある個別ソフトウェアが基本動作ソフトウェア又はアプリストアの利用に係  
321 る条件を満たすか否かを確認する枠組をいい、手動による確認だけでなく自動確認プロ  
322 セスによるものも含む。以下2から4までにおいて同じ。）を行う場合（基本動作ソフト  
323 ウェアに係る指定事業者が代替アプリストア（基本動作ソフトウェアに係る指定事業者  
324 （その子会社等を含む。）以外の事業者が提供するアプリストアをいう。以下同じ。）を利

325 用する個別ソフトウェアに対して審査等を行う場合を含む。詳細は後記（２）アを参照。）  
326 が挙げられる（詳細は後記（３）を参照）。

327

## 328 （２）法第６条の規定の適用について

### 329 ア 指定事業者による個別ソフトウェアの審査等

330 前記（１）のとおり、法第６条は、典型的には、指定事業者が個別ソフトウェアに対  
331 して行う審査等における審査項目及びその運用について規定するものである。これに  
332 は、アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアを利用する個別ソフトウェア  
333 に対して行う審査等に加えて、基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が、当該基本動  
334 作ソフトウェアにおいて代替アプリストアを利用する個別ソフトウェアに対して行う  
335 審査等も含まれる。こうした審査等を行うことそれ自体は法第６条の規定に違反する  
336 ものではないが、当該審査等における審査項目及びその運用において、「不当に差別的  
337 な取扱いその他の不公正な取扱い」が行われれば、法第６条の規定に違反する。

338 指定事業者が個別ソフトウェアに対して行う審査等では、一般に、サイバーセキュリ  
339 ティの確保等（後記３（１）エ（ア）参照）の観点からの審査項目（注１）が設定され  
340 ており、当該項目に基づく審査等を行うことは、通常、不当に差別的又は不公正なも  
341 とはいえず、法第６条の規定に違反しない。

342 指定事業者が個別ソフトウェアに対して行う審査等において、公序良俗の観点も踏  
343 まえた審査項目（例えば、ヘイトスピーチ等の中傷的又は差別的コンテンツ、暴力を助  
344 長するようなコンテンツ、ポルノコンテンツ、偽情報又は不正確な情報を防止するた  
345 めの項目）や、いわゆるダークパターン（注２）を防ぐ観点からの審査項目が設定され  
346 ることもある。当該項目に基づく審査等を行うことは、通常、不当に差別的又は不公正な  
347 もとはいえず、法第６条の規定に違反しないが、当該項目の判断基準が合理性を欠く  
348 ものであったり、当該項目に基づく審査等の運用が合理的な理由なく差別的であるな  
349 ど当該審査項目に適合しない形で行われたりする場合はこの限りでない。

350 また、指定事業者が、その指定に係る基本動作ソフトウェア又はアプリストアを利用  
351 する個別ソフトウェアに一定の統一性を図る観点からの審査項目を設定することもあ  
352 る。こうした一定の統一性を図る観点からの審査項目は、無制限に法第６条の観点から  
353 問題がないと認められるわけではなく、品質の向上を含む基本動作ソフトウェア又は  
354 アプリストア間での競争を促進する法の趣旨に照らしてその可否が検討されること  
355 になる（例えば、ウィジェットや通知を個別ソフトウェアのコンテンツや機能と関連性の  
356 あるものに限定する項目、個別アプリ事業者への連絡方法が個別ソフトウェア内で明  
357 示されるようにする項目に基づく審査等を行うことは、通常、法第６条の規定に違反し  
358 ない。）。なお、審査項目それ自体が法第６条の規定に違反しない場合であっても、当該  
359 項目の判断基準が合理性を欠くものであったり、当該項目に基づく審査等の運用が合  
360 理的な理由なく差別的であるなど当該審査項目に適合しない形で行われたりする場合

361 には、法第6条の規定に違反することとなる（注3）。

362  
363 (注1) 総務省が開催している有識者会議である「ICTサービスの利用環境の整備に関  
364 する研究会 利用者情報に関するワーキンググループ」が公表している「スマートフ  
365 オンプライバシーセキュリティイニシアティブ」（令和6年11月29日公表。以下  
366 「SPSI」という。）は、関係する国内法令等の趣旨を取り入れつつ、諸外国における  
367 制度の動向や、民間事業者における取組等も踏まえながら、スマートフォンの利用者  
368 のプライバシーやセキュリティの確保の観点から、スマートフォンアプリケーション  
369 に係る関係事業者等が取り組むことが望ましい事項を定めている。SPSIでは、ス  
370 マルトフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保、スマートフォンの利用者  
371 に係る情報の保護等の観点から、個別ソフトウェアを提供する個別アプリ事業者等  
372 における望ましい取組がまとめられており、指定事業者が個別ソフトウェアに対し  
373 て行う審査等において、法第6条の観点から通常問題がないような個別ソフトウェ  
374 アに係る審査項目の例として参考になる。

375 (注2) SPSIにおいては、ダークパターンは、「サービスの利用者を欺いたり操作した  
376 りするような方法又は利用者が情報を得た上で自由に決定を行う能力を実質的に歪  
377 めたり損なったりする方法で、ユーザインタフェースを設計・構成・運営すること。」  
378 と定義されている。

379 (注3) 法第6条の規定の適用に関しても、公正取引委員会は、必要があると認めると  
380 きは、専門の知見を有する関係行政機関の意見も十分に斟酌しながら、判断を行って  
381 いくこととする（関係行政機関との連携の在り方については、後記第5の2（2）参  
382 照）。

#### 383 384 イ 他の条項との適用関係（迂回的行為への対応）

385 前記（1）のとおり、法第6条は個別アプリ事業者に対する不公正な取扱いを規制す  
386 るものであり、法第7条又は第8条の禁止行為に該当し、法7条又は第8条の規定に違  
387 反する行為は、法第6条の禁止行為に重複して該当し、同条の規定に違反することあ  
388 るが、このような場合においては、原則として法第7条又は第8条の規定を優先的に適  
389 用する。

390 他方で、法第7条又は第8条の禁止行為としての要件を形式的には満たさないもの  
391 の、法の他の条項の趣旨に照らして当該禁止行為に係る規定の迂回的行為と考えられ  
392 る場合であって法第6条の禁止行為に該当する場合には、法第6条の規定の適用を行  
393 うものとする。ただし、法第7条各号の禁止行為又は第8条第1号ないし第3号の禁止  
394 行為（同号の個別ソフトウェアがブラウザである場合を除く。）に該当する行為であつ  
395 ても、当該行為がそれぞれ法第7条ただし書又は第8条ただし書に該当する場合、すな  
396 わち正当化事由が認められる場合には、当該行為は法第6条の規定に違反しない。

397           なお、指定事業者が、個別ソフトウェアの審査等を行うことそれ自体は、ただちに法  
398 第7条及び第8条の禁止行為に該当するわけではないことから、個別アプリ事業者の  
399 個別ソフトウェアに対する審査等は、まずは法第6条の禁止行為への該当性を判断す  
400 ることになる。この点について、法第6条の規定に違反しない範囲内で行われた指定事  
401 業者による審査等の結果であれば、基本動作ソフトウェアに係る指定事業者の当該基  
402 本動作ソフトウェアにおいて特定の個別ソフトウェアの提供が認められなかった場合  
403 （例えば、前記アの公序良俗の観点も踏まえた審査項目に基づく審査等により、多数の  
404 特定の個別ソフトウェアの提供が認められなかった場合）であっても、代替アプリストア  
405 の提供を妨げるものとはいえず、法第7条第1号の禁止行為に該当することとはな  
406 らない。

407

### 408           (3)「個別アプリ事業者による当該基本動作ソフトウェア又はアプリストアの利用に係る 409 条件及び当該条件に基づく取引の実施」について

410           「個別アプリ事業者による当該基本動作ソフトウェア又はアプリストアの利用に係る  
411 条件」については、個別アプリ事業者による基本動作ソフトウェア又はアプリストアの利用  
412 に係る条件を広く含む。例えば、スマートフォンの利用者が個別ソフトウェアを利用す  
413 るに際して表示される表示内容やその方法、表示におけるデザインなどに係る条件、アプ  
414 リストアにおける審査項目などが該当する。基本動作ソフトウェア及びアプリストアの  
415 いずれについても、それらを提供する指定事業者が個別アプリ事業者に対して設定する  
416 条件は多岐にわたるものであり、当該条件の設定の方法（例えば、基本動作ソフトウェア  
417 のライセンス契約やアプリストアにおける商品供給契約を通じた条件の設定）を問わず、  
418 指定事業者が個別アプリ事業者に何らかの条件を求めていれば、当該条件は全て法第6  
419 条の規定の対象となる。

420           「当該条件に基づく取引の実施」については、個別アプリ事業者による基本動作ソフト  
421 ウェア又はアプリストアの利用に係る条件それ自体だけでなく、当該条件に基づく取引  
422 の実施の場面についても法第6条の規定の対象とするものである。すなわち、基本動作ソ  
423 フトウェア又はアプリストアを提供する指定事業者が、当該基本動作ソフトウェア又は  
424 アプリストアの利用に係る条件を設定したとして、その条件それ自体は不公正な取扱い  
425 とはいえないものであっても、当該条件の遵守を求める場面において行われる指定事業  
426 者の行為は、全て法第6条の規定の対象となる。

427

### 428           (4)「不当に差別的な取扱い」について

429           「不当に差別的な取扱い」とは、基本動作ソフトウェアに係る指定事業者又はアプリス  
430 トアに係る指定事業者が、合理的な理由なく、個別アプリ事業者に対して自己と異なる取  
431 扱いをし、又は一部の個別アプリ事業者について他の個別アプリ事業者と異なる取扱い  
432 をすることをいう。ここでいう「取扱い」とは、基本動作ソフトウェア又はアプリストア

433 の利用に係る条件の設定若しくは変更又は当該条件の運用その他方法を問わず、個別ア  
434 プリ事業者の事業活動に何らかの影響を与えることをいう。

435 指定事業者による前記のような取扱いに係る合理的な理由の有無は、そのような取扱  
436 いをする目的、そのような取扱いがスマートフォンの利用者や当該指定事業者の提供す  
437 る特定ソフトウェアの事業に与える影響、当該目的のために他に取得手段の有無及  
438 び内容、並びにそのような取扱いにより他の個別アプリ事業者が受ける不利益の内容及  
439 び程度等を総合的に勘案して判断される。なお、前記のような取扱いをする目的として、  
440 例えば、指定事業者の特定ソフトウェアの提供に係る事業において、単に事業経営上の合  
441 理性のみを追求し、スマートフォンの利用者及び個別アプリ事業者に何ら還元されない  
442 コストの削減の場合には、通常、ここでいう合理的な理由がないものと判断される。

443 指定事業者が個別アプリ事業者に対して自己と異なる取扱いをし、又は一部の個別ア  
444 プリ事業者について他の個別アプリ事業者と異なる取扱いをする場合において、そのよ  
445 うな取扱いの必要性や当該取扱いの合理性が存在しなければ、通常、法第6条の「不当に  
446 差別的な取扱い」に該当する。

447

#### 448 ア 基本動作ソフトウェアに係る指定事業者による行為

449 基本動作ソフトウェアに係る指定事業者による「不当に差別的な取扱い」に該当する  
450 行為の想定例として、以下の行為が挙げられる。

451 なお、以下の行為については、典型的に法第6条に該当する行為としての想定例を列  
452 挙したものであるが、行為の態様によっては法の他の条項との関係で問題となり得る  
453 ものもある（以下（4）及び（5）の想定例について同じ。）。

454 <想定例>

455 ○ 基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が、代替アプリストアを利用する個別ソ  
456 フトウェアに対して審査等を行う場合に、特定の個別アプリ事業者に対してのみ、追  
457 加的な審査項目を設けること。ただし、例えば、子ども向けの個別ソフトウェアに対  
458 して不適切なコンテンツを提供しないことを求める追加的な審査項目を設けること  
459 や、個別ソフトウェアのアプリ内課金に対してダークパターンを防ぐためのスマー  
460 トフォンの利用者への情報提供を行うことを求める追加的な審査項目を設けること  
461 は、通常、合理的な理由が認められる。【想定例3】

462 ○ 基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が、代替アプリストアを利用する個別ソ  
463 フトウェアに対して審査等を行う場合に、当該審査項目に適合しない不適切なコン  
464 テンツを提供している等の事情がないにもかかわらず、当該代替アプリストアにお  
465 ける提供や当該基本動作ソフトウェアにおける提供を拒否したり、当該指定事業者  
466 には制御できない要因（例えば、他の個別アプリ事業者に起因する遅延）もないのに、  
467 当該審査等を長期化させたりするなど、特定の個別アプリ事業者を不利に扱うよう  
468 な運用を行うこと。【想定例4】

469 ○ 基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が、当該指定事業者により提供される OS  
470 機能が利用している他の OS 機能について、その実現を困難にさせる技術的制約やサ  
471 イバーセキュリティの確保等（後記 3（1）エ（ア）参照）の観点からの問題がない  
472 にもかかわらず、当該指定事業者（その子会社等を含む。）以外の個別アプリ事業者  
473 に対して同等の性能での当該 OS 機能の利用を認めないこと。【想定例 5】

474

#### 475 イ アプリストアに係る指定事業者による行為

476 アプリストアに係る指定事業者による「不当に差別的な取扱い」に該当する行為の想  
477 定例として、以下の行為が挙げられる。

478 <想定例>

479 ○ アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアの利用のための審査等にお  
480 いて、代替アプリストアを利用する個別ソフトウェアに対して審査項目を追加する  
481 特段の事情がないにもかかわらず、追加的な審査項目を設けること。【想定例 6】

482 ○ アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアの利用のための審査等にお  
483 いて、当該審査項目に適合しない不適切なコンテンツを提供している等の事情がな  
484 いにもかかわらず、当該アプリストアにおける提供を拒否したり、当該指定事業者  
485 には制御できない要因（例えば、他の個別アプリ事業者に起因する遅延）もないのに、  
486 当該審査等を長期化させたりするなど、当該指定事業者以外の個別アプリ事業者を  
487 不利に扱う、又は特定の個別アプリ事業者を不利に扱うような運用を行うこと。【想  
488 定例 7】

489 ○ アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアの利用のための審査等にお  
490 いて、スマートフォンの利用者に紐付いた広告 ID 等の識別子を使用して当該利用者  
491 を識別し広告事業に用いる行為について、個別アプリ事業者による当該行為の対象  
492 範囲及び態様は同様でありスマートフォンの利用者に係る情報の保護の観点からの  
493 リスクに差異がないにもかかわらず、当該指定事業者以外の個別アプリ事業者が提  
494 供する個別ソフトウェアに関しては当該リスクを強調した否定的な説明からなるポ  
495 ップアップ表示を行うことを条件とする一方で、当該指定事業者が提供する個別ソ  
496 フトウェアに関しては安全性を強調した説明からなるポップアップ表示を行うこと。  
497 【想定例 8】

498 ○ アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアの機能（例えば、ペアレンタ  
499 ルコントロール機能）について、その実現が困難な事情がないにもかかわらず、当該  
500 指定事業者以外の個別アプリ事業者に対しては利用を認めない、又は特定の個別ア  
501 プリ事業者に対してのみ当該機能の利用を可能にすること。【想定例 9】

502 ○ アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアにおけるアプリランキング  
503 等のダウンロード数やレビュースコア等の客観的な数値を基準にしたランキングに  
504 において、実態とは異なるように、当該指定事業者の個別ソフトウェア若しくは特定の

505 個別アプリ事業者の個別ソフトウェアを上位に表示する、又は当該アプリストアに  
506 おける検索の結果において、当該指定事業者の個別ソフトウェア若しくは特定の個  
507 別アプリ事業者の個別ソフトウェアを優先的に表示すること。【想定例 10】

508 ○ アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアにおけるアプリランキング  
509 等のダウンロード数やレビュースコア等の客観的な数値を基準にしたランキングに  
510 において、実態とは異なるように、特定の個別アプリ事業者の個別ソフトウェアを表示  
511 しない若しくは下位に表示する、又は当該アプリストアにおける検索の結果におい  
512 て、指定事業者が特定の個別アプリ事業者の個別ソフトウェアを表示しない若しく  
513 は劣後して表示すること。【想定例 11】

514

#### 515 (5)「その他の不公正な取扱い」について

516 「その他の不公正な取扱い」とは、基本動作ソフトウェアに係る指定事業者又はアプリ  
517 スタアに係る指定事業者が、合理的な理由なく、個別アプリ事業者の事業活動を拘束し、  
518 又は個別アプリ事業者に対して不利益を与える取扱いをすることをいう。ここでいう「取  
519 扱い」の意味並びに合理的な理由の意味及び当該合理的な理由の有無の判断方法につい  
520 ては、前記(4)と同様である。

521 指定事業者が個別アプリ事業者に対し、その事業活動を拘束し、又は個別アプリ事業者  
522 に対して不利益を与える取扱いをする場合において、そのような取扱いの必要性や当該  
523 取扱いの合理性が存在しなければ、通常、法第6条の「その他の不公正な取扱い」に該当  
524 する。

525

#### 526 ア 基本動作ソフトウェアに係る指定事業者による行為

527 基本動作ソフトウェアに係る指定事業者による「その他の不公正な取扱い」に該当す  
528 る行為の想定例として、以下の行為が挙げられる。

529 <想定例>

530 ○ 基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が、代替アプリストアを利用する個別ソ  
531 フトウェアに対して審査等を行う場合に、いずれの個別ソフトウェアに対しても、サ  
532 イバーセキュリティの確保等(後記3(1)エ(ア)参照)の観点からの必要性がな  
533 いにもかかわらず、審査等の結果として明確な理由を伝えることなく代替アプリス  
534 トアにおける提供を拒否し、又は明確な理由を伝えることなく長期間にわたり審査  
535 等の結果を保留すること。【想定例 12】

536 ○ 基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が、個別アプリ事業者に対してOS機能の  
537 利用を認めるに当たり、当該利用により当該個別アプリ事業者が得られる利益等を  
538 勘案して合理的と認められる範囲を超える不利益を与える又は当該指定事業者が提  
539 供する別の商品又は役務を義務的に購入又は利用させるような条件を一方向的に設け  
540 ること。【想定例 13】

- 541 ○ 基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が、当該指定事業者の他の事業（例えば、  
542 広告事業）に影響を及ぼすことを理由として、個別アプリ事業者の個別ソフトウェア  
543 （例えば、広告の表示をブロックする機能を有する個別ソフトウェア）の当該基本動  
544 作ソフトウェアにおける動作を停止すること。【想定例 14】
- 545 ○ 基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が、当該基本動作ソフトウェアにおいて  
546 個別ソフトウェアを提供する個別アプリ事業者に対して、当該指定事業者の行為が  
547 法に違反する疑いがあると思料したとしても、当該行為について裁判所その他の公  
548 的機関に訴訟の提起その他報告等を行うことを制限するような条件を設けること。  
549 【想定例 15】

550

#### 551 イ アプリストアに係る指定事業者による行為

552 アプリストアに係る指定事業者による「その他の不公正な取扱い」に該当する行為の  
553 想定例として、以下の行為が挙げられる。

554 <想定例>

- 555 ○ アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアで提供される個別ソフトウ  
556 ェアについて、当該アプリストアの利用規約に違反する等の事情や当該指定事業者  
557 には制御できない要因（例えば、他の事業者に起因する遅延）がないにもかかわらず、  
558 当該個別ソフトウェアを提供する個別アプリ事業者のアカウントを停止すること、  
559 又は当該個別ソフトウェアの提供を停止すること。【想定例 16】
- 560 ○ アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアの利用のための審査等にお  
561 いて、個別ソフトウェアのアプリ内課金に関し、当該アプリストアでの販売価格が代  
562 替アプリストア又はウェブサイトでの販売価格より高くないことや、当該アプ  
563 リストアでの販売価格が当該指定事業者の基本動作ソフトウェアを搭載した端末以  
564 外の端末（例えば、PC やタブレット）で提供される当該アプリストアでの販売価格  
565 より高くないことを求めるなど、価格に係るいわゆる同等性条件を設けること。  
566 【想定例 17】
- 567 ○ アプリストアに係る指定事業者が、スマートフォンの利用者による特定の個別ソ  
568 フトウェアの名称を入力して行われた当該アプリストア内検索の結果において、当  
569 該特定の個別ソフトウェアと競争関係にある当該指定事業者の個別ソフトウェアを  
570 毎回隣接するように固定して表示する、又は当該特定の個別ソフトウェアと競争関  
571 係にある当該指定事業者の個別ソフトウェアの広告を毎回隣接するように固定して  
572 表示すること。【想定例 18】
- 573 ○ アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアにおいて提供される個別ソ  
574 フトウェアの利用者からの返金要求に対し、個別アプリ事業者ではなく指定事業者  
575 自らがその返金の可否を判断する場合において、個々の返金要求の妥当性を検証す  
576 るための対応（指定事業者における自動確認プロセスを含む。）を適切に行うことな

577 く認容し、不正な返金要求に対しても個別アプリ事業者が返金を行わざるを得ない  
578 状況を常態化させること。【想定例 19】

579 ○ アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアの利用のための審査等にお  
580 いて、個別ソフトウェアのアプリ内課金に関し、個別アプリ事業者による柔軟な価格  
581 設定を許容することを困難とする制約等がないにもかかわらず、個別ソフトウェア  
582 を提供する個別アプリ事業者の柔軟な価格設定を阻害するような幅の広い段階毎に  
583 設定した価格表に基づく価格設定を求めること。【想定例 20】

584 ○ アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアの利用のための審査等にお  
585 いて、当該指定事業者の他の事業（例えば、広告事業等）に影響を及ぼす個別ソフト  
586 ウェア（例えば、広告の表示をブロックする機能を有する個別ソフトウェア等）を提  
587 供しようとする個別アプリ事業者に対して、当該個別ソフトウェアの提供を取り止  
588 めない限り、当該個別アプリ事業者のアカウントを停止する、又は当該個別ソフト  
589 ウェアのアプリストアにおける提供を停止する等の条件を設けること。【想定例 21】

590 ○ アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアにおいて個別ソフトウェア  
591 を提供する個別アプリ事業者に対して、当該指定事業者の行為が法に違反する疑い  
592 があると思料したとしても、当該行為について裁判所その他の公的機関に訴訟の提  
593 起その他報告等を行うことを制限するような条件を設けること。【想定例 22】

594

#### 595 (6) 法の規定に違反する行為を防止するために指定事業者が行うことが望ましい取組

596 法第 6 条の規定に違反する行為を未然に防止するため、基本動作ソフトウェア又はア  
597 プリストアに係る指定事業者は、以下のような取組を行うことが望ましい。

598 ○ 「不当に差別的な取扱いその他の不公正な取扱い」が行われないことを確保するた  
599 めに必要な体制及び手続の整備に係る取組

600 指定事業者は、その指定に係る基本動作ソフトウェア又はアプリストアの利用に係  
601 る条件及び当該条件に基づく取引の実施について、「不当に差別的な取扱いその他の不  
602 公正な取扱い」が行われないことを確保するために、必要な体制及び手続を整備す  
603 ることが望ましい。当該体制及び手続を整備した場合には、当該基本動作ソフトウェア又は  
604 アプリストアの利用に係る条件及び当該条件に基づく取引の実施について、以下の取  
605 組を行うことが望ましい。

606 ・ 「不当に差別的な取扱いその他の不公正な取扱い」の有無を指定事業者の社内にお  
607 いて定期的に確認すること。

608 ・ 全部又は一部の個別アプリ事業者につき自己又は他の個別アプリ事業者と異なる  
609 取扱いをする場合には、当該取扱いの理由についてその根拠を示しつつ個別アプリ  
610 事業者の説明すること。

611 ・ 指定事業者が公正な取扱いを行っていることをその客観的な根拠を示しつつ個  
612 別アプリ事業者に説明すること。

613

614 (7) 法の規定を遵守していることを公正取引委員会に対して報告する事項

615 指定事業者は、法第6条の規定の遵守の状況について、規則第36条第2項において規  
616 定されている事項を公正取引委員会に対して報告する必要がある、同項第4号ハのその  
617 他法の規定の遵守の確認のために必要な事項としては、例えば、以下のものが挙げられる。

618 ア 基本動作ソフトウェアに係る指定事業者

619 ○ 個別アプリ事業者による基本動作ソフトウェアの利用に係る条件又は当該条件に  
620 基づく取引の実施について、全部又は一部の個別アプリ事業者につき自己又は他の  
621 個別アプリ事業者と異なる取扱いをしている場合には、その内容及びそのような取  
622 扱いをする理由。

623

624 イ アプリストアに係る指定事業者

625 ○ 個別アプリ事業者によるアプリストアの利用に係る条件又は当該条件に基づく取  
626 引の実施について、全部又は一部の個別アプリ事業者につき自己又は他の個別ア  
627 プリ事業者と異なる取扱いをしている場合には、その内容及びそのような取扱いをす  
628 る理由。

629

630 3 法第7条（基本動作ソフトウェアに係る指定事業者の禁止行為）

631 (1) 第1号（代替アプリストアの提供等を妨げることの禁止）

632 ア 基本的考え方

633 法第7条第1号は、基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が、当該基本動作ソフト  
634 ウェアを通じて提供されるアプリストアを当該指定事業者又はその子会社等（以下3  
635 において「指定事業者等」という。）が提供するものに限定することのほか、他の事業  
636 者が当該基本動作ソフトウェアを通じて代替アプリストアを提供し、又はスマートフ  
637 ォンの利用者が当該基本動作ソフトウェアを通じて代替アプリストアを利用すること  
638 を妨げることを禁止している。

639 こうした基本動作ソフトウェアに係る指定事業者による代替アプリストアの提供を  
640 妨げるような行為を禁止することで、代替アプリストアの新規参入を促し、アプリスト  
641 アに係る競争を促進しようとするものである。

642

643 イ 法第7条第1号に係る具体的考え方

644 (ア) アプリストアを当該指定事業者が提供するものに「限定する」行為

645 法第7条第1号イの「当該基本動作ソフトウェアを通じて提供されるアプリスト  
646 アを当該指定事業者…が提供するものに限定する」とは、基本動作ソフトウェアに係  
647 る指定事業者が、当該基本動作ソフトウェアを通じて提供されるアプリストアを指  
648 定事業者等が提供するものに限定する行為をいう。そうした行為には、当該指定事業

649 者が、スマートフォンの利用者との契約等において代替アプリストアの利用を禁止  
650 する行為や、当該基本動作ソフトウェアの技術的仕様を通じて代替アプリストアの  
651 提供を不可能とする行為を含む。

#### 652 653 (イ) 代替アプリストアの提供又は利用を「妨げる」行為

654 法第7条第1号ロの「他の事業者が当該基本動作ソフトウェアを通じてアプリス  
655 トアを提供…することを妨げる」とは、代替アプリストアの提供の継続を困難にさせ  
656 たり、新たな代替アプリストアの提供の開始を困難にさせたりする蓋然性の高い行  
657 為をいう。また、「スマートフォンの利用者が当該基本動作ソフトウェアを通じて他  
658 の事業者が提供するアプリストアを利用することを妨げる」とは、スマートフォンの  
659 利用者による代替アプリストアの利用の継続を困難にさせたり、新たな代替アプリ  
660 ストアの利用の開始を困難にさせたりする蓋然性の高い行為をいう。そうした行為  
661 には、代替アプリストアを提供する又は利用すること自体は認めつつ、他の事業者  
662 に合理的でない技術的制約や契約上の条件等を課すこと、他の事業者に過度な金銭的  
663 負担を課すこと、スマートフォンの利用者に対して代替アプリストアを利用しない  
664 ように誘導することなどによって、代替アプリストアの提供又は利用を実質的に困  
665 難にさせる蓋然性の高い行為を含む。

666 指定事業者の行為が代替アプリストアの提供又は利用を妨げる行為に該当するた  
667 めには、代替アプリストアの提供又は利用が完全に不可能であることまでが必要と  
668 されるわけではなく、そうした結果が発生する蓋然性の程度により、代替アプリス  
669 トアの提供又は利用を妨げる行為への該当性を判断することになる。

670 代替アプリストアの提供又は利用を困難にさせる蓋然性の程度については、指定  
671 事業者による行為の態様、当該行為の期間、当該行為が代替アプリストアを提供する  
672 他の事業者に与える影響の程度、代替アプリストアで個別ソフトウェアを提供しよ  
673 うとする個別アプリ事業者に与える影響の程度などの考慮要素に従って、総合的に  
674 判断される。

#### 675 676 (ウ) 手数料等の金銭的負担の要求に関する考え方

677 後記ウ(イ)の手数料等の金銭的負担の要求に関して、例えば指定事業者が、代替  
678 アプリストアにおいて個別ソフトウェアを提供する又は提供しようとする個別アプ  
679 リ事業者に対して基本動作ソフトウェアの利用手数料等の金銭的負担を課す場合に  
680 は、個別アプリ事業者は、代替アプリストアを利用するか否かの判断に際し、当該代  
681 替アプリストアの利用に関して支払う手数料等の金銭的負担のほかに、こうした指  
682 定事業者が求める金銭的負担も考慮することになる。

683 個別アプリ事業者による代替アプリストアの利用が困難となる蓋然性が高い手  
684 料等の金銭的負担の水準については、個別具体的な事情を踏まえて判断することと

685 なる。例えば、個別アプリ事業者において、指定事業者等のアプリストアを利用する  
686 場合に当該指定事業者等から求められる手数料等の金銭的負担、代替アプリストア  
687 を利用する場合に当該代替アプリストアを提供する事業者から求められる手数料等  
688 の金銭的負担（代替アプリストアを提供する効率的な事業者がその事業を継続でき  
689 る水準かどうかも勘案する。）及び代替アプリストアを利用する場合に指定事業者か  
690 ら求められる手数料等の金銭的負担の水準などを考慮することになる。

691

## 692 ウ 想定例

693 (ア) 指定事業者が、その指定に係る基本動作ソフトウェアを通じて提供されるアプリ  
694 ストアを指定事業者等が提供するものに限定する行為であり法第7条第1号イに該  
695 当する行為の想定例として、以下の行為が挙げられる。

696 <想定例>

697 ○ 指定事業者が、スマートフォンの利用者に対して、基本動作ソフトウェアのライ  
698 センス契約や利用規約において代替アプリストアの利用を禁止すること。【想定例  
699 23】

700 ○ 指定事業者が、基本動作ソフトウェアの技術的仕様として、スマートフォンの利  
701 用者による代替アプリストアの利用を不可能とする仕様（スマートフォンの利用  
702 者が希望する間は代替アプリストアの利用を不可能とすることを自ら選択できる  
703 設定に係る仕様は除く。）を設けること。【想定例 24】

704

705 (イ) 指定事業者が、その指定に係る基本動作ソフトウェアに関し、代替アプリストア  
706 を提供する又は利用すること自体は認めつつ、代替アプリストアの提供又は利用を  
707 実質的に困難にさせる蓋然性の高い行為であり法第7条第1号ロに該当する行為の  
708 想定例として、以下の行為が挙げられる。

709 a 指定事業者が、その指定に係る基本動作ソフトウェアに関し、代替アプリストア  
710 を提供する若しくは提供しようとする他の事業者又は代替アプリストアを利用す  
711 る若しくは利用しようとする個別アプリ事業者に対して、代替アプリストアの提  
712 供又は利用に関する合理的でない技術的制約や契約上の条件等を課すこと。

713 <想定例>

714 ○ 基本動作ソフトウェアにおいて代替アプリストアを提供しようとする他の事  
715 業者に対し、代替アプリストアの提供を行う際の条件として当該他の事業者の  
716 事業規模又は財務状況に係る項目を設ける際に、指定事業者が、合理的な理由な  
717 く、当該項目を満たす他の事業者が極めて限定的となるような高い水準を設定  
718 すること。【想定例 25】

719 ○ 基本動作ソフトウェアにおいて他の事業者が代替アプリストアを提供するに  
720 当たって審査等を行う場合に、指定事業者が、合理的な理由なく、特定の代替ア

- 721 プリストアに対してのみ、当該特定の代替アプリストア以外の代替アプリストア  
722 に対しては設けていない追加的な審査項目を設ける又は当該審査等に係る審査  
723 項目は同一であっても当該審査等において特定の代替アプリストアを不利に  
724 扱うような運用を行うこと。【想定例 26】
- 725 ○ 基本動作ソフトウェアにおいて他の事業者が代替アプリストアを提供するに  
726 当たって審査等を行う場合に、指定事業者が、代替アプリストアに対して、当該  
727 指定事業者には制御できない要因（例えば、当該他の事業者に起因する遅延）も  
728 ないのに、過度に時間をかけて審査等を行うこと。【想定例 27】
- 729 ○ 代替アプリストアで個別ソフトウェアを提供する又は提供しようとする個別  
730 アプリ事業者の大多数又は全てに対し、指定事業者が、合理的な理由なく、指定  
731 事業者等のアプリストアを利用して個別ソフトウェアを提供する際の審査等の  
732 完了を遅らせるなど、代替アプリストアの利用に関して不利に扱うことにより、  
733 個別アプリ事業者が代替アプリストアにおける個別ソフトウェアの提供を断念  
734 する方向に誘導すること。【想定例 28】
- 735 ○ 基本動作ソフトウェアにおいて作動する個別ソフトウェアのうち有力な個別  
736 ソフトウェア（例えば、スマートフォンの利用者に人気のあるゲームアプリ）を  
737 提供する個別アプリ事業者との間で、当該個別アプリ事業者が自ら提供する個  
738 別ソフトウェアを提供するための代替アプリストアの提供を開始する又は代替  
739 アプリストアで提供するための対応を採らない代わりに、当該指定事業者が当  
740 該個別アプリ事業者に対して金銭等の対価を支払う旨の条項を含む契約を指定  
741 事業者が締結すること。【想定例 29】
- 742
- 743 b 指定事業者が、その指定に係る基本動作ソフトウェアに関し、代替アプリストア  
744 を提供する若しくは提供しようとする他の事業者又は代替アプリストアを利用す  
745 る若しくは利用しようとする個別アプリ事業者に対して、代替アプリストアの提  
746 供又は利用に関する過度な金銭的負担を課すこと。
- 747 なお、代替アプリストアを利用する又は利用しようとする個別アプリ事業者に  
748 対し、当該基本動作ソフトウェアの利用手数料等の金銭的負担を課すことについ  
749 ては、前記イ（ウ）に記載した考え方に基づき判断されることになる。
- 750 <想定例>
- 751 ○ 基本動作ソフトウェアにおいて代替アプリストアを提供する又は提供しよう  
752 とする他の事業者に対し、指定事業者が、個別ソフトウェアに課される基本動作  
753 ソフトウェアの利用手数料等の算定基礎を拡大するなどして、代替アプリストア  
754 の提供が困難となる蓋然性が高い利用手数料等の金銭的負担を課すこと。【想  
755 定例 30】
- 756 ○ 個別アプリ事業者が自ら提供する個別ソフトウェアにおいて表示する広告か

757 ら収益を得る等の方法を採用していることから、指定事業者等のアプリストア  
758 のみで特定の個別ソフトウェアを提供する場合には当該指定事業者等から金銭  
759 的負担を求められない状況において、当該個別アプリ事業者が代替アプリストア  
760 で当該特定の個別ソフトウェアを提供しようとする場合に、指定事業者が、当  
761 該個別アプリ事業者に対して、代替アプリストアの利用が困難となる蓋然性が  
762 高い利用手数料等の金銭的負担を課すこと。【想定例 31】

763

764 c 指定事業者が、その指定に係る基本動作ソフトウェアに関し、代替アプリストア  
765 を利用する又は利用しようとするスマートフォンの利用者に対して、代替アプリ  
766 ストアを利用しないように誘導すること。

767 <想定例>

768 ○ 指定事業者が、スマートフォンの利用者による代替アプリストアのダウンロー  
769 ド及びインストールを行うための設定プロセスを不必要に複雑なものとする  
770 ことなど、代替アプリストアの利用を行いにくくするような技術的仕様を基本  
771 動作ソフトウェアに設けること。【想定例 32】

772 ○ 指定事業者が、スマートフォンの利用者が代替アプリストアを利用しようと  
773 する場合に、指定事業者等のアプリストアの利便性を説明し、当該アプリストア  
774 を利用するように誘導するポップアップを表示すること。【想定例 33】

775 ○ 指定事業者が、代替アプリストアのインストールから代替アプリストア経由  
776 で個別ソフトウェアのインストールを行うまでの間に、当該インストールを断  
777 念する方向に誘導するような表示等（例えば、実際よりも当該インストールに危  
778 険性がある旨を伝える警告を表示すること、当該インストールに必要な権限の  
779 許可を求める画面を合理的な理由なく何度も表示すること、当該インストール  
780 を行うためにその都度設定変更を必要とするようにすること）を行うこと。【想  
781 定例 34】

782

## 783 エ 正当化事由に係る考え方

### 784 (ア) 総論

785 法第7条各号及び第8条第1号ないし第3号（第8条第3号については、同号の個  
786 別ソフトウェアがブラウザである場合を除く。）においては、スマートフォンの利用  
787 に係るサイバーセキュリティの確保、スマートフォンの利用者に係る情報の保護、ス  
788 マートフォンの利用に係る青少年の保護その他政令で定める目的（スマートフォン  
789 において利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行令（令和  
790 6年政令第376号。以下「令」という。）第2条で定める「スマートフォンを利用し  
791 て行われる賭博その他の犯罪行為の防止（以下「スマートフォンを利用して行われる  
792 犯罪行為の防止」という。））及び「スマートフォンの動作の著しい遅延又は停止その

793 他のスマートフォンの異常な動作の防止（以下「スマートフォンの異常な動作の防止」  
794 という。）」（以下「サイバーセキュリティの確保等」という。）のために必要な行為  
795 を行う場合であって、他の行為によってその目的を達成することが困難であるとき  
796 は、いわゆる「正当化事由」が認められることになる。すなわち、法第7条各号及び  
797 第8条第1号ないし第3号に外形的に該当する行為であっても、正当化事由が認め  
798 られるのであれば、法第7条及び第8条の規定に違反しない。

799

#### 800 (イ) 正当化事由の目的の具体例

801 前記（ア）で列挙した正当化事由の目的について、その具体例は以下のとおりであ  
802 る。なお、以下の具体例はあくまで例示に過ぎず、正当化事由が認められるか否かに  
803 ついては、個別具体的な検討を要する。

804

##### 805 a スマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保

806 スマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保は、サイバーセキュ  
807 リティ基本法（平成26年法律第104号）第2条（注1）で定義されているサイバ  
808 ーセキュリティをスマートフォンにおいて確保することを意味している（注2）。

809 具体的には、

- 810 ・ OS機能への第三者による不正なアクセスによってスマートフォン又はスマー  
811 トフォンの利用者に害を及ぼす形でOS機能が使用されることを防ぐための対応
- 812 ・ スマートフォン端末に保存されたデータ（例えば、業務上作成した機密文書、  
813 業務用スマートフォンにおける位置情報の履歴）への第三者による不正なアク  
814 セスによって当該データが漏えい、滅失又は毀損されることを防ぐための対応
- 815 ・ スマートフォンにおけるOS機能の利用を通じて、スマートフォンの機能に過  
816 剰な負荷をかけることなどによりスマートフォンの動作を停止させる又はスマ  
817 ートフォンの性能を著しく低下させること（第三者によるWi-Fi等のネットワ  
818 ークに係る不正な使用の結果、当該ネットワークの機能の停止又は性能の著し  
819 い低下をもたらす場合を含む。）を防ぐための対応
- 820 ・ スマートフォンにおけるOS機能にアクセスする個別ソフトウェアにおける欠  
821 陥（例えば、プログラムにおけるバグに起因するもの）によって、当該スマー  
822 トフォン端末に保存されたデータ（例えば、写真データ、連絡先データ）が漏えい、  
823 滅失又は毀損されることを防ぐための対応
- 824 ・ 悪質なソフトウェア（マルウェアやランサムウェア等）対策を行わない代替ア  
825 プリストアが基本動作ソフトウェアに係る指定事業者の基本動作ソフトウェア  
826 において提供されることを防ぐための対応
- 827 ・ 脆弱性対策を行わないブラウザエンジンを組み込んだ個別ソフトウェア（ブラ  
828 ウザを除く。）が基本動作ソフトウェアに係る指定事業者等のアプリストアで提

829 供されることを防ぐための対応  
830 などが含まれる。

831

832 (注1) 同条では、「サイバーセキュリティ」とは、「電子的方式、磁気的方式その  
833 他人の知覚によっては認識することができない方式(以下この条において「電磁  
834 的方式」という。)により記録され、又は発信され、伝送され、若しくは受信さ  
835 れる情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために  
836 必要な措置並びに情報システム及び情報通信ネットワークの安全性及び信頼性  
837 の確保のために必要な措置(情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた  
838 記録に係る記録媒体(以下「電磁的記録媒体」という。)を通じた電子計算機に  
839 対する不正な活動による被害の防止のために必要な措置を含む。)が講じられ、  
840 その状態が適切に維持管理されていること」と定義されている。

841 (注2) 国家安全保障や経済安全保障の観点からも、スマートフォン経由で当該ス  
842 マートフォン端末に保存されたデータが漏えいする等の行為を防ぐなどの措置  
843 が十分に行われることが重要であり、そのようなスマートフォンの利用に係る  
844 サイバーセキュリティの確保又はスマートフォンの利用者に係る情報の保護の  
845 確保のための措置は、法の正当化事由に通常該当するものである。

846

#### 847 b スマートフォンの利用者に係る情報の保護

848 スマートフォンの利用者に係る情報の保護は、スマートフォンの利用者が当該  
849 スマートフォン端末に保存した当該利用者に係る情報や当該スマートフォンの利  
850 用に伴い生成された当該利用者に係る情報など、当該利用者に係る情報を保護す  
851 ることを意味している。

852 具体的には、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定や電  
853 気通信事業法(昭和59年法律第86号)の利用者情報に係る規定など現行法令で求  
854 められている対応のほか、現行法令の趣旨を踏まえたようなスマートフォンの利  
855 用者に係る情報の保護を行うための対応も含まれる。

856 そうした現行法令で求められている対応又は現行法令の趣旨を踏まえたような  
857 スマートフォンの利用者に係る情報の保護を行うための対応の例としては、

- 858 ・ スマートフォンの利用者からの同意を得ずに、広告の配信及び表示を目的とし  
859 た当該利用者に係る情報(例えば、広告ID、端末ID、サードパーティクッキー)  
860 を取得するなどの行為を防ぐための措置を代替アプリストアに求める対応
- 861 ・ スマートフォンのOS機能を通じてスマートフォンの利用者に係る情報(例え  
862 ば、マイクにより録音された音声データ、位置情報、写真データ、動画データ)  
863 を取得するに当たり、当該利用者への同意の取得を求めることを当該OS機能の  
864 利用に係る条件とする対応

- 865
- 866
- 867
- 868
- 869
- 870
- 871
- 872
- 873
- 874
- 875
- 876
- 877
- 878
- 879
- 880
- 881
- 882
- 883
- 884
- 885
- 886
- 887
- 888
- 889
- 890
- 891
- 892
- 893
- 894
- 895
- 896
- 897
- 898
- 899
- 900
- ・ スマートフォンの利用者を誤認させるようなユーザーインターフェースにより当該利用者に係る情報を取得する個別ソフトウェア（指定事業者等のアプリストアでは提供されていないものが想定される。）を提供する代替アプリストアが、基本動作ソフトウェアにおいて提供されることを防ぐための対応
  - ・ 代替アプリストアに対し、当該代替アプリストア及び当該代替アプリストアで提供される個別ソフトウェアに関して、外国にある第三者や委託先、共同利用相手へスマートフォンの利用者に係る情報を提供する場合に、当該提供を利用目的とすること、提供される当該情報の項目及び提供先の第三者等の所在国の名称等をプライバシーポリシーに記載することを求める対応
  - ・ 課金アイテムを提供する個別ソフトウェアに関して、スマートフォンの利用者を誤認させるようなインターフェースによって当該個別ソフトウェアを提供する個別アプリ事業者が当該利用者に係る情報を取得することを防ぐための対応などが含まれる。
- c スマートフォンの利用に係る青少年の保護
- スマートフォンの利用に係る青少年の保護は、青少年がスマートフォンを利用する際に何らかのトラブルや問題に巻き込まれることを防ぐことを意味している。具体的には、
- ・ 個別ソフトウェアにおける課金に関し、未成年者による重課金及び誤課金の防止のために、基本動作ソフトウェアにおいてペアレンタルコントロール機能を設け、保護者の同意に基づき、課金システム全般（代替課金システムを含む。）の利用を未成年者に対して制限する対応
  - ・ 未成年者には有害なコンテンツを提供する個別ソフトウェアを提供する代替アプリストアについて、未成年者による利用の防止のために、基本動作ソフトウェアにおいてペアレンタルコントロール機能を設け、保護者の同意に基づき、当該代替アプリストアの利用を未成年者に対して制限する対応
  - ・ 代替アプリストアについて、未成年者による適正な利用の観点から、個別ソフトウェア又は個別ソフトウェアを通じて提供されるコンテンツ又は機能に係る適切な年齢制限（レーティング）や当該機能の利用の制限を求める対応
  - ・ 未成年者であるスマートフォンの利用者に係る情報について、未成年者以外に対するものよりも厳格なプライバシー保護の基準を設定すること（例えば、未成年者であるスマートフォンの利用者に係る情報のプロファイリングに基づくターゲティング広告の表示を実施しないこと）を代替アプリストアに求める対応などが含まれる。
- d スマートフォンを利用して行われる犯罪行為の防止

901 スマートフォンを利用して行われる犯罪行為の防止は、スマートフォンを利用  
902 した様々な犯罪行為が行われることを未然に防ぐことを意味している。

903 具体的には、

- 904 ・ 個別ソフトウェアを通じて販売される商品又は役務に関し、その提供条件につ  
905 いてスマートフォンの利用者を欺くような広告の表示及び契約の方法を制限す  
906 ることを代替アプリストアに求める対応
- 907 ・ 個別ソフトウェアにおいてサブスクリプションサービスを申し込む際のいわ  
908 ゆゆる最終確認画面において提供するサービスの期間、回数、料金、キャンセル・  
909 解約に関する事項等を表示するための措置を代替アプリストアに求める対応
- 910 ・ 日本国内の利用者に対して提供することが法律により禁止されている又は提  
911 供するために許認可等を要するものの当該許認可等を得ずに提供されている商  
912 品又は役務に係る個別ソフトウェアの提供又は宣伝を防ぐための措置を代替ア  
913 プリストアに求める対応
- 914 ・ 犯罪に利用される可能性が高い個別ソフトウェア（指定事業者等のアプリストア  
915 では提供されていないものが想定される。）を提供する代替アプリストアが、  
916 指定事業者の基本動作ソフトウェアにおいて提供されることを防ぐための対応
- 917 ・ いわゆる海賊版のコンテンツを提供する個別ソフトウェア（指定事業者等のア  
918 プリストアでは提供されていないものが想定される。）を提供する代替アプリス  
919 トアが、指定事業者の基本動作ソフトウェアにおいて提供されることを防ぐた  
920 めの対応
- 921 ・ 詐欺等によりスマートフォンの利用者を欺き又は誤認させるようなウェブサ  
922 イトに遷移されるリスクを最小限にするために、個別ソフトウェアにおいてリ  
923 ンクアウトを提供する際の要件やリンクアウトのランディングページ等に係る  
924 要件を含め、リンクアウトの提供に合理的かつ必要な条件を課すための対応  
925 などが含まれる。

#### 926 e スマートフォンの異常な動作の防止

927 スマートフォンの異常な動作の防止は、スマートフォンの利用に係る端末のハ  
928 ードウェアの物理的な安全性を確保する観点から異常な動作が生じることを防ぐ  
929 ことを意味している。

930 具体的には、

- 931 ・ 個別ソフトウェアの動作によりスマートフォン端末のバッテリーに過大な負  
932 荷がかかることで、当該スマートフォン端末のバッテリーが発火することを防  
933 ぐための対応
- 934 ・ 個別ソフトウェアの動作によりスマートフォン端末の半導体（例えば、通信の  
935 ためのモデムチップ）に過大な負荷がかかることで、当該スマートフォン端末の  
936

937           ハードウェアが故障することを防ぐための対応  
938           ・ 個別ソフトウェアの動作によりスマートフォン端末のバッテリー、中央演算装  
939           置 (CPU) 又は画像処理装置 (GPU) に過大な負荷がかかることで、当該スマート  
940           フォン端末が機能停止することを防ぐための対応  
941           ・ 個別ソフトウェアの動作によりスマートフォン端末のバッテリー又は半導体  
942           (例えば、通信のためのモデムチップ) に過大な負荷がかかることで、当該スマ  
943           ートフォン端末の性能が著しく低下することを防ぐための対応  
944           などが含まれる。

945

#### 946 (ウ) 正当化事由への該当性に係る基本的考え方

947           法第7条各号及び第8条第1号ないし第3号に該当する行為をした場合であって  
948           も、サイバーセキュリティの確保等のために必要な行為を行う場合であって、他の行  
949           為によってその目的を達成することが困難であるときには、当該行為は法第7条及  
950           び第8条の規定に違反しない。

951           すなわち、指定事業者が、サイバーセキュリティの確保等の目的で、法第7条各号  
952           及び第8条第1号ないし第3号に該当する行為を行う場合に、当該行為が当該目的  
953           のために行われていると客観的に評価され、かつ、当該行為以外のより競争制限的で  
954           ない行為によっては、当該目的を達成することが困難である場合には、当該行為は法  
955           第7条及び第8条の規定に違反しない。なお、「他の行為によってその目的を達成す  
956           ることが困難である」か否かについては、指定事業者におけるコスト等の要素を踏ま  
957           えて、実際に採り得る代替的手段との比較によって判断される。

958           スマートフォンの利用者が多様な代替アプリストア及び当該代替アプリストアで  
959           提供される個別ソフトウェアを安心して利用できるようにするためにも、指定事業  
960           者の行為について、こうした正当化事由が真に認められるか否かを的確に判断して  
961           いく必要がある。

962           もし、正当化事由が認められるべき場合にそれが認められず、サイバーセキュリ  
963           ティの確保等が図られないようなことがあれば、法第7条及び第8条に正当化事由を  
964           設けた趣旨に反することになる。反対に、正当化事由を認めるべきでない場合にそれ  
965           を認めることとなると、法第7条及び第8条に定められた禁止行為が形骸化し、当該  
966           禁止行為を設けた趣旨を逸脱することになる。そのため、サイバーセキュリティの確  
967           保等と競争の促進という2つの要請のバランスにも配慮しながら正当化事由に係る  
968           判断を行うことが重要である。

969           指定事業者の行為が正当化事由に該当するか否かの判断については、個別具体的  
970           に判断することとなるが、指定事業者、代替アプリストアを提供する又は提供しよう  
971           とする事業者、個別アプリ事業者その他の事業者の予見可能性を確保する観点から、  
972           法第7条各号及び第8条第1号ないし第3号について、正当化事由が認められると

973 考えられる想定例及び正当化事由が認められないと考えられる想定例をそれぞれ後  
974 述している。なお、当該想定例はあくまで仮想的な事例を列挙したものであり、正当  
975 化事由が認められるか否かについては、個別具体的な事情を踏まえて判断すること  
976 となる。

977 特に、スマートフォンを利用して行われる犯罪行為の防止のための対応について、  
978 当該行為の重大さや顕在化するリスクの大きさに応じて、当該行為の防止のための  
979 措置の程度を考慮することが適当であり、指定事業者の行為以外のより競争制限的  
980 でない行為によって、スマートフォンを利用して行われる犯罪行為の防止という目  
981 的を達成することが困難であるか否かを、具体的事例ごとに個別に判断していくこ  
982 とになる。

983 なお、サイバーセキュリティの確保等の目的のために必要な行為と認められるか、  
984 当該行為が他の行為によってその目的を達成することが困難であると認められるか  
985 という点に関しては、専門的な知見を有する関係行政機関の意見も十分に斟酌しな  
986 がら、公正取引委員会において判断を行っていくことが重要であり、関係行政機関と  
987 の連携の在り方については、後記第5において詳述している。

988

## 989 オ 正当化事由に係る想定例

990 前記エの正当化事由への該当性に係る基本的考え方を踏まえれば、通常、正当化事由  
991 があると認められ、違反とならない場合及び正当化事由があるとは認められず、違反と  
992 なる場合に係る想定例は、それぞれ以下のとおりである。

993

### 994 (ア) 正当化事由があると認められ、違反とならない場合

995 通常、正当化事由があると認められ、法第7条の規定に違反しないと考えられる行  
996 為の想定例として、以下の行為が挙げられる。

997 <想定例>

998 ○ 指定事業者が、その指定に係る基本動作ソフトウェアにおいて利用される代替  
999 アプリストアに対して、サイバーセキュリティの確保等の観点から必要な基準に  
1000 照らした審査等を行い、当該代替アプリストアが審査基準を満たしていない場合  
1001 には、当該基本動作ソフトウェアにおける当該代替アプリストアの提供を禁止す  
1002 ること。【想定例 35】

1003 この行為は、指定事業者が設定した審査基準を代替アプリストアが満たしてい  
1004 なければ、基本動作ソフトウェアにおいて当該代替アプリストアを提供できない  
1005 ようにする行為であり、他の事業者による代替アプリストアの提供を妨げる行為  
1006 ではあるものの、サイバーセキュリティの確保等に資するものであり、かつ、その  
1007 審査基準（注）及び当該基準に基づく運用が、その目的に照らして必要な範囲に留  
1008 まっているのであれば、正当化事由が認められ、法第7条の規定に違反しない。

1009

1010

(注) 前記の SPSI では、アプリストアを提供する事業者におけるセキュリティの確保の観点から望ましい取組として、「アプリストア内で提供されるアプリが満たすべきセキュリティ要件を示し、当該要件を満たしているかを審査する(例：業界標準の暗号化技術の使用、最小権限、セキュアコーディング等)」ことを、利用者情報の適正な取扱いの観点から望ましい取組として、「アプリストアの個別のアプリケーションページ上にプライバシーポリシーや取得される情報の概要等の表示場所を提供する、表示すべき事項や標準的なアイコンを示す等、アプリケーション提供者等に対し、適切な対応を行うように支援すること」を挙げており、こうした SPSI の内容も参考になる。

1019

1020

- 指定事業者が、年齢制限のある個別ソフトウェアの利用や保護者の意図しない重課金及び誤課金を防ぐといったスマートフォンの利用に係る青少年の保護の観点から、未成年者であるスマートフォンの利用者においては、保護者の同意に基づき、代替アプリストアを利用することを制限するための設定(いわゆるペアレンタルコントロール機能)を可能にすること。【想定例 36】

1025

この行為は、代替アプリストアの利用を制限するものであり、スマートフォンの利用者による代替アプリストアの利用を妨げる場合がある行為ではあるものの、スマートフォンの利用に係る青少年の保護に資するものであり、かつ、指定事業者等のアプリストアと同等のペアレンタルコントロール機能を代替アプリストアが提供していない場合には、当該目的を達成するためのより競争制限的でない手段が他に存在しないと考えられることから、正当化事由が認められ、法第7条の規定に違反しない。

1032

- 指定事業者が、スマートフォンを利用して行われる犯罪行為の防止の観点から、ある代替アプリストアがその名称、標章、ユーザーインターフェース等の要素を別のアプリストアに近似させることで知的財産権を侵害しているおそれがあるとして、当該代替アプリストアに対して名称、標章、ユーザーインターフェース等の変更をさせること。【想定例 37】

1037

この行為は、他の事業者による代替アプリストアの提供を妨げる場合がある行為ではあるものの、スマートフォンを利用して行われる犯罪行為の防止に資するものであり、かつ、法令により禁止されている行為を防ぐための措置を求めるものであって、当該目的を達成するためのより競争制限的でない手段が他に存在しないと考えられることから、正当化事由が認められ、法第7条の規定に違反しない。

1042

- 外国政府等との契約又は外国の法令等に基づき、当該外国政府等による情報収集活動(当該外国政府等が当該情報を取得することにより国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい情報の収集が、その対象から除外されていないもの)に協

1043

1044

1045 力する義務を負う者が運営する代替アプリストアについて、当該義務に基づくス  
1046 マートフォンの利用者に係る情報の収集により国の安全を損なう事態を生ずるお  
1047 それが大いことを踏まえて日本政府から指定事業者に対し当該代替アプリストア  
1048 の日本国内での提供を防ぐための措置を求める要請が行われたなど、当該代替  
1049 アプリストアではスマートフォンの利用者に係る情報の保護等が図られない危険  
1050 性が高い状況にあることから、指定事業者が、その指定に係る基本動作ソフトウェ  
1051 ア上で当該代替アプリストアを利用できないようにすること。【想定例 38】

1052 この行為は、代替アプリストアの利用を不可とするものであり、代替アプリストア  
1053 を利用することを妨げる行為ではあるものの、当該行為はスマートフォンの利用  
1054 者の情報の保護等に資するものであり、当該目的を達成するためのより競争制  
1055 限的でない手段が他に存在しなければ、正当化事由が認められ、法第7条の規定に  
1056 違反しない。

1057

#### 1058 (イ) 正当化事由があるとは認められず、違反となる場合

1059 通常、正当化事由があるとは認められず、法第7条の規定に違反すると考えられる  
1060 行為の想定例として、以下の行為が挙げられる。

1061 <想定例>

1062 ○ スマートフォンの利用者が代替アプリストアのダウンロード及びインストール  
1063 を行おうとする際に、いずれの代替アプリストアに対しても審査等を行うことな  
1064 く一律に、指定事業者が、当該代替アプリストアはスマートフォンの利用に係るサイ  
1065 バーセキュリティの確保やスマートフォンの利用者に係る情報の保護の観点から  
1066 安全ではないことから利用を控えるように促す旨の警告表示を行うこと。【想定  
1067 例 39】

1068 この行為は、スマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保又はス  
1069 マートフォンの利用者に係る情報の保護という目的は正当であっても、代替アプ  
1070 リストアに対する審査等においてスマートフォンの利用に係るサイバーセキュリ  
1071 ティの確保又はスマートフォンの利用者に係る情報の保護の観点から必要な審査  
1072 等を行い、スマートフォンの利用者にとって安全でない代替アプリストアの提供  
1073 を認めないようにすれば、当該目的を達成できるため、当該目的を達成するた  
1074 めより競争制限的でない手段が他に存在しないとはいえないことから、正当化事由  
1075 があるとは認められず、法第7条の規定に違反する。

1076 ○ スマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保又はスマートフォ  
1077 ンの利用者に係る情報の保護の観点から必要であるとして、スマートフォンの利用  
1078 者が既にインストールした代替アプリストア経由で個別ソフトウェアをダウンロ  
1079 ードしてインストールしようとするたびに、指定事業者が、当該ダウンロード及び  
1080 インストールを許可するための複雑な設定変更を毎回要求すること。【想定例 40】

1081           この行為は、スマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保又はス  
1082           スマートフォンの利用者に係る情報の保護という目的は正当であっても、スマート  
1083           フォンの利用者が自らインストールして利用を開始した代替アプリストアから個  
1084           別ソフトウェアをダウンロードしてインストールしようとするたびに複雑な設定  
1085           変更を毎回求めるようにせずとも、当該利用者が代替アプリストアをダウンロー  
1086           ドしてインストールしようとする初回の時点で、代替アプリストアを利用し個別  
1087           ソフトウェアをダウンロードしてインストールするための設定変更を行うために  
1088           必要なポップアップ表示を行い、当該利用者が代替アプリストアの利用を止めよ  
1089           うとしない限り、代替アプリストアを利用できる設定を継続して適用すれば、当該  
1090           目的を達成できるため、当該目的を達成するためのより競争制限的でない手段が  
1091           他に存在しないとはいえないことから、正当化事由があるとは認められず、法第7  
1092           条の規定に違反する。

1093

1094 **オ 法の規定に違反する行為を防止するために指定事業者が行うことが望ましい取組**

1095           法第7条第1号に該当し、同条の規定に違反する行為を未然に防止するため、基本動  
1096           作ソフトウェアに係る指定事業者は、以下のような取組を行うことが望ましい。

1097           ○ 基本動作ソフトウェアにおいて、代替アプリストア及び代替アプリストアから提  
1098           供される個別ソフトウェアに対しても指定事業者が手数料等の金銭的負担を課す場  
1099           合、当該金銭的負担の額について、指定事業者のウェブサイトに掲載するなどして通  
1100           知するとともに、指定事業者が課す金銭的負担の水準が、当該基本動作ソフトウェア  
1101           から代替アプリストアを提供する事業者又は個別アプリ事業者が得られる便益に照  
1102           らして合理的な水準であることを、代替アプリストアを提供する事業者又は個別ア  
1103           プリ事業者等に対して説明すること。

1104

1105 **カ 法の規定を遵守していることを公正取引委員会に対して報告する事項**

1106           基本動作ソフトウェアに係る指定事業者は、法第7条第1号の規定の遵守の状況に  
1107           ついて、規則第36条第2項において規定されている事項を公正取引委員会に対して報  
1108           告する必要があり、同項第4号ハのその他法の規定の遵守の確認のために必要な事項  
1109           としては、例えば、以下のものが挙げられる。

1110           ① 指定事業者の基本動作ソフトウェアを通じて他の事業者が提供した代替アプリス  
1111           トアの数及びその名称。

1112           ② 他の事業者が代替アプリストアを提供するための条件として、一定の基準を設け  
1113           て審査等を行っている場合、当該審査等における基準及び当該審査等の要領並びに  
1114           当該審査等に係る規約等があればその名称及び内容。

1115           ③ 他の事業者が代替アプリストアを提供するための条件として、他の事業者に対し  
1116           て手数料等の金銭的負担を課す場合、当該金銭的負担の算出方法及び当該金銭的負

1117 担を課す理由並びに当該金銭的負担に係る規約等があればその名称及び内容。

1118 ④ 個別アプリ事業者が代替アプリストアを通じて個別ソフトウェアを提供するため  
1119 の条件として、個別アプリ事業者に対して手数料等の金銭的負担を課す場合、当該金  
1120 銭的負担の算出方法及び当該金銭的負担を課す理由並びに当該金銭的負担に係る規  
1121 約等があればその名称及び内容。

1122

## 1123 (2) 第2号 (OS機能の利用を妨げることの禁止)

### 1124 ア 基本的考え方

1125 法第7条第2号は、基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が、OS機能であって、  
1126 指定事業者等が個別ソフトウェアの提供に利用するものについて、同等の性能で他の  
1127 事業者（指定事業者等以外の事業者をいう。以下(2)において同じ。）が個別ソフト  
1128 ウェアの提供に利用することを妨げることを禁止している。

1129 こうした指定事業者等が利用するOS機能を他の事業者が同等の性能で個別ソフトウ  
1130 ェアの提供に利用することを妨げる行為を禁止することで、個別ソフトウェアに係る  
1131 競争を促進しようとするものである。

1132

### 1133 イ 法第7条第2号に係る具体的考え方

#### 1134 (ア) 規定の対象となる機能

1135 法第7条第2号の規定の対象となる機能は、OS機能であって、指定事業者等が個  
1136 別ソフトウェアの提供に利用するものである。

##### 1137 a OS機能

1138 OS機能には、指定事業者のその指定に係る基本動作ソフトウェアによって制御  
1139 されるスマートフォンの動作に係る様々な機能が該当し、例えば、スピーカー、マ  
1140 イク等の音声機能、データ等の通信機能、スマートフォンの利用者に係る生体認証  
1141 機能、位置情報の測位機能、文字入力機能、個別ソフトウェアを起動させる機能、  
1142 スマートフォンと外部接続機器とのペアリング機能などが含まれ得る。基本動作  
1143 ソフトウェアとは、スマートフォンに組み込まれ、主としてスマートフォンの中央  
1144 演算処理装置（CPU）における演算の制御その他のスマートフォンの動作の制御を  
1145 行うための情報処理を行うよう構成されたソフトウェア（法第2条第2項）であり、  
1146 スマートフォンの様々な動作は基本動作ソフトウェアにより制御されるものであ  
1147 るから、OS機能には、スマートフォンの動作に係る機能が幅広く該当する。

1148 なお、基本動作ソフトウェアには、一般にカーネルと呼ばれるものを含む中核的  
1149 な部分を構成するものであるか否かを問わず、法第2条第2項の定義に該当する  
1150 ソフトウェアが全て含まれる。例えば、カーネル以外の構成要素や、当該中核的な  
1151 部分と個別ソフトウェアの間に位置付けられるソフトウェア（一般にミドルウェ  
1152 アと呼ばれる。）も含まれ得る。

1153

1154

b 「当該指定事業者が個別ソフトウェアの提供に利用するもの」

1155

「当該指定事業者が個別ソフトウェアの提供に利用するもの」とは、法第7条第2号の規定の対象となる機能を、指定事業者等が日本国内において個別ソフトウェアの提供に利用するOS機能（以下「本OS機能」という。）に限定する趣旨である。したがって、OS機能であっても、指定事業者等が日本国内において個別ソフトウェアの提供に利用しないものは、同号の規定の対象とはならない。

1160

指定事業者等が「個別ソフトウェアの提供に利用するもの」には、指定事業者等が現に市場において自ら個別ソフトウェアの提供に利用しているOS機能のほか、他の事業者もOS機能を利用した個別ソフトウェアの提供に向けた開発又は改良を行うことが可能な程度に仕様等が具体化されているものであって、いわゆるベータ版の配布によるテストが公表の上で開始されたものも、指定事業者等が日本国内において自ら行う個別ソフトウェアの提供に向けた開発又は改良の対象である限り、該当する。

1167

また、指定事業者等がOS機能を「個別ソフトウェアの提供に利用する」形態には、以下の場合がある。

1169

(a) 指定事業者等が提供する個別ソフトウェアそれ自体についてOS機能が利用される場合

1171

例えば、音声を出力する機能は、音楽サービスを提供する個別ソフトウェア

1172

（当該個別ソフトウェアを通じて提供される音楽サービス等を含む。）それ自体

1173

について利用される。また、例えば、位置情報の測位機能は、地図を提供する個

1174

別ソフトウェア（当該個別ソフトウェアを通じて提供されるナビゲーションサ

1175

ービス等を含む。）それ自体について利用される。

1176

(b) 指定事業者等が提供する個別ソフトウェアと事実上一体として提供される商品又は役務についてOS機能が利用される場合

1177

この場合、OS機能は、当該商品又は役務の提供と共に、当該個別ソフトウェア

1179

の提供にも利用されるといえる。

1180

例えば、スマートウォッチ等のスマートフォンの周辺機器の設定をスマート

1181

フォン側で操作するなどの用途に用いられる個別ソフトウェア（以下「コンパニ

1182

オンアプリ」という。）は、当該周辺機器と事実上一体として提供されるため、

1183

当該周辺機器とスマートフォンとを接続するペアリング機能については、当該

1184

周辺機器の提供と共に、コンパニオンアプリの提供にも利用されるといえる。

1185

(イ) 「同等の性能で他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用すること」

1187

「同等の性能で他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用すること」とは、単に

1188

他の事業者が本OS機能を個別ソフトウェアの提供に利用できれば足りるとするもの

1189 ではなく、本 OS 機能の性能に関し、指定事業者等が本 OS 機能を個別ソフトウェア  
1190 の提供に利用する場合と比べて有意に劣ることがないように、他の事業者も本 OS 機  
1191 能を個別ソフトウェアの提供に利用できる必要があるという趣旨である。例えば、本  
1192 OS 機能がデータの伝送機能である場合、当該機能に係る性能には、伝送可能なデー  
1193 タ量の上限、データの種類等が含まれるところ、指定事業者等が当該機能を利用する  
1194 場合と比べて有意に劣ることがないデータ量の上限、データの種類等によって他の  
1195 事業者が当該機能を利用できる必要がある。

1196 また、「同等の性能」で他の事業者が本 OS 機能を個別ソフトウェアの提供に利用で  
1197 きれば足りるため、本 OS 機能の利用の方式等について、指定事業者等が利用する場  
1198 合と他の事業者が利用する場合とで同一のものとするを必ずしも要しない。例  
1199 えば、ある本 OS 機能を利用するために複数の技術方式がある場合（例えば、データ  
1200 通信に係る機能を利用するための技術方式には、業界標準の規格に基づくもの以外  
1201 にも、各事業者の独自規格に基づくものがあり得る。）、指定事業者等が用いる技術方  
1202 式とは異なる技術方式によって他の事業者が当該本 OS 機能を個別ソフトウェアの提  
1203 供に利用できるようにしたとしても、他の事業者が当該本 OS 機能を指定事業者等と  
1204 比べてその性能が有意に劣ることなく個別ソフトウェアの提供に利用することが実  
1205 現されていれば足りる。しかし、例えば、指定事業者等が用いる技術方式とは異なる  
1206 技術方式によって他の事業者が当該本 OS 機能を個別ソフトウェアの提供に利用でき  
1207 るようにしたものの、他の事業者が当該本 OS 機能を個別ソフトウェアの提供に利用  
1208 する際に指定事業者等と比べてその性能が有意に劣るものである場合、「同等の性能」  
1209 で他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用できることにはならない。

1210

#### 1211 (ウ) 他の事業者による本 OS 機能についての同等の性能での利用を「妨げる」行為

1212 法第 7 条第 2 号の「妨げる」とは、本 OS 機能について、同等の性能で他の事業者  
1213 が個別ソフトウェアの提供に利用することを困難にさせる蓋然性の高い行為をいう。  
1214 そうした行為には、他の事業者が本 OS 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供  
1215 に利用できないようにすること（後記ウ（ア）参照）のほか、他の事業者が本 OS 機  
1216 能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用すること自体は認めつつ、当該他  
1217 の事業者が合理的でない技術的制約や契約上の条件等を課すこと、他の事業者に過  
1218 度な金銭的負担を課すこと、スマートフォンの利用者に対して本 OS 機能を利用しな  
1219 いように又は本 OS 機能の利用に係る権限を他の事業者に許可しないように誘導する  
1220 ことなどによって、他の事業者が本 OS 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供  
1221 に利用することを実質的に困難にさせる蓋然性の高い行為（後記ウ（イ）参照）を含  
1222 む。

1223 指定事業者の行為が他の事業者による本 OS 機能についての同等の性能での利用を  
1224 「妨げる」行為に該当するためには、他の事業者が本 OS 機能を同等の性能で個別ソ

1225 フトウェアの提供に利用することが完全に不可能であることまでが必要とされるわけ  
1226 けではなく、そうした結果が発生する蓋然性の程度により、他の事業者による本 OS  
1227 機能についての同等の性能での利用を妨げる行為への該当性を判断することになる。

1228 他事業者による本 OS 機能についての同等の性能での利用を困難にさせる蓋然性  
1229 の程度については、指定事業者による行為の態様、当該行為の期間、当該行為が本 OS  
1230 機能を利用して個別ソフトウェアを提供する他の事業者に与える影響の程度、当該  
1231 行為が当該個別ソフトウェアを利用するスマートフォンの利用者に与える影響の程  
1232 度などの考慮要素に従って、総合的に判断される。

1233 例えば、無償でかつ制約なく、同等の性能で本 OS 機能の利用を認めている場合は、  
1234 法第 7 条第 2 号の「妨げる」には該当しないと認められる。また、指定事業者が、特  
1235 許権等の知的財産権が存在することを理由に、他の事業者による本 OS 機能の同等の  
1236 性能での利用に際し、当該知的財産権のライセンス対価としての手数料等の金銭的  
1237 負担を課す行為については、前記第 2 の 2 のとおり、従来の独占禁止法における運用  
1238 に倣って判断するところ、当該行為が知的財産権の権利行使と認められる場合には、  
1239 法第 7 条の規定に違反しないと判断することとなる。

1240

## 1241 ウ 想定例

1242 (ア) 指定事業者が、他の事業者が本 OS 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供  
1243 に利用できないようにする行為であり法第 7 条第 2 号に該当する行為の想定例とし  
1244 て、以下の行為が挙げられる。

1245 a 他事業者が本 OS 機能を個別ソフトウェアの提供に利用するために必要なアプ  
1246 リケーションプログラミングインターフェースその他の本 OS 機能を個別ソフトウ  
1247 ェアの提供に利用することを可能とする手段（以下「API 等」という。）を指定事  
1248 業者が提供しないこと（API 等の利用を許可しないことを含む。以下同じ。）によ  
1249 り、技術的に、他の事業者が本 OS 機能を個別ソフトウェアの提供に利用できない  
1250 ようにすること。

1251 <想定例（想定例で掲げる各機能が OS 機能に該当することを前提とする。以下  
1252 (2)において同じ。)>

1253 ○ 指定事業者が、指定事業者等がメッセージングアプリの提供に利用する SMS  
1254 （ショートメッセージサービス）等の規格に基づくメッセージ送受信機能につ  
1255 いて、他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用するために必要な API 等を  
1256 提供しないこと。【想定例 41】

1257 ○ 指定事業者が、指定事業者等が非接触型決済を可能とする決済アプリの提供  
1258 に利用する NFC（近距離無線通信）機能について、他の事業者が決済アプリの提  
1259 供に利用するために必要な API 等を提供しないこと。【想定例 42】

1260 ○ 指定事業者が、指定事業者等の個別ソフトウェアにおいて提供される当該指

- 1261 定事業者の役務（例えば、検索役務）を効率的に利用することが可能となる機能  
1262 について、同種の役務を提供する他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用  
1263 するために必要な API 等を提供しないようにすること。【想定例 43】
- 1264 ○ 指定事業者が、指定事業者等が提供するコンパニオンアプリと事実上一体と  
1265 して提供されるスマートウォッチについて利用されるスマートフォンとの簡易  
1266 なペアリング機能について、他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用する  
1267 ために必要な API 等を提供しないこと。【想定例 44】
- 1268 ○ 従前は他の事業者による個別ソフトウェアの提供において本 OS 機能を同等の  
1269 性能で利用するために必要な API 等を提供していた指定事業者が、自らの基本  
1270 動作ソフトウェアのアップデートに伴い、指定事業者等においては引き続き個  
1271 別ソフトウェアの提供に当該本 OS 機能を利用できるようにしつつ、他の事業者  
1272 に対しては、当該 API 等の提供を取りやめること。【想定例 45】
- 1273
- 1274 b 指定事業者が、利用規約等の契約により、他の事業者が本 OS 機能を個別ソフト  
1275 ウェアの提供に利用することを認めないこと。
- 1276 <想定例>
- 1277 ○ 指定事業者が、指定事業者等が決済アプリの提供に利用する生体認証機能に  
1278 ついて、他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用することを基本動作ソフ  
1279 トウェアの利用規約等の契約において禁止すること。【想定例 46】
- 1280 ○ 自らの基本動作ソフトウェアを通じてアプリストアも提供する指定事業者が、  
1281 その子会社等が地図アプリの提供に利用するスマートフォンのロック画面上で  
1282 もナビゲーション画面を表示する機能について、他の事業者が個別ソフトウェ  
1283 アの提供に利用することを当該アプリストアの利用規約等の契約において禁止  
1284 すること。【想定例 47】
- 1285
- 1286 c 指定事業者が、他の事業者が本 OS 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供  
1287 に利用できないように、技術的制約又は契約上の条件等を課すこと。
- 1288 <想定例>
- 1289 ○ 指定事業者が、バックグラウンド（アプリがスマートフォンの画面上に表示さ  
1290 れていないが動作しているような状態をいう。）でもアプリからデータをクラウ  
1291 ドサーバー上にアップロードできる機能について、指定事業者等が提供する写  
1292 真アプリについては十分な時間で利用できるようにする一方で、他の事業者が  
1293 提供する写真アプリについては利用できる時間を不十分なものとする。【想  
1294 定例 48】
- 1295 ○ 指定事業者が、音声通話機能について、指定事業者等が提供する音声通話アプ  
1296 リについては通信速度等が優れたプロトコルで利用できるようにする一方で、

- 1297 他の事業者が提供する音声通話アプリについては通信速度等が劣るプロトコル  
1298 でしか利用できないように制限すること。【想定例 49】
- 1299 ○ 指定事業者が、コンパニオンアプリと事実上一体として提供されるスマート  
1300 ウォッチ等のスマートフォンの周辺機器について利用される Bluetooth 規格を  
1301 用いたスマートフォンとの間のデータ通信機能について、指定事業者等が利用  
1302 できる用途の範囲に比べ、他の事業者が利用できる用途の範囲を制限すること。  
1303 【想定例 50】
- 1304 ○ 指定事業者が、アプリストアを通じて提供されたアプリをバックグラウンド  
1305 で自動アップデートする機能について、指定事業者等が提供するアプリストア  
1306 についてはアップデート周期等の制限なく利用できるようにする一方で、他の  
1307 事業者が提供するアプリストアについてはアップデート周期等に一定の制限を  
1308 設けること。【想定例 51】
- 1309 ○ 従前は他の事業者による個別ソフトウェアの提供において本 OS 機能を同等の  
1310 性能で利用するために必要な API 等を提供していた指定事業者が、自らの基本  
1311 動作ソフトウェアのアップデートに伴い、指定事業者等については個別ソフト  
1312 ウェアの提供に当該本 OS 機能を従前よりも向上した性能で利用できるようにし  
1313 つつ、他の事業者に対して、従前より性能が向上した当該本 OS 機能に係る API  
1314 等を提供できるにもかかわらず、当該本 OS 機能を従前の性能でしか個別ソフト  
1315 ウェアの提供に利用できないようにすること。【想定例 52】
- 1316
- 1317 (イ) 指定事業者が、他の事業者が本 OS 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供  
1318 に利用すること自体は認めつつ、他の事業者が本 OS 機能を同等の性能で個別ソフト  
1319 ウェアの提供に利用することを実質的に困難にさせる蓋然性の高い行為であり法第  
1320 7 条第 2 号に該当する行為の想定例として、以下の行為が挙げられる。
- 1321 a 指定事業者が、本 OS 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用する又  
1322 は利用しようとする他の事業者に対して、当該利用に関する合理的でない技術的  
1323 制約や契約上の条件等を課すこと。
- 1324 <想定例>
- 1325 ○ 他の事業者が本 OS 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用するた  
1326 めに、指定事業者から API 等に加えて本 OS 機能の利用に係る技術的な説明等の  
1327 提供を受けることが通常必要である場合に、指定事業者が API 等のみを提供し  
1328 つつ、本 OS 機能の利用に係る技術的な説明等を十分に提供しないこと。【想定例  
1329 53】
- 1330 ○ 自らの基本動作ソフトウェアを通じてアプリストアも提供する指定事業者が、  
1331 当該アプリストア内での検索アルゴリズムを恣意的に操作することによって、  
1332 他の事業者が本 OS 機能を同等の性能で利用して提供する個別ソフトウェアにつ

- 1333 いて、本 OS 機能を同等の性能で利用していることを理由に、当該アプリストア  
1334 における検索結果において、公正かつ非差別的に決められた場合の表示の順序  
1335 の位置よりも下位に配置したり、スマートフォンの利用者による発見が困難な  
1336 位置に配置したりすること。【想定例 54】
- 1337 ○ 指定事業者が、他の事業者に対し、当該他の事業者が本 OS 機能を同等の性能  
1338 で個別ソフトウェアの提供に利用することが困難となる蓋然性が高い本 OS 機能  
1339 の利用に関する不合理な条件（例えば、指定事業者が、当該他の事業者にとって、  
1340 当該他の事業者の重要な事業に係る商品又は役務の主要な提供先である場合に、  
1341 当該他の事業者が本 OS 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用する  
1342 ことと引き換えに、合理的な理由なく、当該他の事業者から当該商品若しくは役  
1343 務の提供を受けることを拒絶し、又は提供を受ける当該商品若しくは役務の数  
1344 量若しくは内容を制限すること）への同意を求めること。【想定例 55】  
1345
- 1346 b 指定事業者が、本 OS 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用する又  
1347 は利用しようとする他の事業者に対して、本 OS 機能の利用に関する過度な金銭的  
1348 負担を課すこと。  
1349 <想定例>
- 1350 ○ 指定事業者が、他の事業者に対し、当該他の事業者が本 OS 機能を同等の性能  
1351 で個別ソフトウェアの提供に利用することが困難となる蓋然性が高い本 OS 機能  
1352 の利用手数料等の金銭的負担を課すこと（注）。【想定例 56】  
1353
- 1354 （注）他の事業者が本 OS 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用する  
1355 ことが困難となる蓋然性が高い手数料の水準については、個別具体的な事情を  
1356 踏まえて判断することとなる。一般に、指定事業者のその指定に係る基本動作ソ  
1357 フトウェアは、指定事業者等に加え、他の事業者が個別ソフトウェアを提供する  
1358 上での共通の基盤であるから、当該基本動作ソフトウェアにより制御される機  
1359 能である OS 機能について同等の性能での利用が確保されることは、OS 機能を個  
1360 別ソフトウェアの提供に利用する事業者にとって重要であることを踏まえ、当  
1361 該利用手数料等の金銭的負担の額、支払条件等を考慮することになる。  
1362
- 1363 c 指定事業者が、他の事業者が既存の本 OS 機能を個別ソフトウェアの提供に利用  
1364 するために、あらかじめ他の事業者から指定事業者に当該利用に係る申請を行わ  
1365 せ、当該申請の内容の審査等を行うなどした上で、他の事業者が申請に係る本 OS  
1366 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用できるようにする措置を採る  
1367 方式（以下（2）において「申請方式」という。）を採用することとした場合に、  
1368 例えば、以下の行為を行うこと。

1369  
1370  
1371  
1372  
1373  
1374  
1375  
1376  
1377  
1378  
1379  
1380  
1381  
1382  
1383  
1384  
1385  
1386  
1387  
1388  
1389  
1390  
1391  
1392  
1393  
1394  
1395  
1396  
1397  
1398  
1399  
1400  
1401  
1402  
1403  
1404

<想定例>

- 他の事業者から適格な申請が行われたにもかかわらず、指定事業者が、長期間に亘り、当該他の事業者が申請に係る本 OS 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用できるようにする措置を完了しないこと（注）。【想定例 57】

(注)「長期間に亘り…措置を完了しないこと」とは、申請の内容に応じ、合理的に必要であると客観的に認められる期間を超えて当該措置を完了しないことをいい、その判断基準となる期間は、他の事業者による申請に対応するために指定事業者において要するエンジニアリングに係る取組の程度に応じて、おおむね 6 か月から 18 か月程度が想定される。

いずれの場合であっても、申請が行われた日から 24 か月を超えてもなお当該措置を完了しない場合には原則として「長期間に亘り…措置を完了しないこと」に該当するといえる。

ただし、指定事業者が、申請の内容に応じ、合理的に必要であると客観的に認められる期間内に当該措置を完了するために必要な全ての対応（申請の処理に適切な優先順位を付け、そのために十分な人員等を割り当てることを含む。）を適切かつ誠実に行ったにもかかわらず、当該措置の完了までに当該期間を超えざるを得ない客観的かつ合理的な事情があること、又は、需要が極めて限定的であること等により、当該措置の完了によってもたらされる個別ソフトウェアに係る競争に与える影響が僅少と認められる本 OS 機能について申請が行われ、かつ、当該申請に対応するために指定事業者において要するエンジニアリングに係る取組の程度が多岐である事情があることを指定事業者が示すことができた場合にはこの限りでない。

- d 指定事業者が、他の事業者が本 OS 機能を同等の性能で利用して提供する個別ソフトウェアを利用する又は利用しようとするスマートフォンの利用者に対して、当該個別ソフトウェアに関し、本 OS 機能を利用しないように又は本 OS 機能の利用に係る権限を当該他の事業者に許可しないように誘導すること。

<想定例>

- 指定事業者が、他の事業者が本 OS 機能を同等の性能で利用して提供する個別ソフトウェアを利用する又は利用しようとするスマートフォンの利用者に対して、当該個別ソフトウェアに係る本 OS 機能の利用（本 OS 機能の利用に係る権限を当該他の事業者に許可することを含む。以下 d において同じ。）を行うための設定プロセスを不必要に複雑なものとするなど、当該利用を行いにくくするような技術的仕様を基本動作ソフトウェアに設けること。【想定例 58】
- 指定事業者が、他の事業者が本 OS 機能を同等の性能で利用して提供する個別

1405 ソフトウェアを利用する又は利用しようとするスマートフォンの利用者に対し  
1406 て、当該利用者が当該個別ソフトウェアに係る本 OS 機能の利用を行おうとする  
1407 場合に、指定事業者等の個別ソフトウェアに係る本 OS 機能の利用についての利  
1408 便性を説明し、指定事業者等の個別ソフトウェアに係る本 OS 機能の利用を行う  
1409 ように誘導するポップアップを表示すること。【想定例 59】

1410 ○ 指定事業者が、他の事業者が本 OS 機能を同等の性能で利用して提供する個別  
1411 ソフトウェアを利用する又は利用しようとするスマートフォンの利用者に対し  
1412 て、当該個別ソフトウェアに係る本 OS 機能の利用を行うまでの間に、当該利用  
1413 を断念する方向に誘導するような表示等（例えば、実際よりも当該利用に危険性  
1414 がある旨を伝える警告を表示すること、当該利用の確認を求める画面を合理的  
1415 な理由なく何度も表示すること）を行うこと。【想定例 60】

1416

## 1417 エ 正当化事由に係る想定例

1418 前記（１）エの正当化事由への該当性に係る基本的考え方を踏まえれば、通常、正当  
1419 化事由があると認められ、違反とならない場合及び正当化事由があるとは認められず、  
1420 違反となる場合に係る想定例は、それぞれ以下のとおりである。

1421

### 1422 (ア) 正当化事由があると認められ、違反とならない場合

1423 通常、正当化事由があると認められ、法第 7 条の規定に違反しないと考えられる行  
1424 為の想定例として、以下の行為が挙げられる。

1425 <想定例>

1426 ○ 指定事業者が、サイバーセキュリティの確保等の観点から懸念がある特定の  
1427 OS 機能であって、当該本 OS 機能を個別ソフトウェアの提供に利用できる他の事業  
1428 者を限定しなければ当該懸念を解消することが困難であるものについて、他の事  
1429 業者に対し、当該観点から必要な基準に照らした審査等を行い、当該他の事業者が  
1430 当該基準を満たしていない場合には、当該本 OS 機能の利用を制限すること。【想定  
1431 例 61】

1432 この行為は、指定事業者が設定した審査基準を他の事業者が満たしていなければ、  
1433 特定の OS 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用できないよう  
1434 にする行為であり、当該本 OS 機能の利用を妨げる行為ではあるものの、サイバー  
1435 セキュリティの確保等に資するものであり、かつ、その審査基準及び当該基準に基  
1436 づく運用が、その目的に照らして必要な範囲に留まっているのであれば、正当化事  
1437 由が認められ、法第 7 条の規定に違反しない。

1438 ○ 指定事業者が、特定の OS 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用  
1439 するための API 等を他の事業者に提供した上で、当該 API 等に係る利用規約にお  
1440 いて、個人情報保護法の規定や電気通信事業法の利用者情報に係る規定など現行

1441 の法令の趣旨に反する形でスマートフォンの利用者に係る情報を取り扱うことを  
1442 制限すること。【想定例 62】

1443 この行為は、特定の本 OS 機能の利用に条件を設けるものであり、当該本 OS 機能  
1444 の利用を妨げる場合がある行為ではあるものの、スマートフォンの利用者に係る  
1445 情報の保護に資するものであり、かつ、当該本 OS 機能を利用するための API 等を  
1446 提供しつつも、現行法令の趣旨に反する形で当該情報を取り扱うことを当該 API 等  
1447 に係る利用規約において制限することに留まっているのであれば、正当化事由が  
1448 認められ、法第 7 条の規定に違反しない。

1449 ○ 指定事業者が、特定の本 OS 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用  
1450 するための API 等を他の事業者提供した上で、当該本 OS 機能の利用によるスマ  
1451 ートフォン端末の性能の著しい低下を基本動作ソフトウェアが検知した際に、当  
1452 該スマートフォン端末の性能の著しい低下の回復に必要な範囲で、当該本 OS 機能  
1453 の利用を非差別的な技術的設定その他の手段によって制限すること。【想定例 63】

1454 この行為は、スマートフォン端末の性能の著しい低下を基本動作ソフトウェア  
1455 が検知した場合に特定の本 OS 機能の利用を制限するものであり、当該本 OS 機能  
1456 の利用を妨げる行為ではあるものの、スマートフォンの異常な動作の防止に資す  
1457 るものであり、かつ、当該本 OS 機能を利用するための API 等を提供しつつも、ス  
1458 マートフォン端末の性能の著しい低下の回復に必要な範囲で、当該本 OS 機能の利  
1459 用を非差別的な技術的設定その他の手段によって制限するものに留まっているの  
1460 であれば、正当化事由が認められ、法第 7 条の規定に違反しない。

1461

#### 1462 (イ) 正当化事由があるとは認められず、違反となる場合

1463 通常、正当化事由があるとは認められず、法第 7 条の規定に違反すると考えられる  
1464 行為の想定例として、以下の行為が挙げられる。

1465 <想定例>

1466 ○ 指定事業者が、特定の本 OS 機能について、多数の他の事業者に対しては、サイ  
1467 バーセキュリティの確保等の観点から必要な基準に照らした審査等を行い、当該  
1468 基準を満たす者に当該本 OS 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用で  
1469 きるようにしているにもかかわらず、サイバーセキュリティの確保等の目的のた  
1470 めに必要であるとして、特定の他の事業者に対してのみ、当該審査等を行うことな  
1471 く、当該本 OS 機能の利用を認めないこと。【想定例 64】

1472 この行為は、指定事業者は、サイバーセキュリティの確保等の目的としているも  
1473 のの、特定の他の事業者に対してのみ、サイバーセキュリティの確保等の観点から  
1474 必要な基準に照らした審査等を行うことなく、特定の本 OS 機能の利用を認めない  
1475 ものであり、通常、このような行為は、実際には当該他の事業者を排除しようとす  
1476 るものと認められ、サイバーセキュリティの確保等の目的のために行われている

1477 とは客観的に評価できないことから、正当化事由があるとは認められず、法第7条  
1478 の規定に違反する。

1479 ○ 指定事業者が、特定の本 OS 機能に関して、同等の性能で個別ソフトウェアの提  
1480 供に利用できる他の事業者を一定の基準を満たす者に限定することによってスマ  
1481 ートフォンの利用者に係る情報の保護の目的を達成することが困難ではないにも  
1482 かかわらず、当該情報の保護の目的のために必要であるとして、他の事業者に対し、  
1483 当該他の事業者におけるスマートフォンを利用者に係る情報の保護に係る取組状  
1484 況等を考慮することなく、当該本 OS 機能の利用を一律に禁止すること。【想定例  
1485 65】

1486 この行為は、スマートフォンを利用者に係る情報の保護という目的は正当であ  
1487 っても、当該情報の保護の観点から一定の客観的で合理的な基準を設けて審査等  
1488 を行い、その基準を満たす者に限って特定の本 OS 機能を同等の性能で利用できる  
1489 ようにすれば、当該目的を達成できるため、当該目的を達成するためのより競争制  
1490 限的でない手段が他に存在しないとはいえないことから、正当化事由があるとは  
1491 認められず、法第7条の規定に違反する。

1492 ○ 指定事業者が、ペアレンタルコントロール機能として保護者による権限の管理  
1493 サービスの対象に含めることができる本 OS 機能であるにもかかわらず、スマー  
1494 トフォンの利用に係る青少年の保護又はスマートフォンを利用して行われる犯罪行  
1495 為の防止の目的のために必要であるとして、他の事業者に対し、当該本 OS 機能の  
1496 利用について、代替手段を提供するための検討等を行うことなく一律に禁止する  
1497 こと。【想定例 66】

1498 この行為は、スマートフォンを利用に係る青少年の保護又はスマートフォンを  
1499 利用して行われる犯罪行為の防止という目的は正当であっても、ペアレンタルコ  
1500 ントロール機能として保護者による権限の管理サービスの対象に含めるなどの代  
1501 替手段によって当該目的を達成できるため、当該目的を達成するためのより競争  
1502 制限的でない手段が他に存在しないとはいえないことから、当該行為について正  
1503 当化事由があるとは認められず、法第7条の規定に違反する。

1504

#### 1505 **オ 法の規定に違反する行為を防止するために指定事業者が行うことが望ましい取組**

1506 法第7条第2号に該当し、同条の規定に違反する行為を未然に防止するため、基本動  
1507 作ソフトウェアに係る指定事業者は、以下のような取組を行うことが望ましい。

1508 ○ 基本動作ソフトウェアの設計段階から他の事業者が本 OS 機能を同等の性能で個別  
1509 ソフトウェアの提供に利用できるように設計する取組

1510 他の事業者が本 OS 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用できるよ  
1511 くなったとしても、その時期が、指定事業者等が個別ソフトウェアの提供に利用する時期  
1512 から遅滞したものとなれば、指定事業者等が先行者として競争上の優位性を獲得し、他

1513 の事業者は不利な立場に置かれることになるおそれがある。

1514 したがって、法第7条第2号に該当し、法第7条の規定に違反する行為を防止するた  
1515 めには、指定事業者が、法の施行以降に新たに開発したり、既存のものに変更を施した  
1516 りする本OS機能については、基本動作ソフトウェアの設計段階から、他の事業者が同  
1517 等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用することを前提に設計することが有用であ  
1518 る。その上で、サイバーセキュリティの確保等の観点から懸念がない限り、他の事業者  
1519 からの利用に係る申請を待つことなく、API等を積極的に公開するなどにより、指定事  
1520 業者等が本OS機能を個別ソフトウェアの提供に利用する時機から遅滞なく他の事業者  
1521 も迅速かつ容易に本OS機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用できるよ  
1522 うにする措置を採ることが効果的である。指定事業者がこうした事前対応措置を採るこ  
1523 とは、法第7条の規定の遵守の観点から望ましい。

1524

#### 1525 **カ 法の規定を遵守していることを公正取引委員会に対して報告する事項**

1526 基本動作ソフトウェアに係る指定事業者は、法第7条第2号の規定の遵守の状況に  
1527 ついて、規則第36条第2項において規定されている事項を公正取引委員会に対して報  
1528 告する必要があり、同項第4号ハのその他法の規定の遵守の確認のために必要な事項  
1529 としては、例えば、以下のものが挙げられる。

1530 ① 指定事業者が、他の事業者による本OS機能の利用に際して、本OS機能に係るAPI  
1531 等の提供を行う条件として、申請方式等の措置を実施している場合には、当該措置の  
1532 実施方法の概要（申請方式を実施している場合であれば、申請の提出方法、申請の際  
1533 に指定事業者提供することを求めている情報、申請から措置の完了に至るまでの  
1534 各段階及びその履行期限、申請に係る審査等を行うに当たっての考慮事項及び審査  
1535 基準、申請に係るAPI等の提供方法、申請への対応（API等の開発を含む。）のため  
1536 の体制整備の状況、一連のプロセスについての他の事業者への説明又は開示の状況  
1537 等。）及び関連する規約等の内容。

1538 ② 指定事業者が申請方式を採用している場合、以下の各件数。

1539 (a) 指定事業者が前年度の遵守報告書の提出時点で対応を継続していたために、それ  
1540 以降も引き続き対応した申請の件数。

1541 (b) 指定事業者が前年度の遵守報告書の提出以降に受け付けた申請の件数。

1542 (c) (a)及び(b)の申請の件数のうち、申請対象の機能が本OS機能に該当する（法第7  
1543 条第2号の規定の適用対象である）と指定事業者が判断した申請の件数。

1544 (d) (c)の申請の件数のうち、指定事業者が、今年度の遵守報告書の提出時点で、申請  
1545 事業者が申請対象の本OS機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用でき  
1546 るようにするための措置を完了した申請の件数。

1547 (e) (d)の申請につき、指定事業者が申請の受付から措置を完了するまでに要した日  
1548 数の平均。

1549 (f) (c)の申請の件数のうち、指定事業者が、今年度の遵守報告書の提出時点で、対応  
1550 を継続している申請の件数。

1551 (g) (c)の申請の件数のうち、指定事業者が、今年度の遵守報告書の提出時点で、正当  
1552 化事由に該当すると判断したために、申請事業者が申請対象の本 OS 機能を同等の  
1553 性能で個別ソフトウェアの提供に利用できるようにするための措置を採らないこ  
1554 とと判断した申請の件数。

1555

#### 1556 4 法第8条（アプリストアに係る指定事業者の禁止行為）

##### 1557 (1) 第1号（代替支払管理役務等の利用を妨げることの禁止）

###### 1558 ア 基本的考え方

1559 法第8条第1号は、アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアに関し、当  
1560 該指定事業者（その子会社等を含む。以下4において「指定事業者等」という。）が提  
1561 供する支払管理役務以外の支払管理役務（以下「代替支払管理役務」という。）を個別  
1562 アプリ事業者が利用しないことを当該アプリストアの利用条件とすることのほか、代  
1563 替支払管理役務を個別アプリ事業者が利用すること又は支払管理役務を利用せずにス  
1564 マートフォンの利用者に対して支払手段を用いることができるようにすることを妨げ  
1565 ることを禁止している。

1566 こうした代替支払管理役務等（代替支払管理役務又は個別アプリ事業者が支払管理  
1567 役務を利用せずにスマートフォンの利用者に対して用いることができるようにする支  
1568 払手段をいう。以下同じ。）の利用を妨げるような行為を禁止することで、支払管理役  
1569 務等に関し、個別アプリ事業者による多様なサービスの提供等を通じ、個別ソフトウ  
1570 エに係る競争を促進しようとするものである。

1571

###### 1572 イ 法第8条第1号に係る具体的考え方

###### 1573 (ア) 支払管理役務及び支払手段

1574 法第8条第1号の「支払管理役務」とは、スマートフォンの利用者が個別ソフトウ  
1575 エアの作動中に支払手段を用いることができるようにする役務である。具体的には、  
1576 スマートフォンの利用者が、個別ソフトウェアを通じて販売されているアイテム等  
1577 のデジタルコンテンツを購入したり、サブスクリプションサービスの決済を行ったり  
1578 する際に用いられるサービスであって、当該利用者は決済履歴等を一覧で見ること  
1579 ができる機能を有するものであり、いわゆるアプリ内課金システムと呼ばれるも  
1580 のである。また、同号の「支払手段」とは、スマートフォンの利用者が商品又は役務  
1581 の対価の支払に用いる支払手段全般をいい、具体的には、前払式支払手段（プリペ  
1582 ドカード等による支払）のほか、クレジットカードを用いた支払、銀行振込み、QR コ  
1583 ードを用いたキャッシュレス決済など多様なものが含まれる。

1584

1585 (イ) 代替支払管理役務を個別アプリ事業者が利用しないことをアプリストアの利用  
1586 条件とする行為

1587 法第8条第1号イの「指定事業者（その子会社等を含む。…）が提供する支払管理  
1588 役務…以外の支払管理役務を当該個別アプリ事業者が利用しないことを当該アプリ  
1589 ストアを通じて個別ソフトウェアを提供する際の条件とする」とは、アプリストアに  
1590 係る指定事業者が、当該アプリストアにおいて利用できる支払管理役務を指定事業  
1591 者等が提供するものに直接的に制限する行為をいう。そうした行為には、指定事業者  
1592 が、契約等により、個別ソフトウェアを通じた商品又は役務の提供に当たり、指定事  
1593 業者等が提供する支払管理役務のみをその決済のために利用することを求める行為  
1594 や、代替支払管理役務をその決済のために利用することを禁止する行為を含む。

1595

1596 (ウ) 代替支払管理役務等の利用を「妨げる」行為

1597 法第8条第1号ロの「妨げる」とは、個別アプリ事業者が指定事業者のその指定に  
1598 係るアプリストアを通じて個別ソフトウェアを提供する際に、代替支払管理役務等  
1599 の利用を困難にさせる蓋然性の高い行為をいう。そうした行為には、代替支払管理役  
1600 務等を利用すること自体は認めつつ、個別アプリ事業者に合理的でない技術的制約  
1601 や契約上の条件等を課すこと、個別アプリ事業者に過度な金銭的負担を課すこと、ス  
1602 マートフォンの利用者に対して代替支払管理役務等を用いることのないように誘導  
1603 することなどによって、代替支払管理役務等の利用を実質的に困難にさせる蓋然性  
1604 の高い行為を含む。

1605 指定事業者の行為が代替支払管理役務等の利用を妨げる行為に該当するためには、  
1606 個別アプリ事業者が代替支払管理役務等を利用することが完全に不可能であること  
1607 までが必要とされるわけではなく、そうした結果が発生する蓋然性の程度により、代  
1608 替支払管理役務等の利用を妨げる行為への該当性を判断することになる。

1609 代替支払管理役務等の利用を困難にさせる蓋然性の程度については、指定事業者  
1610 による行為の態様、当該行為の期間、当該行為が代替支払管理役務等を利用して個別  
1611 ソフトウェアを提供する個別アプリ事業者に与える影響の程度、当該行為が当該個  
1612 別ソフトウェアを利用するスマートフォンの利用者に与える影響の程度などの考慮  
1613 要素に従って、総合的に判断される。

1614

1615 ウ 想定例

1616 (ア) 指定事業者が、その指定に係るアプリストアにおいて利用できる支払管理役務を  
1617 指定事業者等が提供するものに限定する行為であり法第8条第1号イに該当する行  
1618 為の想定例として、以下の行為が挙げられる。

1619 <想定例>

1620 ○ 指定事業者が、個別アプリ事業者に対し、アプリストアを利用するための審査等

1621 における審査項目において、個別ソフトウェアを通じた商品又は役務の提供に当  
1622 たり、指定事業者等が提供する支払管理役務のみをその決済のために利用するこ  
1623 とを求める条件を設けること。【想定例 67】

1624 ○ 指定事業者が、個別アプリ事業者に対し、アプリストアの利用規約において、個  
1625 別ソフトウェアを通じた商品又は役務の提供に当たり、代替支払管理役務をその  
1626 決済のために利用することを禁止する条件を設けること。【想定例 68】

1627

1628 (イ) 指定事業者が、その指定に係るアプリストアに関し、代替支払管理役務等を利用  
1629 すること自体は認めつつ、代替支払管理役務等の利用を実質的に困難にさせる蓋然  
1630 性の高い行為であり法第 8 条第 1 号ロに該当する行為の想定例として、以下の行為  
1631 が挙げられる。

1632 a 指定事業者が、その指定に係るアプリストアに関し、代替支払管理役務等を利用  
1633 する又は利用しようとする個別アプリ事業者に対して、代替支払管理役務等の利  
1634 用に関する合理的でない技術的制約や契約上の条件等を課すこと。

1635 <想定例>

1636 ○ 指定事業者が、個別ソフトウェアを通じた商品又は役務の提供に当たり代替  
1637 支払管理役務等をその決済のために利用しようとする個別アプリ事業者に対し、  
1638 自らのアプリストアで当該個別ソフトウェアを提供するためのアプリ開発環境  
1639 を提供しないこと。【想定例 69】

1640 ○ 指定事業者が、個別アプリ事業者に対し代替支払管理役務等の利用のために  
1641 指定事業者に対する申請等を求める場合において、適格な申請を受理し、その申  
1642 請等に対する審査等に要する合理的な期間（なお、当該個別アプリ事業者に係る  
1643 固有の状況等を踏まえることになる。）が経過したにもかかわらず、申請等に対  
1644 する十分な応答をしないことによって、代替支払管理役務等を利用した個別ソ  
1645 フトウェアを提供できないようにすること。【想定例 70】

1646 ○ 指定事業者が、アプリストア内での検索アルゴリズムを操作することによっ  
1647 て、代替支払管理役務等を利用する個別ソフトウェアについて、代替支払管理役  
1648 務等を利用していることを理由に、当該アプリストアにおける検索順位を低下  
1649 させたり、当該アプリストアにおいてスマートフォンの利用者による発見が困  
1650 難な位置に配置したりすること。【想定例 71】

1651 ○ 指定事業者が、個別アプリ事業者において指定事業者等の支払管理役務と代  
1652 替支払管理役務等の両方を利用することが可能な場合に、指定事業者等の支払  
1653 管理役務と代替支払管理役務等との両方を利用しようとする個別アプリ事業者  
1654 に対し、スマートフォンの利用者向けの表示について、指定事業者等が提供する  
1655 支払管理役務の決済に係るボタンや文字等と比較して、代替支払管理役務等の  
1656 決済に係るボタンや文字等を小さく表示させたり、それらの色を変えさせたり

1657 すること。【想定例 72】

1658

1659 b 指定事業者が、その指定に係るアプリストアに関し、代替支払管理役務等を利用  
1660 する又は利用しようとする個別アプリ事業者に対して、代替支払管理役務等の利  
1661 用に関する過度な金銭的負担を課すこと。

1662 <想定例>

1663 ○ 指定事業者が、個別アプリ事業者により代替支払管理役務等が利用される際  
1664 に、当該個別アプリ事業者に対し、代替支払管理役務等の利用が困難となる蓋然  
1665 性が高い手数料等の金銭的負担を課すこと（注）。【想定例 73】

1666

1667 （注）代替支払管理役務等の利用が困難となる蓋然性が高い手数料の水準につ  
1668 いては、個別具体的な事情を踏まえて判断することとなる。例えば、個別アプ  
1669 リ事業者において、指定事業者等が提供する支払管理役務を利用する場合に  
1670 当該指定事業者等から求められる手数料等の金銭的負担、代替支払管理役務  
1671 等を利用する場合に当該代替支払管理役務等を提供する事業者から求められ  
1672 る手数料等の金銭的負担（代替支払管理役務等を提供する効率的な事業者が  
1673 その事業を継続できるかどうかも勘案する。）及び代替支払管理役務等を利用  
1674 する場合に指定事業者から求められる手数料等の金銭的負担などを考慮する  
1675 ことになる。

1676

1677 c 指定事業者が、その指定に係るアプリストアに関し、代替支払管理役務等を用い  
1678 る又は用いようとするスマートフォンの利用者に対して、代替支払管理役務等  
1679 を用いることのないように誘導すること。

1680 <想定例>

1681 ○ 指定事業者が、個別アプリ事業者において指定事業者等の支払管理役務と代  
1682 替支払管理役務等の両方を利用することが可能な場合に、基本動作ソフトウェ  
1683 ア及びアプリストアを提供する立場から、スマートフォンの利用者が代替支払  
1684 管理役務等を用いようとする場合に、指定事業者等が提供する支払管理役務の  
1685 決済に係るボタンや文字等と比較して、代替支払管理役務等の決済に係るボタ  
1686 ンや文字等を小さく表示させる処理を行うなど、スマートフォンの利用者が代  
1687 替支払管理役務等を選択しにくいようにすること。【想定例 74】

1688 ○ 指定事業者が、基本動作ソフトウェア及びアプリストアを提供する立場から、  
1689 スマートフォンの利用者が代替支払管理役務等を用いようとする場合に、指定  
1690 事業者等の支払管理役務の利便性を説明し、指定事業者等の支払管理役務を用  
1691 いるように誘導をするポップアップを表示すること。【想定例 75】

1692

1693 **エ 正当化事由に係る想定例**

1694 前記3(1)エの正当化事由への該当性に係る基本的考え方を踏まえれば、通常、正  
1695 当化事由があると認められ、違反とならない場合及び正当化事由があるとは認められ  
1696 ず、違反となる場合に係る想定例は、それぞれ以下のとおりである。

1697

1698 **(ア) 正当化事由があると認められ、違反とならない場合**

1699 通常、正当化事由があると認められ、法第8条の規定に違反しないと考えられる行  
1700 為の想定例として、以下の行為が挙げられる。

1701 <想定例>

1702 ○ 指定事業者が、個別アプリ事業者が利用しようとする代替支払管理役務等につ  
1703 いて、スマートフォンを利用して行われる犯罪行為の防止及びスマートフォンの  
1704 利用者に係る情報の保護の観点から必要な範囲で、クレジットカード情報といっ  
1705 た決済情報に係る適正な取扱い並びに払戻し及び解約に係る対応を行っている又  
1706 は行うことができると認められる代替支払管理役務等のみに限定するための要件  
1707 を設けること。【想定例76】

1708 この行為は、個別アプリ事業者が利用しようとする代替支払管理役務等を限定  
1709 する行為であり、代替支払管理役務等を利用することを妨げる行為ではあるもの  
1710 の、スマートフォンを利用して行われる犯罪行為の防止及びスマートフォンの利  
1711 用者に係る情報の保護に資するものであり、かつ、代替支払管理役務等を限定す  
1712 るための要件が、その目的に照らして必要な範囲に留まっているのであれば、正当化  
1713 事由が認められ、法第8条の規定に違反しない。

1714 ○ 指定事業者が、基本動作ソフトウェア及びアプリストアを提供する立場から、保  
1715 護者の意図しない重課金及び誤課金を防ぐといったスマートフォンの利用に係る  
1716 青少年の保護の観点で、未成年者であるスマートフォンの利用者においては、保護  
1717 者の同意に基づき、代替支払管理役務を含む支払管理役務を用いることを制限す  
1718 るための設定(いわゆるペアレンタルコントロール機能)を可能にすること。【想  
1719 定例77】

1720 この行為は、スマートフォンの利用者が代替支払管理役務等を用いることを制  
1721 限するものであり、個別アプリ事業者による代替支払管理役務等の利用を妨げる  
1722 場合がある行為ではあるものの、当該行為はスマートフォンの利用に係る青少年  
1723 の保護に資するものであり、かつ、代替支払管理役務等を利用する個別アプリ事業  
1724 者が指定事業者と同等のペアレンタルコントロール機能を提供していないのであ  
1725 れば、当該目的を達成するためのより競争制限的でない手段が他に存在しないと  
1726 考えられることから、正当化事由が認められ、法第8条の規定に違反しない。

1727 ○ 代替支払管理役務等がスマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確  
1728 保及びスマートフォンの利用者に係る情報の保護のための的確な対策を講じてお

1729 らず、当該代替支払管理役務等を利用することによって、スマートフォンの利用者  
1730 のクレジットカード情報等の漏洩が生じると認められる場合に、指定事業者が、ス  
1731 マルトフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保及びスマートフォンの利  
1732 用者に係る情報の保護の観点で、アプリストアにおいて、当該代替支払管理役務等  
1733 を利用する個別アプリ事業者の個別ソフトウェアの提供を認めないこと。【想定例  
1734 78】

1735 この行為は、個別アプリ事業者が代替支払管理役務等を利用することを制限す  
1736 るものであり、個別アプリ事業者による代替支払管理役務等を利用することを妨  
1737 げる行為ではあるものの、当該行為はスマートフォンの利用者の情報の保護に資  
1738 するものであり、かつ、代替支払管理役務等について、スマートフォンの利用に係  
1739 るサイバーセキュリティの確保やスマートフォンの利用者に係る情報の保護に係  
1740 る一定の客観的で合理的な基準を満たすような対策が講じられていなければ、当  
1741 該目的を達成するためのより競争制限的でない手段が他に存在しないと考えられ  
1742 ることから、正当化事由が認められ、法第8条の規定に違反しない。

1743

#### 1744 (イ) 正当化事由があるとは認められず、違反となる場合

1745 通常、正当化事由があるとは認められず、法第8条の規定に違反すると考えられる  
1746 行為に係る想定例として、以下の行為が挙げられる。

1747 <想定例>

1748 ○ 指定事業者が、個別アプリ事業者が代替支払管理役務等を利用する場合に、サイ  
1749 バー攻撃によるクレジットカード情報の漏えいのリスクが上昇するというスマー  
1750 トフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保及びスマートフォンを利用して  
1751 行われる犯罪行為の防止の観点からの問題を理由に、個別アプリ事業者による  
1752 代替支払管理役務等の利用について、審査等を行うことなく一律に禁止すること。

#### 1753 【想定例 79】

1754 この行為は、スマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保又はス  
1755 マルトフォンを利用して行われる犯罪行為の防止という目的は正当であっても、  
1756 サイバー攻撃への十分な対策を行っている事業者が提供する代替支払管理役務等  
1757 との関係では、スマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保又はス  
1758 マルトフォンを利用して行われる犯罪行為の防止の防止の観点から一定の客観的  
1759 で合理的な基準を設けて審査等を行い、その基準を満たす者に限って代替支払管  
1760 理役務等を利用可能とすれば、当該目的を達成できるわけであり、当該目的を達成  
1761 するためのより競争制限的でない手段が他に存在しないとはいえないことから、  
1762 正当化事由があるとは認められず、法第8条の規定に違反する。

1763 ○ 指定事業者が、個別アプリ事業者が代替支払管理役務等を利用することを防ぐ  
1764 ため、当該代替支払管理役務等の利用がスマートフォンの利用に係るサイバーセ

1765 キュリティの確保又はスマートフォンの利用者に係る情報の保護の観点からの懸  
1766 念を生じさせるものではないにもかかわらず、当該代替支払管理役務等を利用す  
1767 る個別アプリ事業者の個別ソフトウェアについて、スマートフォンの利用に係る  
1768 サイバーセキュリティの確保又はスマートフォンの利用者に係る情報の保護の観  
1769 点からの問題があるとして、アプリストアでの提供を認めないこと。【想定例 80】  
1770 この行為は、指定事業者は、スマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティ  
1771 の確保又はスマートフォンの利用者に係る情報の保護の目的のためとしているも  
1772 のの、当該代替支払管理役務等の利用がスマートフォンの利用に係るサイバーセ  
1773 キュリティの確保又はスマートフォンの利用者に係る情報の保護の観点からの懸  
1774 念を生じさせるものではなく、当該行為がスマートフォンの利用に係るサイバー  
1775 セキュリティの確保又はスマートフォンの利用者に係る情報の保護の目的のため  
1776 に行われているとは客観的に評価できないことから、正当化事由があるとは認め  
1777 られず、法第8条の規定に違反する。  
1778

#### 1779 オ 法の規定に違反する行為を防止するために指定事業者が行うことが望ましい取組

1780 法第8条第1号に該当し、同条の規定に違反する行為を未然に防止するため、アプリ  
1781 ストアに係る指定事業者は、以下のような取組を行うことが望ましい。

1782 ○ アプリストアにおいて、代替支払管理役務等を利用する個別アプリ事業者に対し  
1783 て指定事業者が手数料等の金銭的負担を課す場合、当該金銭的負担の額について、指  
1784 定事業者のウェブサイトに掲載するなどして通知するとともに、指定事業者が課す  
1785 金銭的負担の水準が、当該アプリストアから個別アプリ事業者が得られる便益に照  
1786 らして合理的な水準であることを、代替支払管理役務等を利用する個別アプリ事業  
1787 者等に対して説明すること。  
1788

#### 1789 カ 法の規定を遵守していることを公正取引委員会に対して報告する事項

1790 アプリストアに係る指定事業者は、法第8条第1号の規定の遵守の状況について、規  
1791 則第36条第2項において規定されている事項を公正取引委員会に対して報告する必要  
1792 があり、同項第4号ハのその他法の規定の遵守の確認のために必要な事項としては、例  
1793 えば、以下のものが考えられる。

1794 ① アプリストアにおいて、個別アプリ事業者が代替支払管理役務等を利用した個別  
1795 ソフトウェア（指定事業者が審査等を通じて把握したものに限る。）の数。

1796 ② 個別アプリ事業者が代替支払管理役務等を利用するための条件として、一定の基  
1797 準を設けて審査等を行っている場合、当該審査等における基準、当該審査等の要領並  
1798 びに当該審査等に係る規約等があればその名称及び内容。

1799 ③ 個別アプリ事業者が代替支払管理役務等を利用するための条件として、個別アプ  
1800 リ事業者から指定事業者に対する手数料等の金銭的負担を課す場合、当該金銭的負

1801 担の算出方法及び当該金銭的負担を課す理由並びに当該金銭的負担に係る規約等が  
1802 あればその名称及び内容。

1803

## 1804 (2) 第2号(関連ウェブページ等における取引等を妨げることの禁止)

### 1805 ア 基本的考え方

1806 法第8条第2号は、アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアに関し、個  
1807 別アプリ事業者がその提供する個別ソフトウェア(以下(2)において「本個別ソフト  
1808 ウェア」という。)の作動中に、ウェブページ又は本個別ソフトウェア以外の個別ソフト  
1809 ウェア(以下(2)において「関連ウェブページ等」という。)を通じて提供される  
1810 商品又は役務の価格その他の情報(以下「外部誘導情報」という。)の表示を行わない  
1811 ことや、個別ソフトウェアから個別ソフトウェアの外のウェブページに遷移するリン  
1812 ク(以下「リンクアウト」という。)を含めないことを、当該アプリストアを通じて個  
1813 別ソフトウェアを提供する際の条件とすることのほか、本個別ソフトウェアを利用す  
1814 るスマートフォンの利用者に対して、関連ウェブページ等を通じて商品又は役務を提  
1815 供することを妨げることを禁止している。

1816 こうした関連ウェブページ等における取引や決済を妨げるような行為を禁止するこ  
1817 とで、関連ウェブページ等における取引や決済に関する個別アプリ事業者による多様  
1818 なサービスの提供等を通じ、個別ソフトウェアに係る競争を促進しようとするもので  
1819 ある。

1820

### 1821 イ 法第8条第2号に係る具体的考え方

#### 1822 (ア) 商品又は役務を提供する場合として法が定めるもの

1823 法第8条第2号の「当該個別アプリ事業者がその提供する個別ソフトウェア…を  
1824 通じて商品又は役務を提供し、これと同一の商品又は役務をウェブページ又は本個  
1825 別ソフトウェア以外の個別ソフトウェア…を通じて提供する場合」とは、典型的には、  
1826 個別アプリ事業者が個別ソフトウェアの内(本個別ソフトウェア)と外(関連ウェブ  
1827 ページ等)の両方で同一のデジタルコンテンツ等の販売を行っている場合をいう。

1828 例えば、個別ソフトウェアとして提供しているゲーム内で消費するためのアイテム  
1829 を、当該個別ソフトウェア内で販売しつつ、他の個別ソフトウェア内で販売してい  
1830 る又はブラウザで表示されるウェブページで販売している場合がこれに該当する。

1831 また、当該アイテムの価格が異なる場合や、ゲーム内で消費するためのコインにボー  
1832 ナスが付与される場合なども法第8条第2号が定める場合に含まれるものであり、  
1833 本個別ソフトウェアと関連ウェブページ等において提供される商品又は役務の内容  
1834 及び価格が完全に一致することまでは要しない。

1835

1836 (イ)「政令で定める場合」

1837 関連ウェブページ等における取引等に関する多様なサービスの提供等を通じ、個  
1838 別ソフトウェアに係る競争を促進するという法第8条第2号の趣旨を踏まえ、同号  
1839 の「(これに準ずるものとして政令で定める場合を含む。)」について、令第3条では、  
1840 個別アプリ事業者が本個別ソフトウェアを通じて提供していない商品又は役務であ  
1841 って本個別ソフトウェアで利用されるものを関連ウェブページ等を通じて提供する  
1842 場合と規定している。

1843 具体的には、以下の場合が、「政令で定める場合」に該当する。

1844 ① 本個別ソフトウェア内でデジタルコンテンツを一切販売等しておらず、スマー  
1845 トフォンの利用者が関連ウェブページ等で購入したデジタルコンテンツを本個別  
1846 ソフトウェア(いわゆるリーダーアプリ等)で利用する場合。例えば、動画配信サ  
1847 ービスについては、本個別ソフトウェアでは利用契約を締結することはできず、当  
1848 該動画配信サービスを提供する事業者のウェブサイトにおいて利用契約を締結し、  
1849 利用契約を締結したアカウントでログインするなど、アカウントを本個別ソフト  
1850 ウェアに紐付けることによって、本個別ソフトウェアで当該動画配信サービスの  
1851 利用が可能となる場合がこれに該当する。

1852 ② 本個別ソフトウェア内でデジタルコンテンツを販売等しているが、当該デジ  
1853 タルコンテンツと同一ではない商品又は役務を関連ウェブページ等で販売等してい  
1854 る場合。例えば、本個別ソフトウェア内で販売していないウェブストア限定のデジ  
1855 タルコンテンツ(例えば、ゲームアプリで利用できるキャラクターのスキン)を販  
1856 売する場合などがこれに該当する。

1857

1858 (ウ) 関連ウェブページ等を通じて提供する商品又は役務の価格その他の情報の表示

1859 法第8条第2号の「関連ウェブページ等を通じて提供する商品又は役務の価格そ  
1860 の他の情報」の「表示」は、関連ウェブページ等での販売価格だけでなく、その存在  
1861 そのものの告知や、関連ウェブページ等におけるセール、特典の情報等、商品又は役  
1862 務の販売促進のための情報の表示が含まれる。

1863

1864 (エ) 本個別ソフトウェアを経由して関連ウェブページ等を閲覧できる機能

1865 法第8条第2号の公正取引委員会規則で定める機能(本個別ソフトウェアを経由  
1866 して関連ウェブページ等を閲覧できる機能)は、リンクアウトを指すものとして、規  
1867 則において、文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が表示された  
1868 映像面の当該情報部分を選択することにより、関連ウェブページ等のドメイン名そ  
1869 の他の所在に関する情報を取得して当該関連ウェブページ等を閲覧できる機能と規  
1870 定されている。

1871 「文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報」については、例えば、

1872 関連ウェブページ等の情報を表現した文章のほか、画像やボタンなどが広く含まれ  
1873 る。

1874 「関連ウェブページ等のドメイン名その他の所在に関する情報を取得して当該関  
1875 連ウェブページ等を閲覧することができる機能」については、映像面の当該情報部分  
1876 を選択することにより、ブラウザが起動し、ウェブページを閲覧することができるよ  
1877 うになることが想定されている。

1878

1879 **(オ) 関連ウェブページ等を通じて提供する商品又は役務の価格その他の情報が表示**  
1880 **されないようにすることをアプリストアの利用条件とする行為**

1881 法第8条第2号イの「関連ウェブページ等を通じて提供する商品又は役務の価格  
1882 その他の情報について、本個別ソフトウェアの作動中に表示されないようにするこ  
1883 とを当該アプリストアを通じて本個別ソフトウェアを提供する際の条件とすること  
1884 (本個別ソフトウェアを経由して関連ウェブページ等を閲覧できる機能として公正  
1885 取引委員会規則で定めるものの利用を拒み、又は制限する条件を付することを含  
1886 む。)」とは、アプリストアに係る指定事業者が、本個別ソフトウェアにおいて外部  
1887 誘導情報を表示すること及びリンクアウトを提供することを直接的に制限する行為  
1888 をいう。そうした行為には、指定事業者が、契約等により、外部誘導情報を本個別ソ  
1889 フトウェア内で表示することを禁止する行為や、本個別ソフトウェア内で関連ウェ  
1890 ブページ等へのリンクアウト機能を設けることを禁止する行為を含む。

1891

1892 **(カ) 関連ウェブページ等を通じた商品又は役務の提供を「妨げる」行為**

1893 法第8条第2号ロの「妨げる」とは、本個別ソフトウェア内において、外部誘導情  
1894 報の表示を行うことや、リンクアウトの提供を行うこと等を利用規約上は直接禁止  
1895 していない一方で、外部誘導情報の表示やリンクアウトの提供を含め、関連ウェブペ  
1896 ージ等を通じた商品又は役務の提供を困難にさせる蓋然性の高い行為をいう。そう  
1897 した行為には、外部誘導情報の表示やリンクアウトの提供等自体は認めつつ、個別ア  
1898 プリ事業者が合理的でない技術的制約や契約上の条件等を課すこと、個別アプリ事  
1899 業者に過度な金銭的負担を課すこと、スマートフォンの利用者に対して関連ウェブ  
1900 ページ等を通じた商品又は役務の提供を受けないように誘導することなどによって、  
1901 外部誘導情報の表示やリンクアウトの提供を含め、関連ウェブページ等を通じた商  
1902 品又は役務の提供を実質的に困難にさせる蓋然性の高い行為を含む。

1903 指定事業者の行為が、関連ウェブページ等を通じた商品又は役務の提供を妨げる  
1904 行為に該当するためには、個別アプリ事業者が関連ウェブページ等を通じた商品又  
1905 は役務の提供を行うことが完全に不可能であることまでが必要とされるわけではな  
1906 く、そうした結果が発生する蓋然性の程度により、関連ウェブページ等を通じた商品  
1907 又は役務の提供を妨げる行為への該当性を判断することになる。関連ウェブページ

1908 等を通じた商品又は役務の提供を困難にさせる蓋然性の程度については、指定事業  
1909 者による行為の態様、当該行為の期間、当該行為が関連ウェブページ等を通じた商品  
1910 又は役務の提供を行う個別アプリ事業者に与える影響の程度、当該行為が当該個別  
1911 ソフトウェアを利用するスマートフォンの利用者に与える影響の程度などの考慮要  
1912 素に従って、総合的に判断される。

1913

## 1914 ウ 想定例

1915 (ア) 指定事業者が、その指定に係るアプリストアにおいて外部誘導情報の表示やリン  
1916 クアウトの提供を禁止する行為であり法第8条第2号イに該当する行為の想定例と  
1917 して、以下の行為が挙げられる。

1918 <想定例>

1919 ○ 指定事業者が、個別アプリ事業者に対し、アプリストアの利用条件として、関連  
1920 ウェブページ等を通じて提供するデジタルコンテンツの価格、値引額、値引率を含  
1921 むセール又は特典情報等の外部誘導情報を本個別ソフトウェア内で表示すること  
1922 を禁止すること。【想定例 81】

1923 ○ 指定事業者が、個別アプリ事業者に対し、アプリストアの利用条件として、本個  
1924 別ソフトウェア内でデジタルコンテンツを販売している関連ウェブページ等への  
1925 リンクアウト機能を設けることを禁止すること。【想定例 82】

1926

1927 (イ) 指定事業者が、その指定に係るアプリストアに関し、外部誘導情報の表示やリン  
1928 クアウトの提供自体は認めつつ、関連ウェブページ等を通じて商品又は役務を提供  
1929 することを実質的に困難にさせる蓋然性の高い行為であり法第8条第2号ロに該当  
1930 する行為の想定例として、以下の行為が挙げられる。

1931 a 指定事業者が、その指定に係るアプリストアに関し、外部誘導情報の表示やリン  
1932 クアウトの提供を含め、関連ウェブページ等を通じた商品又は役務の提供を行う  
1933 又は行おうとする個別アプリ事業者に対して、当該提供に関する合理的でない技  
1934 術的制約や契約上の条件等を課すこと。

1935 <想定例>

1936 ○ 指定事業者が、個別アプリ事業者に対し、関連ウェブページ等における商品又  
1937 は役務の提供をアプリストアの利用規約等によって禁止すること。【想定例 83】

1938 ○ 指定事業者が、関連ウェブページ等における商品又は役務の提供を行ってい  
1939 る個別アプリ事業者の個別ソフトウェアについてアプリストアにおけるランキン  
1940 グの上位に表示しないようにすることにより、関連ウェブページ等における  
1941 商品又は役務の提供を困難にすること。【想定例 84】

1942 ○ 指定事業者が、個別アプリ事業者に対し、関連ウェブページ等を通じて提供す  
1943 るデジタルコンテンツの価格、値引額、値引率を含むセール又は特典情報等の外

- 1944 部誘導情報の表示やリンクアウトの提供を本個別ソフトウェア内で行うための  
1945 API、テンプレート等のアプリ開発環境を提供しないこと。【想定例 85】
- 1946 ○ 指定事業者が、個別アプリ事業者に対し、関連ウェブページ等における商品若  
1947 しくは役務の提供を行うための条件又は本個別ソフトウェア内で外部誘導情報  
1948 の表示若しくはリンクアウトの提供を行うための条件として、個別アプリ事業  
1949 者及びスマートフォンの利用者にとって必要性がないのに、指定事業者等の提  
1950 供する支払管理役務又は支払手段を併せて利用することを強制すること。【想定  
1951 例 86】
- 1952 ○ 指定事業者が、リンクアウトの遷移先について、合理的な理由なく、その表示  
1953 数を制限することや、リンク先のウェブページ（当該リンクをタップした際に外  
1954 部ウェブサイトへの遷移に関する説明等を行うポップアップ等は含まない。）と  
1955 して決済を行うためのウェブページを設定することを許容しないなどの限定を  
1956 すること。【想定例 87】
- 1957 ○ 指定事業者が、個別アプリ事業者に対し、本個別ソフトウェア内で外部誘導情  
1958 報の表示やリンクアウトの提供のために指定事業者に対する申請等を求める場  
1959 合において、適格な申請を受理し、その申請等に対する審査等に要する合理的な  
1960 期間（なお、当該個別アプリ事業者に係る固有の状況等を踏まえることになる。）  
1961 が経過したにもかかわらず、当該申請等に対する十分な応答をしないことによ  
1962 って、当該本個別ソフトウェアにおける外部誘導情報の表示やリンクアウトの  
1963 提供をすることができないようにすること。【想定例 88】
- 1964
- 1965 b 指定事業者が、その指定に係るアプリストアに関し、外部誘導情報の表示やリン  
1966 クアウトの提供を含め、関連ウェブページ等を通じた商品又は役務の提供を行う  
1967 又は行おうとする個別アプリ事業者に対して、当該提供に関する過度な金銭的負  
1968 担を課すこと。
- 1969 <想定例>
- 1970 ○ 指定事業者が、個別アプリ事業者によりリンクアウト経由で関連ウェブペー  
1971 ジ等における商品又は役務の提供が行われる際に、当該個別アプリ事業者に対  
1972 し、関連ウェブページ等における商品又は役務の提供を行うことが困難となる  
1973 蓋然性が高い手数料等の金銭的負担を課すこと（注）。【想定例 89】
- 1974 ○ 指定事業者が、外部誘導情報の表示又はリンクアウトの提供を含め、個別アプ  
1975 リ事業者により関連ウェブページ等における商品又は役務の提供が行われる際  
1976 に、これらが行われない場合と比較して、不利益な条件（例えば、指定事業者が  
1977 提供する他のシステムやサービスの利用を拒むこと）を付することで、個別アプ  
1978 リ事業者に追加的な対応コスト等の金銭的負担を与えるなどにより、関連ウェ  
1979 ブページ等における商品又は役務の提供を断念するように誘導すること。【想定

1980  
1981  
1982  
1983  
1984  
1985  
1986  
1987  
1988  
1989  
1990  
1991  
1992  
1993  
1994  
1995  
1996  
1997  
1998  
1999  
2000  
2001  
2002  
2003  
2004  
2005  
2006  
2007  
2008  
2009  
2010  
2011  
2012  
2013  
2014  
2015

例 90】

(注) 関連ウェブページ等における商品又は役務の提供を行うことが困難となる蓋然性が高い手数料の水準については、個別具体的な事情を踏まえて判断することとなる。例えば、リンクアウトを経由した関連ウェブページ等における商品又は役務の提供について、指定事業者のその指定に係るアプリストアから個別アプリ事業者が得られる便益の程度等を考慮するとともに、代替アプリストアを提供する効率的な事業者（個別アプリ事業者から徴収した手数料を原資にアプリストアを運営するビジネスモデルを採用している者に限る。）が個別アプリ事業者に課す手数料の水準等も考慮することになる。

- c 指定事業者が、その指定に係るアプリストアに関し、外部誘導情報の表示やリンクアウトの提供を含め、関連ウェブページ等を通じた商品又は役務の提供を受けると受けようとするスマートフォンの利用者に対して、当該提供を受けないように誘導すること。

＜想定例＞

- 指定事業者が、基本動作ソフトウェア及びアプリストアを提供する立場から、スマートフォンの利用者がリンクアウトを利用しようとする場合に、リンクアウトに係るボタンや文字等の表示について視認性を悪化させる処理を行うなど、当該利用者がリンクアウトを利用しにくいようにすること。【想定例 91】
- 指定事業者が、基本動作ソフトウェア及びアプリストアを提供する立場から、個別アプリ事業者により外部誘導情報の表示又はリンクアウトの提供が行われる際に、指定事業者等の支払管理役務の利便性を説明し、指定事業者等の支払管理役務を用いるように誘導するポップアップを表示すること。【想定例 92】

エ 正当化事由に係る想定例

前記 3（1）エの正当化事由への該当性に係る基本的考え方を踏まえれば、通常、正当化事由があると認められ、違反とならない場合及び正当化事由があるとは認められず、違反となる場合は、それぞれ以下のとおりである。

(ア) 正当化事由があると認められ、違反とならない場合

通常、正当化事由があると認められ、法第 8 条の規定に違反しないと考えられる行為に係る想定例として、以下の行為が挙げられる。

＜想定例＞

- 指定事業者が、基本動作ソフトウェア及びアプリストアを提供する立場から、スマートフォンの利用者がリンクアウト経由で外部のウェブサイトに遷移する際に、

2016 本物のウェブサイト似せることで当該利用者を欺く又は当該利用者に誤解を  
2017 与えるウェブサイトに遷移するリスクについて指定事業者により制御することがで  
2018 きないことから、当該リスクについての注意喚起及び遷移後は指定事業者による  
2019 制御の範囲から離れる旨を説明するポップアップを表示すること。【想定例 93】

2020 この行為は、スマートフォンの利用者にリンクアウト経由で外部のウェブサイ  
2021 トに遷移することを断念させ、外部のウェブサイトにおける商品又は役務の提供  
2022 を妨げる場合がある行為ではあるものの、当該行為はスマートフォンを利用して  
2023 行われる犯罪行為の防止に資するものであり、かつ、当該ポップアップ表示の内容  
2024 が、当該利用者がリンクアウト経由で外部ウェブサイトに遷移した場合に詐欺的  
2025 な行為に巻き込まれるリスクがあるという事実について注意喚起を行うものであ  
2026 って、個別アプリ事業者ごとに差別的なものではなく、その目的に照らして必要な  
2027 範囲に留まっており、指定事業者において当該リスクを制御する方法及び当該利  
2028 用者に対して当該表示内容を伝達するためのより有効な方法が存在しないのであ  
2029 れば、当該目的を達成するための手段が他に存在しないと考えられることから、正  
2030 当化事由が認められ、法第 8 条の規定に違反しない。

2031 ○ 指定事業者が、基本動作ソフトウェア及びアプリストアを提供する立場から、保  
2032 護者の意図しない重課金及び誤課金を防ぐといったスマートフォンの利用に係る  
2033 青少年の保護の観点で、未成年者であるスマートフォンの利用者においては、保護  
2034 者の同意に基づき、リンクアウト経由で外部のウェブサイトに遷移し当該ウェブ  
2035 サイトで決済を利用することを制限するための設定（いわゆるペアレンタルコン  
2036 トロール機能）を可能にすること。【想定例 94】

2037 この行為は、未成年であるスマートフォンの利用者においてリンクアウト経由  
2038 での外部ウェブサイトへの遷移を制限するものであり、リンクアウトの提供を妨  
2039 げる行為ではあるものの、当該行為はスマートフォンの利用に係る青少年の保護  
2040 に資するものであり、かつ、リンクアウト経由で外部のウェブサイトでの決済を提  
2041 供する事業者が指定事業者と同等のペアレンタルコントロール機能を提供してい  
2042 ないのであれば、当該目的を達成するための手段が他に存在しないと考えられる  
2043 ことから、正当化事由が認められ、法第 8 条の規定に違反しない。

2044

#### 2045 (イ) 正当化事由があるとは認められず、違反となる場合

2046 通常、正当化事由があるとは認められず、法第 8 条の規定に違反すると考えられる  
2047 行為の想定例として、以下の行為が挙げられる。

2048 <想定例>

2049 ○ 外部誘導情報として表示する内容及びリンクアウトから遷移する外部のウェブ  
2050 サイトの内容に何ら制限がなければ、個別アプリ事業者が、外部のウェブサイトにお  
2051 ける商品又は役務の価格と異なる価格情報（販売価格のほか、値引額、値引率を

2052 含む。)を外部誘導情報として表示したり、スマートフォンの利用者が意図するもの  
2053 とは異なる商品又は役務の決済画面に当該利用者を誘導したりするリスクがあ  
2054 るという理由で、当該利用者の意図しない購入を防ぐなど消費者保護の観点から、  
2055 スマートフォンを利用して行われる犯罪行為の防止の目的として、指定事業者が、  
2056 本個別ソフトウェアにおける外部誘導情報に価格情報を含めることやリンクアウト  
2057 から遷移する先のウェブページとして決済画面を個別アプリ事業者が設定する  
2058 ことを、個別アプリ事業者に対する審査等を行うことなく一律に禁止すること。

2059 **【想定例 95】**

2060 この行為は、スマートフォンを利用して行われる犯罪行為の防止という目的は  
2061 正当であっても、例えば本個別ソフトウェアに表示された価格が外部ウェブサイト  
2062 での実際の販売価格と異なっている旨の通報があれば当該個別ソフトウェアを  
2063 提供する個別アプリ事業者に警告を行って改善させたり、個別アプリ事業者に対  
2064 して個別ソフトウェア内に表示される価格情報が正確で関連ウェブページ等の情  
2065 報と対応していることの確認を求めたりすることや、リンクアウトの遷移先とは  
2066 異なるウェブサイトスマートフォン利用者を誘導するような本個別ソフトウェア  
2067 の設計を行う可能性が高い個別アプリ事業者の本個別ソフトウェアに限って  
2068 リンクアウトを制限したりすれば、当該目的を達成できるわけであり、当該目的  
2069 を達成するためのより競争制限的でない手段が他に存在しないとはいえないこと  
2070 から、正当化事由があるとは認められず、法第 8 条の規定に違反する。

2071

2072 **オ 法の規定に違反する行為を防止するために指定事業者が行うことが望ましい取組**

2073 法第 8 条第 2 号に該当し、同条の規定に違反する行為を未然に防止するため、アプリ  
2074 ストアに係る指定事業者は、以下のような取組を行うことが望ましい。

2075 ○ アプリストアにおいて、外部誘導情報の表示やリンクアウトの提供を行う個別ア  
2076 プリ事業者に対しても指定事業者が手数料等の金銭的負担を課す場合、当該金銭的  
2077 負担の額等について、指定事業者のウェブサイトに掲載するなどして通知すると  
2078 ともに、指定事業者が課す金銭的負担の水準が、当該アプリストアから個別アプリ事  
2079 業者が得られる便益に照らして合理的な水準であることを、外部誘導情報の表示や  
2080 リンクアウトの提供を行う個別アプリ事業者等に対して説明すること。

2081

2082 **カ 法の規定を遵守していることを公正取引委員会に対して報告する事項**

2083 アプリストアに係る指定事業者は、法第 8 条第 2 号の規定の遵守の状況について、規  
2084 則第 36 条第 2 項に規定されている事項を公正取引委員会に対して報告する必要があり、  
2085 同項第 4 号ハのその他法の規定の遵守の確認のために必要な事項としては、例えば、以  
2086 下のものが挙げられる。

2087 ① アプリストアにおいて、個別アプリ事業者が外部誘導情報を表示した個別ソフト

- 2088 ウェア（指定事業者が審査等を通じて把握したものに限る。）の数。
- 2089 ② アプリストアにおける個別アプリ事業者がリンクアウトを利用した個別ソフトウ  
2090 ェア（指定事業者が審査等を通じて把握したものに限る。）の数。
- 2091 ③ 個別アプリ事業者が関連ウェブページ等を通じた商品又は役務の提供を行うため  
2092 の条件（外部誘導情報の表示及びリンクアウトの提供に関するものを含む。）として、  
2093 一定の基準を設けて審査等を行っている場合、当該審査等における基準及び当該審  
2094 査等の要領並びに当該審査等に係る規約等があればその名称及び内容。
- 2095 ④ 個別アプリ事業者が関連ウェブページ等を通じた商品又は役務の提供を行うため  
2096 の条件（外部誘導情報の表示及びリンクアウトの提供に関するものを含む。）として、  
2097 個別アプリ事業者から指定事業者に対する手数料等の金銭的負担を課す場合、当該  
2098 金銭的負担の算出方法及び当該金銭的負担を課す理由並びに当該金銭的負担に係る  
2099 規約等があればその名称及び内容。

2100

### 2101 (3) 第3号（代替ブラウザエンジンの採用を妨げることの禁止）

#### 2102 ア 基本的考え方

2103 法第8条第3号は、アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアに関し、指  
2104 定事業者等が提供するブラウザエンジンを個別アプリ事業者がその個別ソフトウェア  
2105 の構成要素とすることを当該アプリストアの利用条件とすることのほか、代替ブラウ  
2106 ザエンジン（指定事業者等が提供するブラウザエンジン以外のブラウザエンジンをい  
2107 う。以下同じ。）を個別アプリ事業者がその個別ソフトウェアの構成要素とすること  
2108 を妨げることを禁止し、個別アプリ事業者による多様な個別ソフトウェアの提供を通じ、  
2109 個別ソフトウェアに係る競争を促進しようとするものである。

2110 なお、アプリストアの利用条件として、指定事業者等が提供するブラウザエンジンを  
2111 ブラウザに採用（個別ソフトウェアの構成要素とすることをいう。以下（3）において  
2112 同じ。）することを強制する又は代替ブラウザエンジンの採用を妨げること（想定例に  
2113 ついては後記ウ参照。）については正当化事由が認められない。一方で、後記エのと  
2114 おり、ブラウザ以外の個別ソフトウェアについては正当化事由が認められる場合がある。

2115

#### 2116 イ 法第8条第3号に係る具体的考え方

##### 2117 (ア) 指定事業者等が提供するブラウザエンジンを採用することをアプリストアの利 2118 用条件とする行為

2119 法第8条第3号イの「当該指定事業者が提供するブラウザエンジンを当該個別ソ  
2120 フトウェアの構成要素とすることを当該アプリストアを通じて個別ソフトウェアを  
2121 提供する際の条件とする」とは、アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリス  
2122 タを通じて提供する個別ソフトウェアにおいて採用できるブラウザエンジンを指定  
2123 事業者等が提供するものに限定する行為をいう。そうした行為には、指定事業者が、

2124 契約等により、指定事業者等が提供するブラウザエンジンを個別ソフトウェアに採用  
2125 することを求める行為や、代替ブラウザエンジンを採用する個別ソフトウェアを  
2126 例外なく禁止する行為を含む。

2127

#### 2128 (イ) 代替ブラウザエンジンの採用を「妨げる」行為

2129 法第8条第3号ロの「妨げる」とは、個別アプリ事業者が指定事業者のその指定に  
2130 係るアプリストアを通じて個別ソフトウェアを提供する際に、当該個別ソフトウェ  
2131 アに代替ブラウザエンジンを採用することを困難にさせる蓋然性の高い行為をいう。  
2132 そうした行為には、代替ブラウザエンジンを採用すること自体は認めつつ、個別アプ  
2133 リ事業者に合理的でない技術的制約や契約上の条件等を課すこと、個別アプリ事業  
2134 者に過度な金銭的負担を課すこと、スマートフォンの利用者に対して代替ブラウザ  
2135 エンジンを採用する個別ソフトウェアを利用しないように誘導することなどによっ  
2136 て、個別アプリ事業者が代替ブラウザエンジンを採用することを実質的に困難にさ  
2137 せる蓋然性の高い行為を含む。

2138 指定事業者の行為が代替ブラウザエンジンの採用を妨げる行為に該当するためには、  
2139 個別アプリ事業者が代替ブラウザエンジンを採用することが完全に不可能である  
2140 ことまでが必要とされるわけではなく、そうした結果が発生する蓋然性の程度に  
2141 より、代替ブラウザエンジンの採用を妨げる行為への該当性を判断することになる。

2142 代替ブラウザエンジンの採用を実質的に困難にさせる蓋然性の程度については、  
2143 指定事業者による行為の態様、当該行為の期間、当該行為が代替ブラウザエンジンを  
2144 個別ソフトウェアに採用する個別アプリ事業者に与える影響の程度、当該行為が当  
2145 該個別ソフトウェアを利用するスマートフォンの利用者に与える影響の程度などの  
2146 考慮要素に従って、総合的に判断される。

2147

#### 2148 ウ 想定例

2149 (ア) 指定事業者が、その指定に係るアプリストアを通じて提供する個別ソフトウェア  
2150 において採用できるブラウザエンジンを指定事業者等が提供するものに限定する行  
2151 為であり法第8条第3号イに該当する行為の想定例として、以下の行為が挙げられ  
2152 る。

2153 <想定例>

- 2154 ○ 指定事業者が、アプリストア経由で個別ソフトウェアを提供するための審査等  
2155 において、指定事業者等が提供するブラウザエンジンを個別ソフトウェアに採用  
2156 することを求める審査項目を設けること。【想定例 96】
- 2157 ○ 指定事業者が、アプリストア経由で個別ソフトウェアを提供するための審査等  
2158 において、代替ブラウザエンジンを採用する個別ソフトウェアを例外なく禁止す  
2159 る審査項目を設けること。【想定例 97】

2160

2161

(イ) 指定事業者が、その指定に係るアプリストアに関し、代替ブラウザエンジンを採用すること自体は認めつつ、代替ブラウザエンジンを採用することを実質的に困難にさせる蓋然性の高い行為であり法第8条第3号ロに該当する行為の想定例として、以下の行為が挙げられる。

2162

2163

2164

2165

a 指定事業者が、その指定に係るアプリストアに関し、代替ブラウザエンジンを採用する又は採用しようとする個別アプリ事業者に対して、代替ブラウザエンジンの採用に関する合理的でない技術的制約や契約上の条件等を課すこと。

2166

2167

<想定例>

2168

2169

○ 指定事業者が、代替ブラウザエンジンを個別ソフトウェアに採用しようとする個別アプリ事業者に対し、アプリストアで当該個別ソフトウェアを提供するためのアプリ開発環境を提供しないこと。【想定例 98】

2170

2171

2172

○ 指定事業者が、アプリストアにおける検索アルゴリズムを操作することによって、代替ブラウザエンジンを採用する個別ソフトウェアについて、代替ブラウザエンジンを採用していることのみを理由に、当該アプリストアにおける検索順位を低下させたり、当該アプリストアにおいてスマートフォンの利用者による発見が困難な位置に配置したりすること。【想定例 99】

2173

2174

2175

2176

○ 指定事業者が、個別アプリ事業者に対し、代替ブラウザエンジンの採用のために指定事業者に対する申請等を求める場合において、適格な申請を受理し、その申請等に対する審査等に要する合理的な期間（なお、当該個別アプリ事業者に係る固有の状況等を踏まえることになる。）が経過したにもかかわらず、申請等に対する十分な応答をしないことによって、当該代替ブラウザエンジンを採用した個別ソフトウェアを提供できないようにすること。【想定例 100】

2177

2178

2179

2180

2181

2182

2183

2184

b 指定事業者が、その指定に係るアプリストアに関し、代替ブラウザエンジンを採用する又は採用しようとする個別アプリ事業者に対して、代替ブラウザエンジンの採用に関する過度な金銭的負担を課すこと。

2185

2186

<想定例>

2187

○ 指定事業者が、代替ブラウザエンジンを採用しようとする個別アプリ事業者に対し、代替ブラウザエンジンを採用することが困難となる蓋然性が高い手数料等の金銭的負担を課すこと。【想定例 101】

2188

2189

2190

2191

c 指定事業者が、その指定に係るアプリストアに関し、代替ブラウザエンジンを採用する個別ソフトウェアを利用する又は利用しようとするスマートフォンの利用者に対して、当該個別ソフトウェアを利用しないように誘導すること。

2192

2193

2194

<想定例>

2195

2196 ○ 指定事業者が、基本動作ソフトウェア及びアプリストアを提供する立場から、  
2197 スマートフォンの利用者が代替ブラウザエンジンを採用した個別ソフトウェア  
2198 を利用しようとする度に、指定事業者等のブラウザエンジンが当該個別ソフト  
2199 ウェアに採用されていない旨の内容や当該個別ソフトウェアの利用を継続する  
2200 か否かの確認を求める旨の内容のポップアップを繰り返し表示すること。【想定  
2201 例 102】

2202

## 2203 エ 正当化事由に係る想定例

2204 前記3（1）エの正当化事由への該当性に係る基本的考え方を踏まえれば、通常、正  
2205 当化事由があると認められ、違反とならない場合及び正当化事由があるとは認められ  
2206 ず、違反となる場合は、それぞれ以下のとおりである。

2207 なお、ブラウザ以外の個別ソフトウェアについては、その一機能として、ウェブペー  
2208 ジを表示する機能を有する場合には、採用するブラウザエンジンによってウェブペー  
2209 ジに係る情報の閲覧に係る機能に差異が生じるものの、ブラウザ以外の個別ソフトウ  
2210 ェアの数は膨大であり、それらが共通のブラウザエンジンを使うことにより、迅速かつ  
2211 効果的にサイバーセキュリティの確保等のための対応を行うことが可能となるとの側  
2212 面もあることを踏まえる必要がある。

2213

### 2214 (ア) 正当化事由があると認められ、違反とならない場合

2215 通常、正当化事由があると認められ、法第8条の規定に違反しないと考えられる行  
2216 為に係る想定例として、以下の行為が挙げられる。

2217 <想定例>

2218 ○ アプリストアを経由してブラウザ以外の個別ソフトウェアを提供する事業者が  
2219 極めて多数に上ることから、指定事業者が、それらの個別ソフトウェア経由でウェブ  
2220 ページを表示するためのブラウザエンジンを原則として指定事業者等のブラウ  
2221 ザエンジンに統一することとしつつ、代替ブラウザエンジンを採用しようとする  
2222 個別アプリ事業者に対しては、サイバーセキュリティの確保等の観点から一定の  
2223 要件（例えば、指定事業者と同等の脆弱性対応を行っているか否か、ペアレンタル  
2224 コントロール機能が機能するか否か）を設け、当該要件を満たすか否かの審査等を  
2225 事前に行った上で、当該代替ブラウザエンジンの採用の可否を判断すること。【想  
2226 定例 103】

2227 この行為は、指定事業者等が提供するブラウザエンジンを個別ソフトウェアに  
2228 採用することを求める条件を設けるものであり、また代替ブラウザエンジンを採  
2229 用しようとする場合に、一定の要件を満たすことを要するという意味で、個別ア  
2230 プリ事業者による当該代替ブラウザエンジンの採用を妨げる行為である。

2231 他方で、サイバーセキュリティの確保等という目的は正当であり、かつ、指定事

2232 業者等のブラウザエンジンによりウェブページを表示する際の脆弱性対応を原則  
2233 として一律に行うこととした上で、代替ブラウザエンジンを採用しようとする個  
2234 別アプリ事業者において、サイバーセキュリティの確保等の観点から一定の要件  
2235 を満たすことを求めるとともに当該要件を満たすか否かの審査等を事前に行わな  
2236 い限り、セキュリティ対策にかかるコストが極めて多額になる又はセキュリティ  
2237 対策の人員のリソースが大幅に不足するなどサイバーセキュリティの確保等を図  
2238 ることができないのであれば、当該目的を達成するためのより競争制限的でない  
2239 手段が他に存在しないと考えられることから、正当化事由が認められ、法第8条の  
2240 規定に違反しない。

2241

#### 2242 (イ) 正当化事由があるとは認められず、違反となる場合

2243 通常、正当化事由があるとは認められず、法第8条の規定に違反すると考えられる  
2244 行為の想定例として、以下の行為が挙げられる。

2245 <想定例>

2246 ○ ブラウザエンジンを自ら開発し、指定事業者と同等の脆弱性対応を行っている  
2247 個別アプリ事業者の個別ソフトウェアについて、サイバーセキュリティの確保等  
2248 の観点からの懸念について、指定事業者等のブラウザエンジンを採用した個別ソ  
2249 フトウェアの場合と差異はないにもかかわらず、当該個別アプリ事業者が自らの  
2250 ブラウザエンジンを自らの個別ソフトウェアに採用することについて、指定事業  
2251 者が、サイバーセキュリティの確保等の観点からの問題があるとして認めないこ  
2252 と。【想定例 104】

2253 この行為は、ブラウザエンジンを自ら開発し、指定事業者と同等の脆弱性対応を  
2254 行っている個別アプリ事業者の個別ソフトウェアに関しては、指定事業者等のブ  
2255 ラウザエンジンを採用した個別ソフトウェアと比べてサイバーセキュリティの確  
2256 保等の面で差異があるわけではなく、サイバーセキュリティの確保等という正当  
2257 な目的があるとはいえないことから、正当化事由が認められず、法第8条の規定に  
2258 違反する。

2259

#### 2260 オ 法の規定を遵守していることを公正取引委員会に対して報告する事項

2261 アプリストアに係る指定事業者は、法第8条第3号の規定の遵守の状況について、規  
2262 則第36条第2項において規定されている事項を公正取引委員会に対して報告する必要  
2263 があり、同項第4号ハのその他法の規定の遵守の確認のために必要な事項としては、例  
2264 えば、以下のものが挙げられる。

2265 ① 個別ソフトウェアにおいて代替ブラウザエンジンを採用するための条件として、  
2266 一定の基準を設けて審査等を行っている場合、当該審査等における基準、当該審査等  
2267 の要領並びに当該審査等に係る規約等があればその名称及び内容。

2268 ② 個別ソフトウェアにおいて代替ブラウザエンジンを採用するための条件として、  
2269 個別アプリ事業者から指定事業者に対する手数料等の金銭的負担を課す場合、当該  
2270 金銭的負担の算出方法及び当該金銭的負担を課す理由並びに当該金銭的負担に係る  
2271 規約等があればその名称及び内容。

2272

#### 2273 (4) 第4号(指定事業者の利用者確認の方法の利用強制の禁止)

##### 2274 ア 基本的考え方

2275 法第8条第4号は、アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアに関し、指  
2276 定事業者等が提供する利用者確認の方法について、当該指定事業者等が提供するもの  
2277 を当該個別ソフトウェアの作動中に表示することを当該アプリストアを通じて個別ソ  
2278 フトウェアを提供する際の条件とすることを禁止している。

2279 こうした指定事業者等の利用者確認の方法の利用を強制することを禁止することで、  
2280 個別アプリ事業者による利用者確認の方法の選択を通じ、利用者確認の方法を巡る公  
2281 正かつ自由な競争を確保しようとするものである。

2282

##### 2283 イ 法第8条第4号に係る具体的考え方

###### 2284 (ア) 利用者確認の方法

2285 法第8条第4号の「利用者確認(スマートフォンの利用者が個別ソフトウェアを利用  
2286 する際に符号その他の情報により当該スマートフォンの利用者を他の者と区別し  
2287 て認識することをいう。)の方法」とは、例えば、会員登録を要する個別ソフトウェア  
2288 においては、スマートフォンの利用者が会員登録済みの者であるか否かを識別す  
2289 るために、当該利用者のメールアドレス等の入力を求め、これに加えて、パスワード  
2290 又はこれに代わるものとして指紋情報といった生体情報を入力することで、スマー  
2291 トフォンの利用者の識別を行うための方法をいう。

2292

###### 2293 (イ) 利用者確認の方法の表示を「当該アプリストアを通じて個別ソフトウェアを提供 2294 する際の条件とすること」

2295 個別アプリ事業者が提供する個別ソフトウェアに係る利用者確認の方法について、  
2296 指定事業者等が提供するものを表示することがアプリストアの利用規約などにおい  
2297 て条件となっていなければ、法第8条第4号に違反しない。

2298 他方で、仮に、個別アプリ事業者が提供する個別ソフトウェアに係る利用者確認の  
2299 方法について、指定事業者等が提供するものを表示することがアプリストアの利用  
2300 規約などにおいて条件として明記されていなくとも、例えば、アプリストアの審査等  
2301 において、指定事業者等が提供する利用者確認の方法を表示していない個別ソフト  
2302 ウェアに対し、当該審査等の過程で、指定事業者等が提供する利用者確認の方法を  
2303 表示するように修正させる場合には、「当該アプリストアを通じて個別ソフトウェアを

2304 提供する際の条件とすること」に該当する。

2305

## 2306 5 法第9条（検索エンジンに係る指定事業者の禁止行為）

### 2307 （1）基本的考え方

2308 法第9条は、検索エンジンに係る指定事業者及びその子会社等（以下5において「指定  
2309 事業者等」という。）が、その指定に係る検索エンジンを用いて提供する検索役務におい  
2310 て、スマートフォンの利用者が検索により求める商品又は役務に係る情報を表示する際  
2311 に、正当な理由がないのに、当該指定事業者等が提供する商品又は役務を競争関係にある  
2312 他の商品又は役務よりも優先的に取り扱うことを禁止している。

2313 検索エンジンを用いた検索役務を提供する事業者は、当該検索役務に係るスマートフ  
2314 ォンの利用者にとっての魅力を高めるために、その検索結果の表示について様々な工夫  
2315 を行っており、それ自体は、基本的に、検索エンジンを用いた検索役務に係る公正かつ自  
2316 由な競争の促進につながるものである。しかし、当該検索結果の表示において、正当な理  
2317 由なく、指定事業者等が提供する商品又は役務を競争関係にある他の商品又は役務より  
2318 も優先的に取り扱うことは、当該商品又は役務に係る公正な競争環境を損なうものであ  
2319 ることから、そうした優先的取扱いを禁止することで、当該商品又は役務に係る競争を促  
2320 進しようとするものである。

2321

### 2322 （2）法第9条に係る具体的考え方

#### 2323 ア 「スマートフォンの利用者が検索により求める商品又は役務に係る情報を表示する 2324 際」の考え方

##### 2325 （ア）「スマートフォンの利用者が検索により求める」について

2326 「スマートフォンの利用者が検索により求める」とは、スマートフォンの利用者が、  
2327 自らの探し求める情報を得るという需要を満たすことを目的に、当該需要に応じた  
2328 検索語句をブラウザのアドレスバーや検索役務を提供する事業者のウェブサイト上  
2329 の検索ボックスなどに手で、又は音声を用いて入力することや、予め特定の検索語  
2330 句に対応する結果を表示するためのハイパーリンクが設定された語句をクリックす  
2331 ることで検索を行うことをいう。例えば、スマートフォンの利用者が東京への旅行を  
2332 計画しており、宿泊場所を探す際に、「東京 ホテル」との検索語句を入力して当該  
2333 宿泊場所の検索を行うことなどを指す。

2334

##### 2335 （イ）「検索により求める商品又は役務に係る情報を表示する際」について

2336 「検索により求める商品又は役務に係る情報を表示する際」とは、スマートフォ  
2337 ンの利用者が探し求める情報を表示する場面を捉えるものである。すなわち、スマート  
2338 フォンの利用者により行われた検索の結果が表示される画面が法第9条の規定の対  
2339 象となる。

2340

2341

(ウ) 検索結果の表示の分類について

2342

一般的な検索結果の表示は、以下のように分類できるものと考えられる。

2343

① 基本検索結果：検索語句に応じて検索エンジンにより順位付けて表示される、検索により求める情報が記録された不特定多数のウェブページの所在に関する情報（リンク）を並べた検索結果のこと。図のDの部分。

2344

2345

2346

② 別枠：特定の情報を基本検索結果以外の形式で表示するもの。図のCの部分。

2347

2348

③ 検索連動型広告：スマートフォンの利用者の購買等を促すために、主として競りにより決定された広告主の希望する商品又は役務に係る情報を広告として当該利用者に表示するもの。図のBの部分。

2349

2350

④ タブ形式のリンク：検索ボックスの直下にタブ形式で提供される、スマートフォンの利用者が検索により求める情報を特定の分野又は形式に限定して表示する検索役務又はウェブページ若しくは個別ソフトウェアへのリンクのこと。図のAの部分。

2351

2352

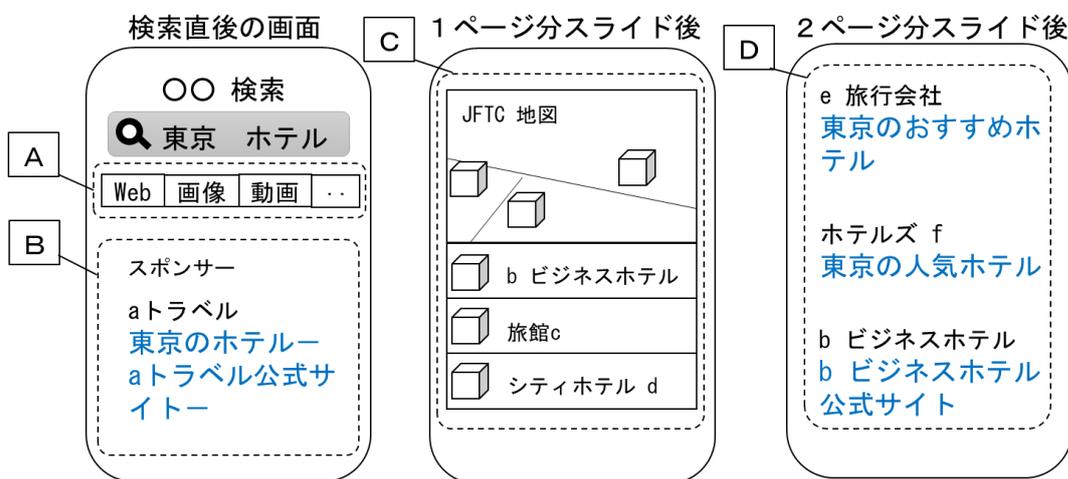
2353

2354

2355

図 検索エンジンを用いた検索役務における検索情報の表示

- A：タブ形式で提供される、特定の分野又は形式に限定した検索役務等へのリンク
- B：「広告」、「スポンサー」等と付記された検索連動型広告
- C：地図サービス、ホテル比較サービス等を基本検索結果以外の特別な形式で表示する別枠
- D：検索語句に応じて順位付けて表示される、不特定多数の各ウェブページへのリンク



2356

2357

2358

このうち、検索連動型広告は、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和2年法律第38号）の対象であり、同法の規定に基づいて、指定事業者において検索連動型広告に係る取引の透明性及び公正性が十分に確保されている場合には、法第9条の規定に違反する場面は想定されない。

2360

2361

2362

他方で、指定事業者は検索連動型広告その他の広告や別枠の設置等について自ら

2363 決定することができる立場にあるところ、ある表示を広告と称することで無条件に  
2364 法第9条の規定の対象とならないわけではない。例えば、「広告」や「スポンサー」  
2365 と表示されるものであっても、後記イ（イ）の公正かつ非差別的に行われた結果とし  
2366 てではなく、指定事業者等の商品又は役務に係る情報のみが表示される場合には、競  
2367 争関係にある他の商品又は役務よりも当該指定事業者等の商品又は役務を正当な理  
2368 由なく優先的に取り扱うものとして、法第9条の規定の対象と認められ得る。

2369

#### 2370 (エ)「商品又は役務」について

2371 「商品又は役務」は、特に限定して解すべきものではない。「商品」には、例えば、  
2372 スマートフォン端末やその周辺機器はもとより、個別ソフトウェアも含まれる。また、  
2373 「役務」には、例えば、検索役務（法第2条第8項に規定する検索エンジンを用いた  
2374 検索役務のみならず、スマートフォンの利用者が検索により求める情報を特定の分  
2375 野又は特定の形式に限定して提供する、いわゆる垂直型検索サービスなどの広義の  
2376 検索役務も含む。）が該当するとともに、ホテル比較サービス、ショッピング比較サ  
2377 ービス、フライト比較サービス、地図情報提供サービスのように検索結果の表示にお  
2378 いて提供するサービスのほか、比較サービスにおいて表示の対象となるホテル宿泊  
2379 サービスや航空輸送サービスなども該当する。

2380

#### 2381 イ 指定事業者等が提供する商品又は役務を「これと競争関係にある他の商品又は役務 2382 よりも優先的に取り扱うこと」の考え方

##### 2383 (ア) 指定事業者等が提供する商品又は役務に係る「これと競争関係にある他の商品又 2384 は役務」について

2385 指定事業者等が提供する商品又は役務に係る優先的取扱いに関し、その比較対象  
2386 は、当該指定事業者等が提供する商品又は役務と競争関係にある他の商品又は役務  
2387 であるところ、「競争関係にある他の商品又は役務」とは、スマートフォンの利用者  
2388 から見て、指定事業者等が提供する商品又は役務と同種の商品又は役務をいう。

2389 そのため、法第9条の規定の適用を判断するに当たっては、指定事業者等が提供す  
2390 る商品又は役務を特定し、それと競争関係にある他の商品又は役務との関係で、当該  
2391 指定事業者等が提供する商品又は役務を優先的に取り扱うものであるかを確認する  
2392 こととなる。

2393

##### 2394 (イ) 優先的に取り扱うことについて

2395 検索エンジンを用いて検索役務を提供する指定事業者が、検索結果への表示を通  
2396 じてスマートフォンの利用者に知らせ、当該利用者に購入、消費又は利用させよう  
2397 とする対象となる指定事業者等の商品又は役務について、当該商品又は役務と競争  
2398 関係にある他の商品又は役務と比べて、当該利用者に認識又は選択されやすいと評

2399 価される位置又は方法で表示されたとしても、検索情報の表示のための検索エンジン  
2400 の検索アルゴリズムの設定及びそれを用いた処理等が公正かつ非差別的に行われたもの  
2401 (ある別枠内において、当該商品又は役務が、検索アルゴリズムの設定及びそれ  
2402 を用いた処理等が公正かつ非差別的に行われた結果として表示される場合を含む。)で  
2403 あれば、それは能率競争の結果であって、法第9条に規定する優先的取扱い  
2404 には該当しない。

2405 他方で、指定事業者等の商品又は役務について、恣意的な検索アルゴリズムの設定  
2406 等や当該指定事業者等の商品又は役務に係る情報のみを表示する別枠の設置などを  
2407 通じて、スマートフォンの利用者に認識又は選択されやすいと評価される位置又は  
2408 方法での表示をする場合(指定事業者等の商品又は役務と競争関係にある他の商品  
2409 又は役務について、スマートフォンの利用者に認識又は選択されにくいと評価され  
2410 る位置又は方法での表示によって相対的に当該指定事業者等の商品又は役務がより  
2411 認識又は選択されやすくするものと評価される場合を含む。)については、法第9条  
2412 に規定する優先的取扱いに該当する。

2413 なお、スマートフォンの利用者に認識又は選択されやすいと評価される位置での  
2414 表示としては、例えば、公正かつ非差別的に決められた場合の表示の順序の位置より  
2415 も上位に配置することが該当する。また、スマートフォンの利用者に認識又は選択さ  
2416 れやすいと評価される方法での表示としては、例えば、文字サイズの大小や、背景色  
2417 との関係で文字の色の見やすさの設定等を操作することが該当する。

2418

#### 2419 (ウ) 検索情報の表示に用いる検索アルゴリズムによる処理等について

2420 検索アルゴリズムの基準自体が、不公正又は差別的なものであり、指定事業者等の  
2421 商品又は役務にとって有利に働くように設定されている場合には、その設定自体が  
2422 当該指定事業者等の商品又は役務を優先的に取り扱うものと認められる。具体的  
2423 には、指定事業者が、その検索エンジンのアルゴリズムに指定事業者等の商品又は役  
2424 務に有利になるように、特定のパラメーター(例えば、当該指定事業者等が提供する動  
2425 画サービスしか該当しない要素)を含めることで、検索結果表示において、競争関係  
2426 にある他の商品又は役務に比して当該指定事業者等の商品又は役務を有利にするこ  
2427 とは、法第9条に規定する優先的取扱いに該当する。

2428 さらに、検索情報を表示する際における指定事業者等の商品又は役務の優先的取  
2429 扱いについて、その原因となった行為は、必ずしも検索結果の表示時点で行われる場  
2430 合に限られない。検索エンジンを用いた検索役務は、クローラーと呼ばれるプログラ  
2431 ムによるウェブページの情報収集(クローリング)と、その収集した情報のデータベース  
2432 への登録(インデックス化)を前提段階として、検索役務の利用者の検索語句に対応  
2433 する形でインデックス内の情報を参照し、当該検索語句との関連性の高さ等に基づ  
2434 いて各ウェブページのリンクをランキング化した形で出力したものに別枠などを併

2435 せて表示する形で提供される。例えば、ある検索語句に応じた基本検索結果の表示の  
2436 ための検索アルゴリズムにおいて、公正かつ非差別的な取扱いがなされていたとし  
2437 ても、当該基本検索結果の表示の前提となるクロールやインデックス化の過程にお  
2438 いて、指定事業者等に関連するデータのみをクロールしてインデックス化するなど、  
2439 指定事業者等の商品又は役務が有利に取り扱われた場合には、法第9条に規定する  
2440 優先的取扱いに該当する。

2441

#### 2442 (エ) 検索結果の表示における別枠について

2443 検索役務における検索結果の表示の仕方については、検索エンジンを用いた検索  
2444 役務を提供する事業者間における競争手段の1つとなっていることから、検索結果  
2445 の表示において別枠を設けることそれ自体は、法第9条に規定する優先的取扱いに  
2446 ただちに該当するわけではない。また、別枠において、指定事業者等の商品又は役務  
2447 に加えて、当該商品又は役務と競争関係にある他の商品又は役務を並べて表示する  
2448 場合には、検索アルゴリズムの設定及びそれを用いた処理等が公正かつ非差別的に  
2449 行われた結果としてそれらの商品又は役務が表示されるのであれば、法第9条に規  
2450 定する優先的取扱いに該当しない。

2451 しかし、指定事業者等の商品又は役務に係る情報のみを別枠として、公正かつ非差  
2452 別的に順位付けて表示する場合の検索結果よりも上位に、又は目立つ形で配置する  
2453 ことや、当該商品又は役務と競争関係にある他の商品又は役務を、公正かつ非差別的  
2454 に順位付けて表示する場合の検索結果よりも下位に、又は目立たない形で配置する  
2455 ことは、法第9条に規定する優先的取扱いに該当する。

2456 さらに、指定事業者等の商品又は役務に係る情報のみを表示する別枠を、基本検索  
2457 結果とともに公正かつ非差別的に順位付けて表示する場合であっても、別枠は、基本  
2458 検索結果と比較して、その大きさ、配色その他の表示の方法によってスマートフォ  
2459 ンの利用者に認識又は選択されやすいように設定されていることが多いことから、そ  
2460 うした別枠を設定し、当該別枠に指定事業者等の商品又は役務に係る情報のみを表  
2461 示することは、それ自体が法第9条に規定する優先的取扱いに該当する場合がある。

2462 また、他の事業者を情報提供元とし、その旨を表示した上で別枠を表示する場合が  
2463 あり得るが、当該表示の態様から指定事業者等の役務として当該別枠を表示してい  
2464 ると評価できる場合には、法第9条の規定の対象となる。

2465 なお、指定事業者等の商品又は役務に係る情報のみを表示する別枠について、スマ  
2466 ートフォンの利用者が簡易な操作によりその表示又は非表示を選択できる設定を可  
2467 能とするなど、当該別枠の表示についてスマートフォンの利用者による自律的な選  
2468 択を反映できる仕組みが採られていることは、当該別枠の表示に関し、法第9条に規  
2469 定する優先的取扱いへの該当性を判断する際の考慮要素となる。

2470

2471 (オ) 優先的取扱いに係る想定例

2472 指定事業者による検索結果の表示のうち、法第9条に規定する優先的取扱いに該  
2473 当する表示の想定例として、以下のものが挙げられる。

2474 <想定例>

2475 ○ ある個別ソフトウェアの名称を検索語句として入力した検索結果において、指  
2476 定事業者等のアプリストアからのダウンロードを促す表示を最上位に固定して表  
2477 示すること。【想定例 105】

2478 ○ 他の役務の名称を検索語句として入力した検索結果において、当該役務と同種  
2479 の指定事業者等の役務に係る情報の表示を広告であるとして最上位に固定して表  
2480 示すること。【想定例 106】

2481 ○ ニュースを表示する別枠を設置し、指定事業者等のニュースサービスのみを表  
2482 示する一方で、当該別枠において、その他のニュースを提供するウェブページは表  
2483 示されないようにすること。【想定例 107】

2484

2485 ウ 「正当な理由がないのに」の考え方

2486 (ア) 正当な理由に関する基本的考え方

2487 法第9条に規定する優先的取扱いに該当する行為が行われていたとしても、当該  
2488 取扱いに「正当な理由」がある場合には同条の規定に違反しない。優先的取扱いに関  
2489 する正当な理由の有無は、当該優先的取扱いの目的（当該目的は、事業経営上単に望  
2490 ましいというものではなく、指定事業者等が提供する商品又は役務と競争関係にあ  
2491 る他の商品又は役務との間の競争を促進しようとするという法第9条の趣旨からは  
2492 認められるものが求められる。）、当該目的のためのより競争制限的でない他の代替的  
2493 手段の有無及び内容等に照らして判断される。

2494 検索アルゴリズムの内容を含めて、検索結果がどのような設定に基づいて表示さ  
2495 れているかについては、外部から正確に認識することは困難であるところ、当該「正  
2496 当な理由」については、指定事業者が、法第14条の遵守報告書等を通じて、具体的  
2497 かつ詳細に公正取引委員会に対して説明する必要がある（後記（4）参照）。

2498

2499 (イ) 正当な理由に関するスマートフォンの利用者にとっての検索役務の品質に係る  
2500 考え方

2501 優先的取扱いについて、スマートフォンの利用者が検索エンジンを用いた検索役  
2502 務に求める即応性や的確性を含め、当該利用者にとっての検索役務の品質の向上に  
2503 係る説明が行われることが考えられる。例えば、当該優先的取扱いによるスマートフ  
2504 ォンの利用者にとっての品質の向上について不明確若しくは抽象的な形でしか説明  
2505 が行われない場合、指定事業者等の商品又は役務と競争関係にある他の商品又は役  
2506 務を排除する意図を有して当該優先的取扱いを行う場合など、他の商品又は役務を

2507 不当に劣後して取り扱う場合、又は当該優先的取扱いが当該品質の向上のために合  
2508 理的かつ必要とはいえない場合は、正当な理由があるとは認められない。

2509 また、スマートフォンの利用者にとっての検索役務の品質の向上について具体的  
2510 かつ詳細に示されず、抽象的な説明にとどまる場合には、正当な理由の有無の判断に  
2511 おいて考慮することは困難となる。また、当該品質の向上については、検索結果の表  
2512 示の方法に係る個別の変更のみとの関係で説明される場合もあれば、十分に関連す  
2513 る複数の変更との関係で併せて説明される場合もあると考えられるが、いずれにし  
2514 ても当該品質の向上が具体的かつ詳細に示されることで正当な理由の有無の判断に  
2515 おいて考慮することが可能となる。

2516 こうした品質の向上に係る説明のための情報は、例えば、スマートフォンの利用者  
2517 に対するテストを通じて取得され、当該テストの結果に基づき、品質の向上につい  
2518 ての具体的かつ詳細な説明を行うことが考えられる。そうした説明を行う指定事業者  
2519 においては、当該テストにより測定する内容を予め定めるとともに、検索結果の表示  
2520 の方法を変更する主要な場合において当該テストを実施し、かつ、客観的に検証可能  
2521 な形でその結果を定性的に分析し、又は定量化しておくことが求められる。この際、  
2522 当該テストは、指定事業者等に有利な方法とならないように慎重に設計されたもの  
2523 でなければ、有効にテストされたものとはいえない。また、客観的に検証可能な形で  
2524 そのテストの内容が示されなければ、有効にテストされたものかを判断できないこ  
2525 とから、正当な理由の有無の判断において考慮することは困難となる。

2526

#### 2527 (ウ) 特定のウェブページの表示を制限する場合について

2528 検索エンジンを用いた検索役務の提供において、ある特定のウェブページについ  
2529 て、スマートフォンの利用者の安全性を害する可能性が高いことなどを理由に検索  
2530 結果の表示から削除することや表示内容を制限すること、又は表示順位を下げるこ  
2531 とが行われる場合がある。こうした対応は、スマートフォンの利用者の安全性を保護  
2532 するための取組であるものの、当該ウェブページにおいて又は当該ウェブページを  
2533 通じて提供されている商品又は役務が劣後して取り扱われ、相対的にそれと競争関  
2534 係にある指定事業者等の商品又は役務を優先的に取り扱うこととなる場合がある。

2535 このような場合において、スマートフォンの利用者の安全性を害する可能性が高  
2536 いなど、同様の問題等を抱える指定事業者等の商品又は役務に係るウェブページは  
2537 検索結果において表示し続ける一方で、他の事業者のウェブページは当該検索結果  
2538 において表示されないようにするなど、各ウェブページ等への対応が不公正又は差  
2539 別的に行われている場合には、正当な理由があるとは認められない。その一方で、ス  
2540 マルトフォンの利用者の安全性を確保するための対応の必要性が認められる場合で  
2541 あって、当該対応よりも競争制限的でない他の代替手段がないと認められるときは、  
2542 正当な理由があるものと認められる。

2543           そして、例えば、以下のような目的の下で行われる優先的取扱いについては、通常、  
2544 正当な理由があるものと認められる。

2545           <想定例>

2546 ○ ある商品又は役務を提供する他の事業者のウェブページがセキュリティ上の脆  
2547 弱性により悪意のあるコンテンツにハッキングされていることが判明したため、  
2548 スマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保という目的の下で、そ  
2549 の問題が解決されるまでの間、当該ウェブページが検索結果において表示されな  
2550 いように操作した結果、当該商品又は役務と競争関係にある指定事業者等の商品  
2551 又は役務を提供するウェブページが相対的に上位に表示されることとなる場合。

2552           【想定例 108】

2553 ○ ある商品又は役務を提供する他の事業者のウェブページにおいて、本人の同意  
2554 を得ていないスマートフォンの利用者に係る情報や、ディープフェイクによる本  
2555 人の顔を含む映像等が掲載されているところ、スマートフォンの利用者に係る情  
2556 報の保護という目的の下で、当該利用者からの申出に基づいて当該ウェブページ  
2557 が検索結果において表示されないように操作した結果、当該商品又は役務と競争  
2558 関係にある指定事業者等の商品又は役務を提供するウェブページが相対的に上位  
2559 に表示されることとなる場合。【想定例 109】

2560 ○ 法令に違反するウェブページを表示させないという目的の下で、知的財産権を  
2561 侵害する模倣品が販売されているウェブページを表示しないことで、正規品であ  
2562 る指定事業者等の商品を提供するウェブページが相対的に上位に表示されること  
2563 となる場合。【想定例 110】

2564

2565 **(エ) 指定事業者等の商品又は役務を本来の検索結果よりも上位又は目立つ形で取り**  
2566 **扱う場合について**

2567           基本検索結果において、検索アルゴリズムの設定などにより、指定事業者等の商品  
2568 又は役務に係るウェブページを本来の検索結果よりも上位に表示する場合や、別枠  
2569 において指定事業者等が提供する商品又は役務に係る表示のみが取り扱われる場合  
2570 には、当該検索アルゴリズムの設定や当該別枠を設ける目的、当該目的のためのより  
2571 競争制限的でない他の代替的手段の有無及び内容等に照らして正当な理由の有無を  
2572 判断することになる。

2573           例えば、別枠を設ける目的として、スマートフォンの利用者の安全性を確保するた  
2574 めに、緊急時に正確な情報を提供する必要があるときが考えられるところ、以下のよ  
2575 うな目的の下で行われる優先的取扱いについては、通常、正当な理由があるものと認  
2576 められる。

2577           <想定例>

2578 ○ 災害時に指定事業者等が提供する地震や津波等に関する情報を表示する場合な

2579 ど、スマートフォンの利用者が検索結果の表示において正確性が担保された情報  
2580 を速やかに閲覧することができなければ、当該利用者の生命又は身体に著しい被  
2581 害が及ぶ可能性がある場合に、当該利用者の安全性の確保という目的の下で、公的  
2582 機関等からの情報であることが確認できていることを理由として、指定事業者等  
2583 が提供する情報を最上位に表示する場合。【想定例 111】

2584

### 2585 (3) 法の規定に違反する行為を防止するために指定事業者が行うことが望ましい事項

2586 法第9条は検索エンジンを用いた検索役務という第三者からはその仕組みの確認が容  
2587 易でないサービスを対象とする規定であるところ、透明性を確保することが重要である。

2588 まず、ランキングを決める検索アルゴリズムを設定する際の主要なパラメーターや、指  
2589 定事業者等の商品又は役務に係る情報と競争関係にある他の商品又は役務に係る情報と  
2590 の間で検索結果において異なる取扱いがされる場合のその理由については、ウェブサイ  
2591 ト事業者等が理解できるような態様で開示することが法の規定に違反する行為を防止す  
2592 るために望ましい取組となる。そして、ウェブサイト事業者等が理解できるようにするた  
2593 めには、表示順位を決めるパラメーターについて単に列挙するだけでなく、実際に表示順  
2594 位を決定するに当たってのパラメーター間の重要性の違いについても説明するとともに、  
2595 パラメーターや表示順位を決定するに当たってのパラメーター間の重要性について変更  
2596 があった場合には遅滞なくその内容を開示することが望ましい。

2597 また、検索結果において指定事業者等の商品又は役務に係る情報のみを別枠として表  
2598 示する場合には、スマートフォンの利用者の自律的な選択を確保する観点から、その希望  
2599 に応じて、優先的取扱いに該当し得る表示の有無を設定可能とすることが望ましい。

2600 優先的取扱いによるスマートフォンの利用者にとっての検索役務の品質の向上を評価  
2601 するために当該利用者を対象とするテストを実施した場合には、指定事業者は、透明性の  
2602 確保の観点から、可能な限り、当該結果を公開することが望ましい。

2603 また、法は、特定ソフトウェアに係る公正かつ自由な競争の促進を図ることを目的とし  
2604 ているところ、検索エンジンを用いた検索役務以外の基本動作ソフトウェア、アプリストア  
2605 及びブラウザに係る検索結果の表示においては、そうした競争の促進につながる表示  
2606 を行うことが当該目的の観点からも望ましい。例えば、代替アプリストアを求めるような  
2607 検索語句に対応した検索結果の表示において、代替アプリストアの一覧を別枠で表示す  
2608 るような取組が考えられる。

2609

### 2610 (4) 法の規定を遵守していることを公正取引委員会に対して報告する事項

2611 検索エンジンに係る指定事業者は、法第9条の規定の遵守の状況について、規則第36  
2612 条第2項において規定されている事項を公正取引委員会に対して報告する必要がある、  
2613 同項第4号ハのその他法の規定の遵守の確認のために必要な事項としては、例えば、以下  
2614 のものが挙げられる。

- 2615 ① 基本検索結果に係る次に掲げる事項。
- 2616 A) ランキングを決めるアルゴリズムの主要なパラメーターに係る説明（当該パラメー  
2617 ター間の基本検索結果の表示に与える影響度の差異に係る説明を含む。）。
- 2618 B) ランキングを決めるアルゴリズムの主要なパラメーターについて、前年度の遵守報  
2619 告書の提出以降、規則第 36 条第 2 項第 1 号に規定する法第 9 条の規定の遵守のため  
2620 の措置以外で、基本検索結果全体に相当程度の影響を与えるような変更がある場合  
2621 には、当該変更の概要及び当該変更に関しスマートフォンの利用者に対して実施し  
2622 たテストの有無。
- 2623 C) ランキングを決めるアルゴリズムの主要なパラメーターの設定により、検索結果に  
2624 おいて指定事業者等の商品又は役務を優先的に取り扱った場合には、当該優先的取  
2625 扱いの目的及び内容並びに当該優先的取扱いについての正当な理由が存在すること  
2626 の具体的かつ詳細な説明。
- 2627 ② 別枠（公正取引委員会が指定事業者にあらかじめ通知したものに限る。）に係る次に  
2628 掲げる事項。
- 2629 A) 各別枠の名称。なお、各別枠に通し番号を付した上で、当該別枠の表示画面の一例  
2630 となる画像をそれぞれ添付すること。
- 2631 B) 当該別枠が表示される典型的な検索語句など、当該別枠が表示される条件に係る説  
2632 明。
- 2633 C) 当該別枠を設置する目的。
- 2634 D) 当該別枠において、指定事業者等の商品又は役務に係る情報のみが表示されるか否  
2635 か。
- 2636 E) 当該別枠について、その表示又は非表示をスマートフォンの利用者が選択すること  
2637 が選択可能な場合には、当該別枠に表示される「×」マークを押すこと、設定画面  
2638 からの操作することなど、その選択の方法。
- 2639 F) 前年度の遵守報告書の提出以降、規則第 36 条第 2 項第 1 号に規定する法第 9 条の規  
2640 定の遵守のための措置以外で、当該別枠について改修を行った場合には、その概要  
2641 及び当該改修に関しスマートフォンの利用者に対して実施したテストの有無。
- 2642 ③ タブ形式のリンク表示（公正取引委員会が指定事業者にあらかじめ通知したものに  
2643 限る。）に係る次に掲げる事項。
- 2644 A) 各タブの名称。なお、当該タブの表示画面の一例となる画像をそれぞれ添付するこ  
2645 と。
- 2646 B) 当該タブが表示される典型的な検索語句など、当該タブが表示される条件に係る説  
2647 明。
- 2648 C) 当該タブを設置する目的。
- 2649 D) 前年度の遵守報告書の提出以降、規則第 36 条第 2 項第 1 号に規定する法第 9 条の規  
2650 定の遵守のための措置以外で、当該タブについて改修を行った場合は、その概要及

2651 び当該改修に関しスマートフォンの利用者に対して実施したテストの有無。

2652

## 2653 6 法第 10 条（データの取得等の条件の開示に係る措置）

### 2654 （1）事業者へのデータの取得等の条件の開示

#### 2655 ア 基本的考え方

2656 法第 10 条は、指定事業者（基本動作ソフトウェア、アプリストア又はブラウザに係  
2657 る指定を受けたものをいう。以下 6 において同じ。）のデータの取得又は使用（指定事  
2658 業者の子会社等に当該データを使用させることを含む。以下 6 において同じ。）に関す  
2659 る条件及び特定ソフトウェア（基本動作ソフトウェア、アプリストア又はブラウザをい  
2660 う。以下 6 において同じ。）を利用する個別アプリ事業者等による取得に関する条件を、  
2661 特定ソフトウェアを利用する個別アプリ事業者等及びスマートフォンの利用者  
2662 の開示することによって、指定事業者の取得したデータの  
2663 使用状況を外部から検証することが困難な状況を解消し、当該データの  
2664 使用に係る禁止行為を定めた法第 5 条の規定の遵守を担保しようとするものである。

2665 また、特定ソフトウェアを利用する個別アプリ事業者等及びスマートフォンの利用  
2666 者双方に、指定事業者によるデータの取得又は使用に関する条件を開示することで、特  
2667 定ソフトウェアを通じた取引の透明性を高めるとともに、当該個別アプリ事業者等  
2668 によるデータの取得の条件を開示することにより、当該個別アプリ事業者等による当該  
2669 データの取得が容易となり、イノベーションが促進されることも期待される。

2670

#### 2671 イ 開示の対象となるデータについて

2672 法第 10 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定が、指定事業者の取得したデータの不  
2673 当な使用の禁止を定める法第 5 条の規定の遵守を担保しようとするものであることを  
2674 踏まえ、指定事業者が、個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者に対して、その取得  
2675 又は使用に関する条件を開示すべきデータは、規則第 19 条から第 21 条において、法  
2676 第 5 条第 1 号から第 3 号までの規定の対象となるデータとされている。なお、法第 5 条  
2677 各号に規定するデータより多くの種類のデータについて、その取得又は使用に関する  
2678 条件を開示することを妨げるものではない。

2679

#### 2680 ウ 開示の方法について

2681 個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者へのデータの取得等の条件の開示の方法  
2682 は、規則第 18 条第 1 号及び第 2 号において、他の個別アプリ事業者又は他のウェブサ  
2683 イット事業者にとって明確かつ平易な表現を用いて記載すること、他の個別アプリ事  
2684 業者による当該指定事業者が提供する基本動作ソフトウェア若しくはアプリストアの利  
2685 用開始前及び利用中又は他のウェブサイト事業者による当該指定事業者が提供するブ  
2686 ラウザの利用開始前及び利用中において、いつでも容易に参照可能であることと規定

2687 されている。前記アの趣旨からすれば、データの取得等の条件が個別アプリ事業者又は  
2688 ウェブサイト事業者にとって容易に理解し確認できることが重要であることから、指  
2689 定事業者のウェブサイトの分かりやすい場所に掲載する、個別アプリ事業者又はウェ  
2690 ブサイト事業者の事業活動に相当程度の影響のある規約の改正があった場合には必要  
2691 に応じて改正履歴も掲載するなど、特定ソフトウェアを利用する個別アプリ事業者又  
2692 はウェブサイト事業者にとって理解しやすいものを、常時確認できる状態に置くこと  
2693 が求められる。また、取得等するデータの内容については、個別アプリ事業者、ウェブ  
2694 サイト事業者やスマートフォンの利用者が容易に理解できるほか、データの取得等の  
2695 状況について外部からの検証を容易に行うことができるような方法で開示がなされる  
2696 ことが望ましい。

2697 さらに、法においては日本国内のスマートフォンに係る市場が想定されていること  
2698 から、規則第 18 条第 3 号において、データの取得等の条件が日本語以外の言語で作成  
2699 されている場合には、日本語の翻訳文を付すことと規定されている。日本語の翻訳文は、  
2700 当該条件の開示と同時に開示することが望ましいが、やむを得ず条件の開示の時点で  
2701 日本語の翻訳文を付すことができない場合には、その開示の時に合理的な期限を明示  
2702 して、当該期限までに日本語の翻訳文を開示することが求められる（同号ただし書）。

2703

## 2704 **エ 開示の内容について**

2705 法第 10 条第 1 項に基づき、指定事業者は、個別アプリ事業者又はウェブサイト事業  
2706 者による特定ソフトウェア利用等に伴い取得するデータに関し、当該データの内容を  
2707 含む取得の条件及び使用の条件並びに個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者によ  
2708 る取得に関する条件を開示することが義務付けられている。

### 2709 **(ア) 指定事業者によるデータの取得の条件について**

2710 指定事業者によるデータ取得の条件の内容についての具体例としては、以下のもの  
2711 が挙げられる。

- 2712 ・特定ソフトウェアを通じて取得するデータの内容及び取得の目的
- 2713 ・前記データを取得する方法 等

2714

### 2715 **(イ) 指定事業者によるデータの使用の条件について**

2716 a 指定事業者によるデータの使用の条件の内容の具体例としては、以下のものが  
2717 挙げられる。

- 2718 ・取得するデータのうち指定事業者（又はその子会社等）において使用するデータ  
2719 の内容及び使用目的
- 2720 ・取得したデータの管理体制 等

2721

2722 b 取得したデータの不当な使用の禁止を定める法第 5 条の規定の遵守を担保する

- 2723 という法第 10 条の趣旨を踏まえれば、指定事業者が運用するデータの「管理体制」  
2724 としては、取得したデータを個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者が提供す  
2725 る商品又は役務と競争関係にある自社（又はその子会社等）の商品又は役務のため  
2726 に使用することを防ぐために、例えば、以下の措置が考えられる。
- 2727 ①データの管理部門と商品又は役務の開発部門との間のファイヤーウォールの設  
2728 置など組織的な措置
  - 2729 ②データの管理部門や商品又は役務の開発部門におけるデータへのアクセス制御  
2730 等の技術的な措置
  - 2731 ③データの共有先（指定事業者内における共有部署、指定事業者以外の者へ共有す  
2732 る場合には、当該外部共有先も含む。）、データを取得する部署及びデータの共有  
2733 を受ける部署におけるデータの保存期間等の内部規律
  - 2734 ④商品又は役務の開発又は提供の開始に係る各意思決定プロセスにおいて、取得  
2735 したデータの不当な使用の可能性を探知し、是正することができる仕組み（内部  
2736 監査）等の内部規律
  - 2737 ⑤データへのアクセス記録及び内部規律の運用状況の記録の保存等により外部又  
2738 は第三者による検証を可能とする措置並びにデータの管理体制に係る第三者機  
2739 関による評価
  - 2740 ⑥苦情相談窓口の設置や設置した場合にはその連絡先の公表
- 2741
- 2742 c 法第 10 条の規定は、前記のようなデータ管理体制の整備を義務付けるものでは  
2743 ないが、法第 5 条の規定に違反するデータの使用を防止するために、こうした措置  
2744 等を講ずることが望ましい。前記のデータ管理体制が整備された場合には、指定事  
2745 業者及び関係事業者の事業活動に支障のない範囲で開示することが求められ、こ  
2746 れにより、法第 5 条及び第 10 条の規定を遵守していることが確認できるようにな  
2747 ることが期待される。
- 2748
- 2749 **(ウ) 個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者による取得に関する条件について**
- 2750 個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者によるデータの取得の条件の内容の具  
2751 体例としては、例えば、以下のものが挙げられる。
- 2752 ・個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者が、自ら提供等を行う個別ソフトウェア  
2753 又はウェブサイトに関し、指定事業者が取得したデータを取得することの可否
  - 2754 ・取得することが可である場合のデータの内容
  - 2755 ・取得することが可である場合の取得方法、データ提供の形式
  - 2756 ・取得に申請を要する場合には、当該申請に対する処理期間（申請されたデータの取  
2757 得可否の回答期間、取得することが可である場合に当該データが提供されるまで  
2758 の期間等） 等

2759           また、当該個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者を介さずに、指定事業者から、  
2760           当該個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者が指定する者に直接データを提供  
2761           （直接移転）させることの可否及び可能な場合の方法についても開示することが望  
2762           ましい。

2763

## 2764   (2) スマートフォンの利用者へのデータの取得等の条件の開示

### 2765   ア 基本的考え方

2766           法第 10 条第 2 項は、指定事業者のデータの取得又は使用に関する条件を、特定ソフト  
2767           ウェアを利用するスマートフォンの利用者の開示することによって、当該特定ソフト  
2768           ウェアを通じた個別ソフトウェアの利用又はウェブサイトの閲覧に当たり、どのよ  
2769           うなデータが取得されているかについて当該利用者が認識しづらい状況を改善し、当  
2770           該利用者の当該特定ソフトウェアに係る合理的かつ自主的な利用又は選択の促進を通  
2771           じて、指定事業者の取得したデータの不当な使用の禁止を定める法第 5 条の規定の遵  
2772           守を促し、もって個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者の利益の保護を図ろうと  
2773           するものである。

2774

### 2775   イ 開示の対象となるデータについて

2776           前記アの趣旨に照らして、指定事業者が、スマートフォンの利用者に対して、その取  
2777           得又は使用の条件を開示すべきデータは、規則第 22 条各号において、法第 5 条各号の  
2778           規定の対象となるデータのうち、スマートフォンの利用者に係るデータ及びスマート  
2779           フォンの利用者が個別ソフトウェアを利用又はウェブページを閲覧する際に生成され  
2780           た又は提供されたデータと規定されている。

2781

### 2782   ウ 開示の方法について

2783           スマートフォンの利用者へのデータの取得等の条件の開示の方法は、規則第 23 条第  
2784           1 号及び第 2 号において、スマートフォンの利用者にとって明確かつ平易な表現を用  
2785           いて、スマートフォンの利用者が指定事業者によるデータの取得及び使用の状況を容  
2786           易に理解できる内容を記載すること、スマートフォンの利用者による当該指定事業者  
2787           が提供する法第 10 条第 1 項各号に掲げる特定ソフトウェアの利用開始前及び利用中  
2788           において、いつでも容易に参照可能であることと規定されている。前記アの趣旨からすれ  
2789           ば、スマートフォンを操作する中で分かりやすい場所に掲載する、スマートフォンの利  
2790           用者に相当程度の影響のある規約の改正があった場合には必要に応じて改正履歴も掲  
2791           載するなど、特定ソフトウェアを利用するスマートフォンの利用者にとって理解しや  
2792           すいものを、常時確認できる状態に置くことが求められる。また、スマートフォンの利  
2793           用者は、個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者と比較して必ずしも十分な専門的  
2794           知見を有しているとは限らないことを踏まえ、当該利用者が容易に理解できる内容を

2795 開示することが求められる。

2796 加えて、法においては日本国内のスマートフォンに係る市場が想定されていること  
2797 から、規則第 23 条第 3 号において、データの取得等の条件が日本語以外の言語で作成  
2798 されている場合には、日本語の翻訳文を付すことと規定されている。日本語の翻訳文は、  
2799 当該条件の開示と同時に開示することが望ましいが、やむを得ず条件の開示の時点で  
2800 日本語の翻訳文を付すことができない場合には、その開示の時に合理的な期限を明示  
2801 して、当該期限までに日本語の翻訳文を開示する必要がある（同号ただし書）。

2802

## 2803 エ 開示の内容について

2804 スマートフォンの利用者に対する開示の内容は、当該利用者によるデータ利用に関  
2805 連する情報に関して、前記（1）エ（ウ）を除く）に同じ。

2806

### 2807 （3）法の規定を遵守していることを公正取引委員会に対して報告する事項

2808 指定事業者は、法第 5 条及び第 10 条の規定の遵守の状況について、規則第 36 条第 2  
2809 項において規定されている事項を公正取引委員会に対して報告する必要があり、同項第  
2810 4 号ハのその他法の規定の遵守の確認のために必要な事項としては、例えば、以下のもの  
2811 が挙げられる。

2812 ① 個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者による特定ソフトウェアの利用等に伴い  
2813 指定事業者が取得するデータ及び指定事業者において使用するデータの概要。

2814 ② 取得したデータに関する指定事業者におけるデータ管理体制に係る説明及び当該デ  
2815 ータ管理体制が法第 5 条及び第 10 条の規定を遵守するために効果的であることに係る  
2816 根拠。

2817 ③ ②のデータ管理体制に関し、指定事業者が内部監査又は第三者機関による外部監査  
2818 を実施している場合には、当該監査の体制及び実施状況（当該監査において問題が発覚  
2819 しなかった事例又は第三者機関による評価なども含む。）の概要。

2820 ④ 個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者によるデータ取得申請の処理基準、個別  
2821 アプリ事業者又はウェブサイト事業者による取得申請の状況及び当該申請の処理状況  
2822 の概要。

2823

## 2824 7 法第 11 条（取得したデータの移転に係る措置）

### 2825 （1）基本的考え方

2826 法第 11 条は、指定事業者（基本動作ソフトウェア、アプリストア又はブラウザに係る  
2827 指定を受けたものをいう。以下 7 において同じ。）に対し、当該指定事業者が提供する特  
2828 定ソフトウェア（基本動作ソフトウェア、アプリストア又はブラウザをいう。以下 7 にお  
2829 いて同じ。）をスマートフォンの利用者が利用することに伴い当該指定事業者が取得した  
2830 データを、当該利用者又は当該利用者が指定する者に対して円滑に移転するために必要

2831 な措置を講ずることを義務付けるものである。

2832 これにより、スマートフォンの利用者が特定ソフトウェアを容易に切り替えることが  
2833 できるようにし、特定ソフトウェア間の競争を促進しようとするものである。

2834

## 2835 (2) スマートフォンの利用者が指定する者

2836 法第 11 条は、データの円滑な移転の対象となる者として、スマートフォンの利用者の  
2837 みならずスマートフォンの利用者が指定する者（以下 7 において「第三者」という。）も  
2838 含めている。

2839 この第三者としては、例えば、切替先となる他の特定ソフトウェア事業者や、指定事業  
2840 者のその指定に係る基本動作ソフトウェアが組み込まれたスマートフォンを製造し販売  
2841 する当該指定事業者以外の端末メーカー（以下「OEM 事業者」という。）、データ転送のため  
2842 の個別ソフトウェア等を提供している事業者が想定され、これらの事業者に対してデー  
2843 タを直接的に提供する方法としては、ケーブル接続、クラウドサービス、API を用いる  
2844 方法等が想定される。

2845

## 2846 (3) データの円滑な移転の方法

### 2847 ア データ移転の可用性の確保

2848 データの円滑な移転の方法として、データ移転の可用性の確保の観点からは、規則第  
2849 24 条第 1 号において、指定事業者は、スマートフォンの利用者がいつでも対象データ  
2850 （規則第 25 条から規則第 27 条までに規定するデータをいう。以下（3）において同  
2851 じ。）の移転を求めることができるようにすることと規定されている。

2852 例えば、サイバーセキュリティの確保等の観点で必要であることからサービスを一  
2853 時的に停止するなどの合理的な理由がないにもかかわらず、対象データの移転がごく  
2854 僅かな日時にしか受けられない場合は、同号で要求される措置を満たすものとはいえ  
2855 ない。他方で、例えば、スマートフォンの利用者が、特定ソフトウェアの切替えのタイ  
2856 ミングと関係なく高頻度でデータの移転を求めてサーバーに負荷をかけるなど、法第  
2857 11 条の趣旨に反するような行為を行った場合には、対象データの移転をその都度許可  
2858 しなくとも、同号の観点からは許容される。

2859

### 2860 イ データ移転に係る操作の簡易性の確保

2861 データの円滑な移転の方法として、データ移転に係る操作の簡易性の確保の観点か  
2862 らは、規則第 24 条第 2 号において、指定事業者は、スマートフォンの利用者が簡易な  
2863 操作により対象データを移転することができるようにすることと規定されている。

2864 例えば、対象データの移転の要求がスマートフォンの操作のみで完結しなかったり、  
2865 必要以上に複数のウェブページを何度も遷移しなければならなかったりするなど、対  
2866 象データの移転に係る操作がスマートフォンの利用者にとって複雑である場合には、

2867 同号で要求される措置を満たすものとはいえない。

2868

#### 2869 **ウ データの最新性及びフォーマットの汎用性の確保**

2870 データの円滑な移転の方法として、データの最新性及びフォーマットの汎用性の確保の観点からは、規則第 24 条第 3 号において、指定事業者は、スマートフォンの利用者が移転を求める対象データを最新の内容に保つとともに、そのフォーマットを一般的に用いられるものにするものと規定されている。

2874 例えば、スマートフォンの利用者が対象データの提供を求めたとしても、その時点から数か月以上前の対象データしか提供が受けられない場合や、他の特定ソフトウェア事業者が提供する特定ソフトウェアでは利用が困難なフォーマットでしか当該対象データの移転が受けられない場合には、同号で要求される措置を満たすものとはいえない。他方で、例えば、スマートフォンの利用者が移転を求める対象データにリアルタイムでアクセスできる API を、他の特定ソフトウェア事業者やデータ移転のための個別ソフトウェア等を提供しているスマートフォンメーカーなどの第三者に提供することや、そうした第三者にスマートフォンの利用者が容易にデータを移転できるようにする相互運用可能なデータ形式を提供することは、同号で要求される措置を満たすものといえる。

2884

#### 2885 **エ データ移転に要する期間の合理性の確保**

2886 データの円滑な移転の方法として、データ移転に要する期間の合理性の確保の観点からは、規則第 24 条第 4 号において、対象データを移転するために要する期間が合理的な範囲を超えないようにすることと規定されている。

2889 例えば、技術的制約等がないにもかかわらず、スマートフォンの利用者が対象データの移転を求めてから通常必要と考えられる標準的な期間を超えて対象データの移転が行われる場合には、同号で要求される措置を満たすものとはいえない。

2892

#### 2893 **オ データ移転に係る対価の合理性の確保**

2894 データの円滑な移転の方法として、データ移転に係る対価の合理性の確保の観点からは、規則第 24 条第 5 号において、指定事業者が対象データの移転の対価を設定する場合は、当該対価が合理的な範囲を超えないようにすることと規定されている。

2897 例えば、対象データの移転に係る対価が設定されず、無償で行われる場合には、同号で要求される措置を満たすものといえる。他方で、例えば、対象データの移転に係る対価が設定されていなくとも、当該対象データの移転を求めるためには指定事業者が提供する何らかの有償サービスへの登録を必須とすることは避けることが望ましい。

2901

2902 **カ データ移転に係るサイバーセキュリティの確保等**

2903 データの円滑な移転の方法として、データ移転に係るサイバーセキュリティの確保  
2904 等の観点からは、規則第 24 条第 6 号において、データの移転について、法第 7 条ただ  
2905 し書に規定するサイバーセキュリティの確保等の観点から暗号化その他の必要な対策  
2906 を講ずることと規定されている。

2907 対象データの暗号化については、エンドツーエンドの暗号化など、機密性の高い方法  
2908 を採用することが望ましい。また、移転する対象データの中には、スマートフォンの利  
2909 用者に係るアカウント情報や決済データなど機微な情報が含まれ得ることから、移転  
2910 する対象データの種類によっては、更に機密性の高い方法を採用する等の対応が行わ  
2911 れることが望ましい。

2912 また、データの移転に伴い当該データに係る情報の漏えい、滅失又は毀損のリスクが  
2913 あることについて、指定事業者がデータの移転を求めるスマートフォンの利用者にな  
2914 必要な注意喚起をすることは、同号で要求される措置を満たすものといえる。

2915 さらに、第三者に対して対象データを直接的に移転する場合に、当該第三者において、  
2916 サイバーセキュリティの確保等のための対策等が十分に採られているかという観点か  
2917 ら指定事業者が審査することは、同号の観点からは許容される。また、当該審査の結果、  
2918 当該第三者に対する対象データの移転に関してサイバーセキュリティの確保等の観点  
2919 から問題があると判断される場合には、指定事業者が当該第三者に対する対象デー  
2920 タの移転を行わない（すなわち、スマートフォンの利用者に対してのみ対象データの移転  
2921 を行う）ことは、同号の観点からは許容される。

2922 他方で、当該第三者に対する前記の審査が恣意的なものであれば、当該第三者に係る  
2923 円滑な対象データの移転を実現することは困難となる。そこで、指定事業者が前記の審  
2924 査を行う場合には、あらかじめ合理的な内容の審査項目を作成して公表するとともに、  
2925 当該審査項目に基づいた公正かつ非差別的な運用が行われることが望ましい。

2926

2927 **(4) 円滑な移転の対象となるデータ**

2928 法第 11 条各号は、「指定事業者が取得した…データ」としているところ、その趣旨は、  
2929 法遵守の実現可能性の観点から、指定事業者がおよそ移転することが不可能なデータに  
2930 ついて移転義務の対象から除く点にある。

2931 「指定事業者が取得した…データ」のうち、規則で定めたデータが移転義務の対象とな  
2932 るところ、その具体例についてはアからウまでのとおりである。

2933 他の特定ソフトウェアを「利用するために有用なデータ」（規則第 25 条第 3 号、第 26  
2934 条第 3 号及び第 27 条第 2 号）の範囲については、スマートフォンの利用者におけるニー  
2935 ズ、当該データの移転を可能にするための指定事業者における負担、特定ソフトウェアの  
2936 分野における技術の変化、関係事業者（OEM 事業者を含む。）における取組の実態等の状  
2937 況を総合的に考慮した上で判断される。

2938 **ア 基本動作ソフトウェアに係るデータの具体例**

2939 円滑な移転の対象となる基本動作ソフトウェアに係るデータとして、規則第 25 条に  
2940 規定するデータの具体例としては、それぞれ指定事業者が取得した以下のデータが挙  
2941 げられる。

2942 (ア) 指定に係る基本動作ソフトウェアが組み込まれたスマートフォンを用いた電話  
2943 及びインターネットの利用に係るデータ

- 2944 ・連絡先データ
- 2945 ・通話履歴データ
- 2946 ・eSIM データ

2947

2948 (イ) 指定に係る基本動作ソフトウェアが組み込まれたスマートフォンを用いたスマ  
2949 ートフォンの設定に係るデータ

- 2950 ・ディスプレイ設定に係るデータ
- 2951 ・ホーム画面のレイアウトに係るデータ

2952

2953 (ウ) 前記 (ア) 及び (イ) のほか、他の事業者が提供する基本動作ソフトウェアを利  
2954 用するために有用なデータ

- 2955 ・メールアカウントデータ
- 2956 ・メッセージデータ
- 2957 ・インストール済みの個別ソフトウェアの一覧データ
- 2958 ・写真、ビデオ及びアルバムデータ
- 2959 ・カレンダーデータ
- 2960 ・壁紙データ
- 2961 ・パスワード関連データ

2962

2963 **イ アプリストアに係るデータの具体例**

2964 円滑な移転の対象となるアプリストアに係るデータとして、規則第 26 条に規定する  
2965 データの具体例としては、それぞれ指定事業者が取得した以下のデータが挙げられる。

2966 (ア) 指定に係るアプリストアを通じてスマートフォンに組み込まれた個別ソフトウ  
2967 ェアに係るデータ

- 2968 ・有料の個別ソフトウェアのダウンロード及び購入履歴データ
- 2969 ・無料の個別ソフトウェアのダウンロード履歴データ

2970

2971 (イ) 指定に係るアプリストアを利用するためのスマートフォンの利用者に係るデー  
2972 タ

- 2973 ・メールアドレス、支払手段、年齢証明情報などのアカウントデータ

2974

2975 (ウ) 前記 (ア) 及び (イ) のほか、他の事業者が提供するアプリストアを利用するた  
2976 めに有用なデータ

2977 ・スマートフォンの利用者が入力又は登録したデータ

2978

#### 2979 ウ ブラウザに係るデータの具体例

2980 円滑な移転の対象となるブラウザに係るデータとして、規則第 27 条に規定するデー  
2981 タの具体例としては、それぞれ指定事業者が取得した以下のデータが挙げられる。

2982 (ア) 指定に係るブラウザを用いたウェブページの閲覧に係るデータ

2983 ・ブックマークデータ

2984 ・閲覧履歴データ

2985

2986 (イ) 前記 (ア) のほか、他の事業者が提供するブラウザを利用するために有用なデー  
2987 タ

2988 ・拡張機能の一覧データ

2989 ・クレジットカード情報に係るデータ

2990 ・パスワード関連データ

2991

#### 2992 (5) 法の規定を遵守していることを公正取引委員会に対して報告する事項

2993 指定事業者は、法第 11 条の規定の遵守の状況について、規則第 36 条第 2 項において  
2994 規定されている事項を公正取引委員会に対して報告する必要がある、同項第 4 号ハのそ  
2995 の他法の規定の遵守の確認のために必要な事項としては、例えば、以下のものが挙げられ  
2996 る。

2997 ○ データを円滑に移転するために必要な措置について、データ移転の可用性の確保、デ  
2998 ータ移転に係る操作の簡易性の確保、データの最新性及びフォーマットの汎用性の確  
2999 保、データ移転に要する期間の合理性の確保、データ移転に係る対価の合理性の確保及  
3000 びデータ移転に係るサイバーセキュリティの確保等のそれぞれが十分に図られている  
3001 ことの説明並びにこれらが十分に図られていることに係る根拠。

3002

#### 3003 8 法第 12 条 (標準設定等に係る措置)

##### 3004 (1) 基本的考え方

3005 法第 12 条は、基本動作ソフトウェア又はブラウザに係る指定事業者に対して、その指  
3006 定に係る基本動作ソフトウェア又はブラウザに係る標準設定を簡易な操作により変更す  
3007 ることができるようにするために必要な措置及び当該標準設定をすることができる複数  
3008 の個別ソフトウェア又は役務の選択肢を表示するなどスマートフォンの利用者の選択に  
3009 資する措置を講ずることを義務付けるとともに、基本動作ソフトウェアに係る指定事業

3010 者に対しては、当該指定事業者又はその子会社等（以下8において「指定事業者等」とい  
3011 う。）が提供する個別ソフトウェアをスマートフォンに追加的にインストールする際にス  
3012 マーフォンの利用者の同意を得るために必要な措置及び当該利用者が簡易な操作によ  
3013 り当該個別ソフトウェアを消去できるようにするために必要な措置を講ずることを義務  
3014 付けている。

3015 これは、スマートフォンの利用者は、当該利用者のスマートフォンにおいてインストー  
3016 ルされ標準設定されているブラウザや検索アプリ（特定の検索エンジンを用いた検索役  
3017 務の提供を受けるための検索情報（法第2条第6項に規定する検索情報をいう。）の入力  
3018 の用途に供される個別ソフトウェアをいう。以下同じ。）といった個別ソフトウェアや、  
3019 ブラウザにおいて標準設定されている検索役務を利用し続ける傾向にあることから、そ  
3020 うした個別ソフトウェア又は役務について、当該利用者における選択の機会を確保し、利  
3021 用する個別ソフトウェア又は役務を容易に切り替えられるようにすることなどにより、  
3022 当該個別ソフトウェア又は役務に係る競争を促進しようとするものである。

3023

## 3024 (2) 法第12条第1号イ

### 3025 ア 「基本動作ソフトウェアに係る標準設定」

3026 法第12条第1号イの「基本動作ソフトウェアに係る標準設定」とは、基本動作ソフ  
3027 トウェアにより特定の個別ソフトウェア（「アプリ」ということもある。以下8におい  
3028 て同じ。）が自動的に選択され、起動する設定である（以下（2）及び（3）において  
3029 単に「標準設定」という。）。具体的には、例えば、スマートフォンの利用者がスマー  
3030 フォンの画面に表示されるウェブページへのリンク（URL）をクリックすると、当該  
3031 利用者が都度積極的にある特定のブラウザを選択しなくとも、基本動作ソフトウェア  
3032 の制御によって特定のブラウザが起動し、当該リンク先のウェブページが表示される  
3033 ような設定をいう。

3034 また、当該標準設定には、前記の例のほか、基本動作ソフトウェアの機能の一部その  
3035 ものが、特定の個別ソフトウェアを起動させる場合（例えば、スマートフォンの画面に  
3036 表示されている文字、画像その他の表示内容が基本動作ソフトウェアの機能の一部に  
3037 よって読み込まれ、当該機能が、当該表示内容に係る検索結果を表示するために特定の  
3038 検索アプリを起動させる場合が挙げられる。）も含まれる。

3039 なお、指定事業者等が提供する個別ソフトウェアが標準設定として起動しない場合  
3040 には、当該個別ソフトウェアに関しては、当該指定事業者において、法第12条第1号  
3041 イに係る必要な措置を講ずる義務は生じない。また、標準設定をする選択肢となる個別  
3042 ソフトウェアは、スマートフォンにインストールされているものを対象とすれば足り  
3043 る。

3044

3045 **イ 標準設定の変更のために必要な措置**

3046 基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が講ずべき措置として、法第 12 条第 1 号イ  
3047 においては、当該指定事業者等が提供する個別ソフトウェアが標準設定により起動す  
3048 る場合には、スマートフォンの利用者が簡易な操作により当該標準設定を変更するこ  
3049 とができるようにするために必要な措置と規定されているところ、規則第 28 条第 1 項  
3050 各号において、当該措置に求められる最低限の要件として、3つの要件が規定されてい  
3051 る。

3052 **(ア) 標準設定を変更する操作画面の見つけやすさ**

3053 標準設定の変更のために必要な措置に係る 1 つ目の要件として、規則第 28 条第 1  
3054 項第 1 号において、標準設定の対象である個別ソフトウェアについての標準設定を  
3055 変更することができる画面（以下（2）及び（8）アにおいて「操作画面」という。）  
3056 を一箇所に集約することその他のスマートフォンの利用者が操作画面を容易に発見  
3057 することができるようにすることと規定されている。

3058 例えば、操作画面にたどり着くまでに多数回の操作を要したり、相当な時間を要し  
3059 たりするような場合は、同号で要求される措置を満たすものとはいえない。

3060 また、とりわけスマートフォンの利用者による利用頻度が高く、かつ簡易な操作で  
3061 標準設定が変更できない限り当該標準設定された個別ソフトウェアを当該利用者が  
3062 利用し続ける傾向にあると考えられる主要な個別ソフトウェア（例えば、電話アプリ、  
3063 メールアプリ、メッセージアプリ、ブラウザアプリ、地図アプリ、ウォレットアプリ  
3064 が該当し得る。）については、当該利用者が操作画面を容易に発見することができる  
3065 ように、スマートフォンの設定アプリにおいて、標準設定の対象となる個別ソフトウ  
3066 ェアが集約して表示されるカテゴリーを設け、当該カテゴリーから標準設定の変更  
3067 を一元的に行うことができるようにすることが求められる。ただし、スマートフォンの  
3068 利用者が操作画面を容易に発見することができるためのより適当な方法がある場  
3069 合には、当該方法を採用することも同号の観点からは許容される。

3070

3071 **(イ) 操作画面における説明**

3072 標準設定の変更のために必要な措置に係る 2 つ目の要件として、規則第 28 条第 1  
3073 項第 2 号において、操作画面において標準設定を変更することができる旨の説明を  
3074 行うことと規定されている。

3075 スマートフォンの利用者の中には、標準設定等のスマートフォンに係る知識を十  
3076 分に有している者もそうでない者もいることが想定されるところ、操作画面に記載  
3077 する内容としては、どのようなスマートフォンの利用者であっても当該操作画面に  
3078 において標準設定の変更をすることができる旨を理解できるような内容とすることが  
3079 求められる。

3080

3081 **(ウ) 必要最小限度の操作による標準設定の変更**

3082 標準設定の変更のために必要な措置に係る3つ目の要件として、規則第28条第1  
3083 項第3号において、スマートフォンの利用者が標準設定を変更するために必要な最  
3084 小限度の操作で変更することができるようにすることと規定されている。

3085 例えば、操作画面において選択肢として表示される各個別ソフトウェアの標章を  
3086 タップして選択する、各個別ソフトウェアの標章の横に配置されたラジオボタンを  
3087 選択する、各個別ソフトウェアの標章の横に配置されたスライドボタンをスライド  
3088 して選択するなどの操作のみによって当該標準設定を変更できる場合は、同号で要  
3089 求される措置を満たすものといえる。他方で、標準設定を変更するために多数の画面  
3090 を遷移したり、多数回の操作を要したりするような場合は、基本的には、同号で要求  
3091 される措置を満たすものとはいえない。

3092 また、当該要件に関して、標準設定を変更するための操作が全体として必要最小限  
3093 度のものになること、すなわち、操作画面において標準設定の変更のための操作を行  
3094 うと、スマートフォンの利用者により標準設定された個別ソフトウェアが当該標準  
3095 設定に係る利用場面において、当該基本動作ソフトウェアにより自動的に選択され、  
3096 起動することも求められる。例えば、検索アプリについての標準設定の変更により、  
3097 ブラウザ経由で起動する検索アプリに係る標準設定は変更される一方で、スマート  
3098 フォンの画面に表示されている文字、画像その他の表示内容を選択することによる  
3099 検索を行う場合に起動する検索アプリに係る標準設定も同時に変更されない場合は、  
3100 同号で要求される措置を満たすものとはいえない。

3101

3102 **(3) 法第12条第1号ロ**

3103 基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が講ずべき措置として、法第12条第1号ロに  
3104 においては、当該基本動作ソフトウェアに係る標準設定をすることができる同種の複数の  
3105 個別ソフトウェアについての選択肢が表示されるようにすることその他のスマートフォ  
3106 ンの利用者の選択に資する措置と規定されているところ、規則第28条第2項各号におい  
3107 て、当該措置としての選択画面（標準設定をすることができる同種の複数の個別ソフトウ  
3108 ェア（令第4条参照）についての選択肢等が表示され、標準設定をすることができる画面  
3109 をいう。以下（3）及び（8）イにおいて同じ。）に求められる最低限の要件として、4  
3110 つの要件が規定されている。

3111

3112 **ア 選択画面の設計に係る事項**

3113 選択画面に係る1つ目の要件として、規則第28条第2項第1号において、選択画面  
3114 に表示する個別ソフトウェアの選択肢の選定に係る要件が規定されている。

3115 **(ア) 選択肢の選定に係る事項**

3116 規則第28条第2項第1号イにおいて、基本動作ソフトウェアに係る指定事業者は、

3117 選択画面において、スマートフォンの利用者における選択の機会を確保する観点から  
3118 客観的かつ合理的な選定基準（例えば、国内向けに提供されている当該指定事業者  
3119 のその指定に係る基本動作ソフトウェアで利用することのできるアプリストアにお  
3120 けるダウンロード数の上位であること）に基づき選定された複数の個別ソフトウェ  
3121 アが選択肢として表示されるようにすることと規定されている。

3122 この点について、選択画面に表示する選択肢の数については、スマートフォンの利  
3123 用者において選択肢を比較しやすくする観点から、標準的な文字等の大きさを前提  
3124 に、選択肢の一覧がスマートフォンの画面をスクロールせずに全て閲覧できる程度  
3125 にすることが考えられる。これに加えて、スマートフォンの利用者における自律的な  
3126 選択の機会を確保するために、選択画面に表示する個別ソフトウェアに係る事業者  
3127 数なども考慮して必要十分な数とすることが求められるところ、具体的には、4個又  
3128 は5個程度が考えられる。他方で、指定事業者等が提供する個別ソフトウェアも含め  
3129 て2個のみを選択肢とすることは、通常、同号イで要求される措置を満たすものとは  
3130 いえない。

3131 また、選択画面は特定の個別ソフトウェアを宣伝するためのものではなく、選択肢  
3132 の選定に係る公平性が確保されることが求められる。例えば、ある個別ソフトウェア  
3133 を選択画面に表示する選択肢に含める基準に関して、当該個別ソフトウェアを提供  
3134 する個別アプリ事業者に何らかの対価を支払うことを求めたり、対価の支払額が大  
3135 きい順に選択画面に表示する選択肢として選定したりすることは、同号イで要求さ  
3136 れる措置を満たすものとはいえない。

3137 加えて、選択画面における選択肢については、当該選択画面の表示の時点において、  
3138 スマートフォンにインストールされていない個別ソフトウェアであっても、前記の  
3139 選定基準を満たすものであれば、選択画面に表示される選択肢に含めることが求め  
3140 られる。なお、一定の基準に基づいて選定される個別ソフトウェアに係る選択肢や選  
3141 択画面に表示する数についての考え方は、時間の経過により変化すると考えられる  
3142 ことから、指定事業者において、当該変化に応じて1年に1回程度を目途として見直  
3143 すことが望ましい。

3144 なお、規則第28条第2項第1号イのただし書は、選択画面に表示される個別ソフ  
3145 トウェアを提供する個別アプリ事業者間の公平性を確保する観点から、ある個別ソ  
3146フトウェアに係る選択画面の選択肢として表示する個別ソフトウェアは、一の事業  
3147 者につき一つに限ることを求めている。

3148

#### 3149 (イ) 選択肢に係る表示事項

3150 規則第28条第2項第1号ロにおいて、選択画面に表示される選択肢について、当  
3151 該個別ソフトウェアの名称、標章及び説明が表示されるようにすることと規定され  
3152 ている。

3153 個別ソフトウェアに係る説明としては、アプリストアに表示されている当該個別  
3154 ソフトウェアに係る説明を用いたり、当該個別ソフトウェアを提供する個別アプリ  
3155 事業者が提出した説明を用いたりすることが想定される。スマートフォンの画面上  
3156 の制約等から、当該説明を全て同一の画面に表示することが適当でない場合には、プ  
3157 ルダウン形式で当該説明を表示することは、同号口の観点からは許容される。

3158

#### 3159 (ウ) その他選択画面の設計に求められる事項

3160 規則第 28 条第 2 項第 1 号ハにおいて、選択画面に表示される選択肢の表示の順序  
3161 その他の選択画面の表示が、スマートフォンの利用者の選択を阻害するものでない  
3162 ことと規定されている。

3163 例えば、選択肢の表示の順序について、最上部（又は最下部）に表示されている選  
3164 択肢が選ばれやすいという順序バイアスを利用して恣意的に表示順を固定すること  
3165 は、スマートフォンの利用者における自律的な選択を阻害する可能性があるもので  
3166 あり、同号ハで要求される措置を満たすものとはいえない。

3167 また、選択肢に係る文字、標章の大きさ、背景の色その他の表示の内容について特  
3168 定の個別ソフトウェアが選択されやすい状態にすることや、選択画面の表示の時点  
3169 において特定の個別ソフトウェアがあらかじめ選択された状態となっていることも、  
3170 スマートフォンの利用者による自律的な選択を阻害する可能性があるものであり、  
3171 同号ハで要求される措置を満たすものとはいえない。

3172

#### 3173 イ 選択画面の表示タイミング

3174 選択画面に係る 2 つ目の要件として、規則第 28 条第 2 項第 2 号において、スマート  
3175 フォンの利用者による当該スマートフォンの初回起動後速やかに、当該スマートフォ  
3176 ンの利用者が選択画面に表示される個別ソフトウェアの選択肢から特定の個別ソフト  
3177 ウェアを選択するようにすることと規定されている。

3178 「初回起動後速やかに」とは、例えば、スマートフォンの初回起動後の初期設定のタ  
3179 イミングで選択画面を表示するほか、当該選択画面の対象となる個別ソフトウェアの  
3180 初回起動時に選択画面を表示し、選択肢から特定の個別ソフトウェアを選択するよう  
3181 にすることをいう。

3182 また、「当該利用者が選択画面に表示される個別ソフトウェアの選択肢から特定の個  
3183 別ソフトウェアを選択するようにすること」とは、例えば、スマートフォンの利用者  
3184 において選択画面における選択を一旦スキップした後に、速やかに選択画面を再度表示  
3185 しないなど、当該利用者による特定の個別ソフトウェアの選択がされない状態を継続  
3186 させる場合には、同号で要求される措置を満たすものとはいえない。

3187 他方で、指定事業者に係る指定が行われた日（又は法の施行日）においてスマートフ  
3188 ォンの利用者が既に初回起動を行っているスマートフォンについては、当該指定の日

3189 (又は法の施行日) から1年以内に、基本動作ソフトウェアのアップデートによるスマ  
3190 ートフォンの再起動後や、当該選択画面の対象となる個別ソフトウェアの初回起動時  
3191 などのタイミングで選択画面を表示することが求められる。

3192 なお、規則第28条第2項第2号ただし書は、スマートフォンの利用者が行った選択  
3193 画面における選択を尊重する観点から、当該利用者が既に他のスマートフォンにおい  
3194 て選択画面に表示される選択肢から特定の個別ソフトウェアを選択し、かつ直近で利  
3195 用していたスマートフォンにおける当該選択画面の対象となる個別ソフトウェアに係  
3196 る標準設定が初回起動時などに標準設定として引き継がれるスマートフォンについて  
3197 は、例外的に、当該スマートフォンにおいて選択画面を表示しないことが許容される。

3198

#### 3199 **ウ 選択画面に係る説明画面の表示**

3200 選択画面に係る3つ目の要件として、規則第28条第2項第3号において、選択画面  
3201 において選択を行う前に、その対象となる個別ソフトウェアの種類、標準設定の意義、  
3202 表示される選択画面において標準設定となる個別ソフトウェアを選択する旨の説明、  
3203 選択した個別ソフトウェアに関する標準設定の変更に係る説明をそれぞれ記載した画  
3204 面(以下(3)において「説明画面」という。)が表示されるようにすることと規定さ  
3205 れている。

3206 「表示される選択画面において選択した個別ソフトウェアに関する標準設定の変更  
3207 に係る説明」とは、例えば、設定アプリによりいつでも変更可能である場合はその旨を  
3208 説明することをいう。

3209 また、スマートフォンの利用者の中には、標準設定等のスマートフォンに係る知識を  
3210 十分に有している者もそうでない者もいることが想定されるところ、どのような者で  
3211 あっても標準設定として個別ソフトウェアを選択することによる影響などを十分に理  
3212 解した上で選択を行うことが、当該利用者にとって最も適切な個別ソフトウェアを選  
3213 択するに当たり重要であることから、前記の説明画面において記載される内容として  
3214 は、どのような者であっても理解できるような内容とすることが求められる。

3215

#### 3216 **エ そのほか選択画面に求められる事項**

3217 選択画面に係る4つ目の要件として、規則第28条第2項第4号において、前記アか  
3218 らウまでの要件のほか、スマートフォンの利用者が選択画面における選択による標準  
3219 設定をすることを阻害しないことと規定されている。

3220 例えば、スマートフォンの利用者が選択画面において選択した個別ソフトウェアが  
3221 標準設定として起動するために追加的な操作を求めることは、当該操作の回数や複雑  
3222 性等の態様によっては、当該利用者が選択画面における選択により標準設定をす  
3223 ることを阻害する行為に該当する可能性がある。

3224 具体的には、あらかじめインストールされていない個別ソフトウェアをスマートフ

3225            ォンの利用者が選択画面において選択しようとする、当該個別ソフトウェアをダウ  
3226            ンロードする必要がある旨のポップアップが表示され、選択画面を一旦閉じてアプリ  
3227            ストアを手動で起動させ、当該個別ソフトウェアのダウンロード及びインストールを  
3228            行った上で、再度選択画面に戻る操作を要する場合のほか、指定事業者等が提供する個  
3229            別ソフトウェアが選択画面において選択された場合にはそれ以降選択画面を表示しな  
3230            い一方で、指定事業者等が提供する個別ソフトウェア以外の個別ソフトウェアが選択  
3231            画面において選択された場合には、当該指定事業者等が提供する個別ソフトウェアが  
3232            選択されるまで繰り返し選択画面を表示するなど、特定の個別ソフトウェアをスマー  
3233            トフォンの利用者に選択させよう誘導する場合は該当する。

3234

#### 3235            (4) 法第 12 条第 1 号ハ

3236            基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が講ずべき措置として、法第 12 条第 1 号ハに  
3237            おいては、指定事業者等が提供する個別ソフトウェアについて、スマートフォンに追加的  
3238            に組み込む場合において当該スマートフォンの利用者の同意を得るために必要な措置と  
3239            規定されているところ、規則第 28 条第 3 項各号において、当該措置に求められる最低限  
3240            の要件として、2つの要件が規定されている。

3241            まず、規則第 28 条第 3 項第 1 号において、スマートフォン利用者に対し、追加的に  
3242            組み込む（追加インストールをすることをいう。以下（4）において同じ。）個別ソフト  
3243            ウェアの名称及び機能の概要を示すことと規定されており、規則第 28 条第 3 項第 2 号に  
3244            おいては、スマートフォン利用者に対し、個別ソフトウェアを追加インストールするこ  
3245            とに係る同意の有無を確認することと規定されている。

3246            スマートフォンの利用者に対し当該個別ソフトウェアの概要は、当該利用者が同意す  
3247            るか否かを判断可能な程度に詳細なものとすることが求められ、指定事業者等が提供す  
3248            る個別ソフトウェアをスマートフォンに追加インストールすることに係る同意の有無を  
3249            確認する時期及び方法については、指定事業者において当該利用者の意思を確認するの  
3250            に最も適切な時期及び方法を選択し、実施することが求められる。

3251

#### 3252            (5) 法第 12 条第 1 号ニ

##### 3253            ア 法第 12 条第 1 号ニに係る具体的考え方

3254            法第 12 条第 1 号ニの「消去する」とは、スマートフォンから個別ソフトウェアをア  
3255            ンインストールすることをいう。

3256            また、「スマートフォンの設定を操作する個別ソフトウェアその他のスマートフォンの  
3257            動作に不可欠であり、かつ、他の事業者が技術的に提供できない個別ソフトウェア」  
3258            として、具体的には、スマートフォンの設定を操作する個別ソフトウェアなど、基本動  
3259            作ソフトウェアと密接に結びついた個別ソフトウェア（例えば、設定アプリ、電話アプリ  
3260            など）が該当する。

3261 加えて、「消去に相当する操作」とは、例えば、スマートフォンの利用者が個別ソフト  
3262 トウェアのキャッシュやユーザーデータを削除してスマートフォン端末のストレージ  
3263 の空きを増やすという選択ができるように、当該個別ソフトウェアを不活性の状態に  
3264 することなどが該当する。

3265

#### 3266 **イ 個別ソフトウェアの簡易な操作によるスマートフォンからの消去のために必要な措** 3267 **置**

3268 基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が講ずべき措置として、法第 12 条第 1 号ニ  
3269 においては、指定事業者等が提供する個別ソフトウェアについて、スマートフォンの利  
3270 用者が簡易な操作によりそのスマートフォンから消去…をすることができるようにす  
3271 るために必要な措置と規定されているところ、規則第 28 条第 4 項各号において、当該  
3272 措置に求められる最低限の要件として、2つの要件が規定されている。

3273 まず、規則第 28 条第 4 項第 1 号において、指定事業者が提供する個別ソフトウェア  
3274 を消去することができる画面を容易に発見することができるようにすることと規定さ  
3275 れている。例えば、個別ソフトウェアのアイコンを長押しすることにより消去するた  
3276 めのポップアップが表示される場合は、同号で要求される措置を満たすものといえる。

3277 また、規則第 28 条第 4 項第 2 号において、スマートフォンの利用者が前記の画面に  
3278 において必要最小限度の操作で個別ソフトウェアを消去することができるようにするこ  
3279 とと規定されている。前記のポップアップを通じて、例えば消去に伴う影響の説明も含  
3280 めて必要な最小限の手順で消去が完了するようにすることが求められる。

3281

#### 3282 **(6) 法第 12 条第 2 号イ**

##### 3283 **ア 「ブラウザに係る標準設定」**

3284 法第 12 条第 2 号の「ブラウザに係る標準設定」とは、ブラウザにより特定の検索役  
3285 務その他の役務が自動的に選択され、提供される設定である（以下（6）及び（7）に  
3286 において単に「標準設定」という。）。具体的には、例えば、スマートフォンの利用者がブ  
3287 ラウザのアドレスバーに検索語句を入力すると、当該利用者が都度積極的にある特定  
3288 の検索役務を選択しなくとも、ブラウザの制御によって特定の検索役務が選択され提  
3289 供されるような設定をいう。

3290

##### 3291 **イ 標準設定の変更のために必要な措置**

3292 ブラウザに係る指定事業者が講ずべき措置として、法第 12 条第 2 号イにおいては、  
3293 当該指定事業者又はその子会社等が提供する役務が標準設定により提供される場合  
3294 には、スマートフォンの利用者が簡易な操作により当該標準設定を変更することができ  
3295 るようにするために必要な措置と規定されているところ、規則第 28 条第 5 項において  
3296 準用する同条第 1 項各号において、当該措置に求められる最低限の要件として、3つの

3297 要件が規定されている。当該3つの要件に係る考え方については、前記(2)イと同様  
3298 である。

3299

3300 **(7) 法第12条第2号ロ**

3301 ブラウザに係る指定事業者が講ずべき措置として、法第12条第2号ロにおいては、令  
3302 第5条で定める当該ブラウザに係る標準設定に係る役務について、当該ブラウザに係る  
3303 標準設定をすることができる同種の複数の役務についての選択肢が表示されるようにす  
3304 ることその他のスマートフォンの利用者の選択に資する措置と規定されているところ、  
3305 規則第28条第6項において準用する同条第2項各号において、当該措置としての選択画  
3306 面(標準設定をすることができる同種の複数の役務についての選択肢等が表示され、標準  
3307 設定をすることができる画面をいう。以下(7)及び(8)エにおいて同じ。)に求めら  
3308 れる最低限の要件として、4つの要件が規定されている。当該4つの要件に係る考え方  
3309 については、前記(3)と同様である。

3310 なお、基本動作ソフトウェア及びブラウザに係る指定事業者であって、これらのいずれ  
3311 についても法第12条に基づき選択画面を表示する義務がある指定事業者に関しては、ス  
3312 マートフォンの利用者における重複する選択の手間を避ける観点から、例えば、当該利用  
3313 者が法第12条第1号ロの措置としての検索アプリの選択画面において選択した検索アプ  
3314 リに係る検索役務が当該指定事業者のブラウザにおける標準設定としても反映されるこ  
3315 とになれば、当該利用者に対しては、ブラウザに係る指定事業者としての検索エンジンに  
3316 係る選択画面の表示も行われたものとして、改めてブラウザに係る指定事業者としての  
3317 検索エンジンに係る選択画面の表示を行わないことも、同号の観点からは許容される。

3318

3319 **(8) 法の規定を遵守していることを公正取引委員会に対して報告する事項**

3320 基本動作ソフトウェア又はブラウザに係る指定事業者は、法第12条の規定の遵守の状  
3321 況について、規則第36条第2項において規定されている事項を公正取引委員会に対して  
3322 報告する必要があり、同項第4号ハのその他法の規定の遵守の確認のために必要な事項  
3323 としては、例えば、以下のものが挙げられる。

3324 ア 法第12条第1号イについて

3325 ① 個別ソフトウェアについて、基本動作ソフトウェアに係る標準設定を可能にする  
3326 ための基準又は条件を当該基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が設けている場  
3327 合には、当該基準の概要。

3328 ② 基本動作ソフトウェアに係る標準設定を変更するための操作画面における当該標  
3329 準設定の対象となる個別ソフトウェアの選択肢の表示順序を決定するために用いら  
3330 れる主要な事項の説明(個別アプリ事業者からの当該指定事業者に対する広告宣伝  
3331 の費用その他の金銭の支払が、当該表示順序に影響を及ぼす可能性がある場合には、  
3332 その旨を含む)。

3333

3334 イ 法第 12 条第 1 号ロについて

3335 ① 個別ソフトウェアに係る選択画面に表示する選択肢に係る選定基準の詳細及び当  
3336 該選定基準が合理的であることの説明並びに当該選定基準を変更した場合には当該  
3337 変更の内容及び当該変更の理由。

3338 ② 個別ソフトウェアに係る選択画面を表示するようにした対象端末の範囲に関する  
3339 状況。

3340

3341 ウ 法第 12 条第 2 号イについて

3342 ○ ブラウザに係る指定事業者の当該ブラウザに係る標準設定を変更するための操作  
3343 画面（ブラウザに係る標準設定の対象である役務についての標準設定を変更するこ  
3344 とができる画面をいう。）における当該標準設定の対象となる役務の選択肢の表示順  
3345 序を決定するために用いられる主要な事項の説明（他の事業者からの当該指定事業  
3346 者に対する広告宣伝の費用その他の金銭の支払が、当該表示順序に影響を及ぼす可  
3347 能性がある場合には、その旨を含む。）。

3348

3349 エ 法第 12 条第 2 号ロについて

3350 ① ブラウザに係る標準設定に係る役務の選択画面に表示する選択肢に係る選定基準  
3351 の詳細及び当該選定基準が合理的であることの説明並びに当該選定基準を変更した  
3352 場合には当該変更の内容及び当該変更の理由。

3353 ② ブラウザに係る標準設定に係る役務の選択画面を表示するようにした対象端末の  
3354 範囲に関する状況。

3355

3356 9 法第 13 条（特定ソフトウェアの仕様等の変更等に係る措置）

3357 （1）基本的考え方

3358 法第 13 条は、基本動作ソフトウェア、アプリストア又はブラウザに係る指定事業者が、  
3359 その指定に係る特定ソフトウェア（基本動作ソフトウェア、アプリストア又はブラウザを  
3360 いう。以下 9 において単に「特定ソフトウェア」という。）について、同条各号に定める  
3361 他の個別アプリ事業者及びウェブサイト事業者（以下 9 においてそれぞれ「個別アプリ事  
3362 業者」及び「ウェブサイト事業者」といい、これらを総称して「他の事業者」という。）  
3363 に対して当該特定ソフトウェアを提供する際に、特定ソフトウェアの仕様若しくは利用  
3364 に係る条件（以下 9 において「仕様等」という。）を設定し、又はこれらを変更すること  
3365 や、特定ソフトウェアの利用の全部又は一部を拒絶することがある（以下 9 において「仕  
3366 様等の変更等」と総称する。）ところ、このような仕様等の変更等に際し、他の事業者が  
3367 円滑に対応するために必要な措置を講ずることを指定事業者に義務付けるものである。

3368 指定事業者が、仕様等の変更等に際し、他の事業者が円滑に対応するために必要な措置

3369 を十分に講じなければ、他の事業者に対して予期せぬ不利益を生じさせ得ることから、当  
3370 該措置に透明性及び公正性が確保された形で当該措置を講ずることを指定事業者に義務  
3371 付けることで、特定ソフトウェアを利用する他の事業者間の公正な競争環境を確保しよ  
3372 うとするものである。

3373

## 3374 (2) 法第 13 条の規定により指定事業者が講じなければならない措置の内容

3375 指定事業者が、仕様等の変更等に際し、他の事業者が円滑に対応するための必要な措置  
3376 として講じなければならない内容については、規則第 29 条各号において、法第 13 条各  
3377 号に規定する特定ソフトウェアの区分に応じ、それぞれ規定されている。

### 3378 ア 基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が講じなければならない措置

3379 基本動作ソフトウェアに係る指定事業者については、規則第 29 条第 1 号において、

3380 ①仕様等を開示する措置、

3381 ②仕様等を変更するときは、合理的な期間を確保し、その変更の内容及び理由を開示す  
3382 る措置、

3383 ③利用の全部拒絶をするときは、合理的な期間を確保し、その利用の全部拒絶をする旨  
3384 及び理由を開示する措置、

3385 ④利用の一部拒絶をするときは、その利用の一部拒絶の内容及び理由を開示する措置  
3386 並びに

3387 ⑤仕様等の変更等に係る苦情の処理その他の体制を整備する措置

3388 を講ずることと規定されている。

3389 ③及び④の措置の相手方は、基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が当該基本動  
3390 作ソフトウェアを利用することを直接許容し、継続して当該基本動作ソフトウェアを  
3391 利用する個別アプリ事業者に限定されている。例えば、指定事業者が基本動作ソフトウ  
3392 ェアの利用に関する事前審査を行っていない個別ソフトウェアを代替アプリストア経  
3393 由で提供している個別アプリ事業者については、措置の相手方には含まれない。

3394

### 3395 イ アプリストアに係る指定事業者が講じなければならない措置

3396 アプリストアに係る指定事業者については、規則第 29 条第 2 号において、前記アの  
3397 ①から⑤までと同様の措置を講ずることと規定されており、これらの措置の相手方は、  
3398 個別アプリ事業者である。

3399

### 3400 ウ ブラウザに係る指定事業者が講じなければならない措置

3401 ブラウザに係る指定事業者については、規則第 29 条第 3 号において、①仕様を開示  
3402 する措置、②仕様を変更するときは、合理的な期間を確保し、その変更の内容及び理由  
3403 を開示する措置並びに③仕様の設定又は変更に係るウェブサイト事業者の意見の考慮  
3404 等のために必要な体制及び手続を整備する措置を講ずることと規定されており、これ

3405 らの措置の相手方は、ウェブサイト事業者である。

3406

3407 **エ 「仕様」及び「利用に係る条件」**

3408 「仕様」とは、データの処理の仕組み等であるが、そのうち、「特定ソフトウェアを  
3409 利用した事業者の事業活動に相当程度の影響を与えることその他これに準ずる事情を  
3410 有するものであって、かつ、開示する必要があると認められるもの」に限られ、かつ、  
3411 「公開されることによりスマートフォンの利用者の利益を害するおそれがあるもの」  
3412 は除かれる。また、例えば、指定事業者も参加する業界団体において策定され公表され  
3413 る業界標準については、ここでいう「仕様」には含まれない。

3414 「特定ソフトウェアを利用した事業者の事業活動に相当程度の影響を与えることそ  
3415 の他これに準ずる事情を有するものであって、かつ、開示する必要があると認められる  
3416 もの」については、例えば、ブラウザの仕様のうち、その変更により当該ブラウザで表  
3417 示されるウェブページのレイアウトが大幅に変わってしまうものなど、ウェブサイト  
3418 事業者のウェブページの表示の判読性や当該ウェブページの閲覧者であるスマートフ  
3419 ォンの利用者の操作性を決定づけるもののほか、その変更によりウェブページの表示  
3420 に伴い得られる情報を事業活動に用いるウェブサイト事業者が当該情報を得られなく  
3421 なるものは、これに該当する。他方で、バグ（プログラムの誤り又は欠陥をいう。）の  
3422 修正に伴って変更される仕様のように、ウェブページの表示やその閲覧者であるスマ  
3423 ートフォンの利用者の操作を決定づけるものではない仕様は、これに該当しない。また、  
3424 指定事業者の知的財産権として保護される情報を含む仕様であって、当該仕様を開示  
3425 することにより当該権利が侵害されるおそれがあるものも、これに該当しない。「公開  
3426 されることによりスマートフォンの利用者の利益を害するおそれがあるもの」につい  
3427 ては、例えば、アプリストアにおける検索結果の表示順位に関するアルゴリズムに係る  
3428 情報のうち、公開されるとその表示順位の決定に係る仕組みを悪用され、スマートフ  
3429 ォンの利用者による実際の評価が反映されずに当該検索結果が表示されるなど、結果と  
3430 してスマートフォンの利用者の利益を害するおそれがあるといえるものが該当する。

3431 なお、「仕様の変更」については、「利用に係る条件」と比べて、バグの修正に伴う随  
3432 時の変更など、その変更の頻度が高いと考えられるところ、仕様の軽微な変更につい  
3433 ては法第 13 条の開示義務の対象から除外されている。

3434 また、「利用に係る条件」とは、指定事業者の規約又は契約等で定められている、他  
3435 の事業者が当該指定事業者の特定ソフトウェアを利用するために必要となる一般的な  
3436 条件のことをいう。「仕様」と異なり、「利用に係る条件」は、指定事業者と他の事業者  
3437 との間の取引関係の基礎となる事情であることから、その取引の透明性及び公正性を  
3438 確保する観点で、特定の場合を除外することなく、法第 13 条の開示義務の対象となる。

3439

3440 オ 「利用の全部拒絶」及び「利用の一部拒絶」

3441 前記アのとおり、特定ソフトウェアの利用の全部拒絶又は利用の一部拒絶（以下9に  
3442 おいて「利用の拒絶」と総称する。）は、個別アプリ事業者に対して行われると考えら  
3443 れるところ、「利用の全部拒絶」とは当該個別アプリ事業者のデベロッパアカウントの  
3444 停止措置、「利用の一部拒絶」とは当該個別アプリ事業者が提供する一部の個別ソフト  
3445 ウェアの停止措置、基本動作ソフトウェア又はアプリストアの機能の一部の停止措置  
3446 をいう。

3447

3448 (3) 仕様等を開示する措置

3449 指定事業者が、仕様等を開示する措置を講ずる際における、その開示の方法及び開示の  
3450 際に含むべき事項については、規則第30条において規定されている。

3451 ア 開示の方法

3452 仕様等の開示の方法については、規則第30条第1項において以下のとおり規定され  
3453 ている。

3454 ① 明確かつ平易な表現を用いること

3455 ② いつでも容易に参照可能であること

3456 ③ 開示する情報（国内において日本語の翻訳が想定されないプログラムその他の仕  
3457 様に係る情報を除く。）が日本語で作成されていない場合は、当該情報の日本語の翻  
3458 訳文を付すこと

3459 ①及び②の観点からは、指定事業者の社内のみで用いられている独自の用語を用い  
3460 たり、曖昧な表現を多用したりしないことが求められるとともに、ある一定の時期にの  
3461 み開示を行ったり情報開示の対象を他の事業者の一部に限定したりしないことが求め  
3462 られる。

3463 また、利用に係る条件が記載されている利用規約等が膨大な分量となる場合は、その  
3464 中に特定ソフトウェアを利用する他の事業者にとって重要な情報が埋もれてしまう場  
3465 合もあることから、例えば、利用規約等のうち重要な情報については、他の事業者向け  
3466 ヘルプページ又はブログ等の情報を集約したウェブページに表示し、当該ウェブペー  
3467 ジに検索機能を設けるなど、当該他の事業者が探したい情報を容易に見つけられる取  
3468 組を行うことが望ましい。

3469 ③の観点からは、グローバルに事業を展開する指定事業者においては、仕様等の原文  
3470 が日本語以外の言語で作成されることが少なくないのに対し、日本国内で事業活動  
3471 を行う他の事業者の多くは国内企業であることが想定されることから、指定事業者及び  
3472 他の事業者間の透明性及び公正性を確保するために、開示する仕様等については、原則  
3473 としてその日本語の翻訳文を付すことが求められる。ただし、例えば、プログラム言語  
3474 により記述された技術情報など、基本動作ソフトウェアに関する国内において日本語  
3475 の翻訳が想定されないプログラムその他の仕様に係る情報については、日本語の翻訳

3476 文を付す必要はない。

3477 なお、仕様等は、量が膨大であることや内容が複雑であること等を理由に、その日本語の翻訳文の作成に時間を要する場合も考えられることから、日本語以外の言語で記載された仕様等の原文について、やむを得ず日本語の翻訳文を付すことができない場合も想定される。この場合であっても、指定事業者は、その開示の時に期限を明示して、  
3480 当該期限までに当該翻訳文を付すことが求められる。

3482 このとき、明示さえすればどのような期限でもよいわけではなく、日本語の翻訳文を準備するために必要となる合理的な期限を明示することが望ましい。

3484

## 3485 イ 開示事項

3486 指定事業者による開示の対象となる事項（以下「開示事項」という。）については、規則第 30 条第 2 項第 1 号において基本動作ソフトウェアに係る開示事項が、同項第 2 号においてアプリストアに係る開示事項がそれぞれ規定されている。

3489 これらの開示事項は、特定ソフトウェアを利用する他の事業者にとっての透明性及び公正性の向上に資するという観点から、特に、利用に係る条件に「含めて」開示されるべきものとして規定されたものである。したがって、これら以外に仕様等に該当する事項があれば、開示の対象となる事項に含まれる。

3493 これらの開示事項の中には、法の他の規定の遵守に向けた指定事業者の取組について、他の事業者から見た透明性の向上を図り、他の事業者の保護を図るためのものもあり、指定事業者においては、規則第 30 条第 2 項各号に規定された事項の開示を通じて、  
3496 法全体の遵守に取り組むことが求められる。

3497 これらの開示事項のうち、特定ソフトウェアの利用に併せて個別アプリ事業者に自己が指定する商品の購入又は役務の有償提供を要請する場合におけるその内容及び理由（規則第 30 条第 2 項各号ロ）については、指定事業者が利用規約等によらずに特定のサービスの利用を強制する場合であっても、開示することが求められる。

3501 また、アプリストアに係る事業において商品又は役務に係る情報に順位を付して表示する場合における当該順位を決定するために用いられる主要な事項（規則第 30 条第 2 項第 2 号へ）は、スマートフォンの利用者が検索により求める情報が表示された結果の順位だけでなく、検索によらず指定事業者が提示したカテゴリーごとの順位やおすすめ順を表示する場合における当該順位を決定するために用いられる主要な事項も含む。さらに、これらの表示順位は、スマートフォンの利用者の購買行動等に大きな影響を及ぼすものであり、個別アプリ事業者は、通常、このような表示順位を決定するための主要な事項に関してスマートフォンの利用者が合理的な行動を採ることを想定し、  
3509 個別ソフトウェアの改修等を行うことから、指定事業者は、表示順位の主要な事項をスマートフォンの利用者に対しても開示することが望ましい。

3511 同様に、おすす等々の強調表示も、スマートフォンの利用者の購買行動等に大きな影

3512 響を及ぼすことから、当該表示の内容を決定するために用いられる主要な事項（規則第  
3513 30条第2項第2号ト）も含めて開示することが求められる。

3514 規則第30条第2項第2号リの規定において、指定事業者が個別アプリ事業者に対し、  
3515 当該個別アプリ事業者が提供した商品又は役務の対価として当該指定事業者が支払う  
3516 べき金額の全部又は一部の支払を留保する場合におけるその内容及び条件の開示が求  
3517 められるが、支払留保は個別アプリ事業者のキャッシュフローに多大な影響を与える  
3518 ことから、実際に指定事業者が支払留保をする場合は、その内容及び理由を当該支払留  
3519 保の相手方である個別アプリ事業者に開示することが望ましい。なお、その支払留保の  
3520 内容又は理由によっては、当該支払留保それ自体が法第6条の規定に違反する場合も  
3521 ある。

3522

#### 3523 (4) 仕様等の変更及び利用の拒絶に当たっての開示に係る措置

3524 指定事業者が、仕様等の変更又は利用の拒絶をするに当たって、合理的な期間を確保し、  
3525 規則第29条各号ロに規定する開示事項を開示する措置を講ずる際における、合理的な期  
3526 間の確保を含む開示の方法及び時期並びに開示義務等の例外については、仕様等の変更  
3527 の場合は規則第31条、利用の全部拒絶の場合は規則第32条、利用の一部拒絶の場合は  
3528 規則第33条においてそれぞれ規定されている（以下（4）において規則第31条から規則  
3529 第33条までを「各条」と総称する。）。

#### 3530 ア 開示事項

3531 指定事業者が仕様等の変更を行うに当たっての開示事項については、規則第29条各  
3532 号ロにおいて、その変更の内容及び理由と規定されている。当該変更の内容としては、  
3533 変更箇所及び変更後の仕様等の情報を開示することが求められる。例えば、アプリストア  
3534 については、個別アプリ事業者の事情を勘案し、変更箇所及び変更後の仕様等の情報  
3535 が開示されただけでは当該変更の趣旨が分からない場合には、当該変更の内容として、  
3536 変更前の仕様等の情報も併せて開示し、どの部分についてどのように変更したのかを  
3537 示すことが考えられる。

3538 指定事業者が利用の全部拒絶をするに当たっての開示事項については、規則第29条  
3539 第1号ハ及び第2号ハにおいて、その利用の全部拒絶をする旨及び理由と、指定事業者  
3540 が利用の一部拒絶をするに当たっての開示事項については、規則第29条第1号ニ及び  
3541 第2号ニにおいて、その利用の一部拒絶の内容及び理由と規定されている。例えば、ア  
3542 プリストアについては、個別アプリ事業者の事情を勘案し、個別アプリ事業者が異議申  
3543 立てを行ったり、速やかなアカウントの回復のための改善策を講じたりすることがで  
3544 きる程度に、当該開示事項を具体的かつ正確に開示することが求められる。また、具体  
3545 的な利用規約違反を理由とする利用の拒絶の場合は、当該違反に係る利用規約の条項  
3546 を抜粋して開示するといった対応が行われることが望ましい。

3547 なお、規則第34条による苦情対応等の体制及び手続整備義務に基づき、アカウント

3548 停止等により特定ソフトウェアである基本動作ソフトウェア又はアプリストアの利用  
3549 を拒絶された個別アプリ事業者からの問合せに丁寧に対応することが求められる。ま  
3550 た、利用の拒絶が誤った判断に基づくものであった場合には、利用できなかった間に個  
3551 別アプリ事業者に生じた損失の補償の要否の検討等、個別アプリ事業者の利益に十分  
3552 配慮した取組を行うことが望ましい。

3553

#### 3554 イ 開示の方法及び時期

3555 指定事業者による情報の開示の方法及び時期については、各条第1項において規定  
3556 されている。

3557 開示の方法については、各条第1項第1号において、指定事業者が仕様等の変更又は  
3558 利用の拒絶をするときは、他の事業者にとって明確かつ平易な表現を用いて必要な情  
3559 報を開示することと規定されている。仕様等の変更や利用の拒絶によって他の事業者  
3560 に具体的にどのような対応が必要となるかが予見可能になる程度に、又は他の事業者  
3561 に生じる不利益の内容を十分に理解できる程度に、指定事業者は、他の事業者に対して  
3562 必要な情報を開示することが求められる。

3563 また、利用に係る条件が記載されている利用規約等が改定される場合には、特定ソフ  
3564 トウェアを利用する他の事業者にとって重要な改定箇所が明らかになるように、改定  
3565 箇所を対照表にするなど分かりやすく開示することが望ましい。

3566 加えて、開示する情報については、各条第1項第2号において、他の事業者から求め  
3567 があるときは、遅滞なく日本語で翻訳した内容を開示することと規定されている。日本  
3568 語の翻訳文の開示は、仕様等の変更内容や利用の拒絶の理由を正しく理解するための  
3569 前提となるものであるから、例えば、書面や電子メール等による一方的な通知に終始す  
3570 るのではなく、仕様等の変更及び利用の拒絶に関する問合せ窓口には日本語が堪能な  
3571 スタッフを配置する等して、日本語での双方向のコミュニケーションを支障なく行う  
3572 ことが望ましい。

3573 最後に、開示の時期については、各条第1項第3号において、

- 3574 ①仕様の変更の場合は、当該変更の内容に応じた合理的な日数を確保した日までに、  
3575 ②利用に係る条件の変更の場合は、当該変更を行う日の15日前の日（他の事業者が当  
3576 該変更により生じる作業又は調整のため15日より長い日数を要すると見込まれるも  
3577 のについては、当該作業又は調整のために要すると見込まれる合理的な日数を確保  
3578 した日）までに（ただし、個別アプリ事業者の同意がある場合はこれよりも短い日と  
3579 することができる。）、  
3580 ③利用の全部拒絶の場合は、当該拒絶をする30日前の日までに、  
3581 ④利用の一部拒絶は、当該拒絶をする時まで、  
3582 それぞれ開示することと規定されている。

3583 指定事業者においては、規則で定められた各期間を確保した上で他の事業者に情報

3584 を開示することが求められる。

3585 このうち、①の「当該変更の内容に応じた合理的な日数」に関して、当該仕様の変更  
3586 の内容が他の事業者に与える影響が大きい場合には、十分な時間的猶予を持って開示  
3587 を行うことが求められる。

3588 また、個別の事例において特に必要な場合には、規則で定められた開示時期よりも前  
3589 に余裕を持って開示するなど、他の事業者の事業運営に配慮した取組が行われること  
3590 が望ましい。特に、④の利用の一部拒絶のうち個別ソフトウェアの停止措置については、  
3591 個別アプリ事業者に対する影響が大きいことから、当該利用の一部拒絶が行われる直  
3592 前に開示されるのではなく、個別アプリ事業者への影響を考慮して早期に開示される  
3593 ことが望ましい。

3594

3595

#### ウ 開示義務等の例外

3596 情報の開示義務等の例外については、各条第2項において規定されている。

3597 まず、①利用に係る条件の変更の内容が極めて軽微な場合、②法令等に基づく場合で、  
3598 かつ、速やかに仕様等の変更を行う必要がある場合、③サイバーセキュリティの確保等  
3599 のため、又は詐欺その他不正な手段を用いた侵害行為若しくは公の秩序若しくは善良  
3600 の風俗に反することが明らかな行為に対応するため、速やかに仕様等の変更を行う必  
3601 要がある場合については、遅滞なく、変更の内容及びその理由を開示すれば足りる。例  
3602 えば、①については、他の事業者が改修作業等の対応をする必要がなく、その事業活動  
3603 に影響を及ぼさない程度のもは、極めて軽微な場合といえる。また、②については、  
3604 行政機関が法令に基づき指定事業者に対して仕様等の速やかな変更を求める処分等  
3605 を行い、指定事業者がこれに応じる必要がある場合などが考えられる。さらに、③につい  
3606 ては、データの漏えい、滅失又は毀損の防止などサイバーセキュリティの確保等のため  
3607 の措置を行う場合などが考えられる。

3608 また、利用の全部拒絶のうち、①個別アプリ事業者が反復して利用に係る条件に違反  
3609 し、かつ、特定ソフトウェアに係る事業の運営に支障を生ずるおそれがある場合、②個  
3610 別アプリ事業者が暴力団員等に該当するおそれがある場合、③法令等に基づく場合で、  
3611 かつ、その理由を開示することにより指定事業者、スマートフォンの利用者その他の者  
3612 の正当な利益を害するおそれがある場合、④法令等に基づく場合で、かつ、速やかに当  
3613 該拒絶をする必要がある場合、⑤サイバーセキュリティの確保等のため、又は詐欺その  
3614 他不正な手段を用いた侵害行為若しくは公の秩序若しくは善良の風俗に反することが  
3615 明らかな行為に対応するため、速やかに当該拒絶をする必要がある場合が、例外事由と  
3616 されている。それぞれ、①及び②の場合は遅滞なく利用の全部拒絶をする旨、③の場合  
3617 は利用の全部拒絶をする日の30日前の日までに当該拒絶をする旨、④及び⑤の場合は  
3618 遅滞なく利用の全部拒絶をする旨及び理由を開示すれば足りる。このうち、①について  
3619 は、例えば、指定事業者のその指定に係るアプリストアについて利用に係る条件に違反

3620 する同内容の個別ソフトウェアを繰り返し申請することで、当該アプリストアにおける  
3621 審査業務に支障が生じるような場合が考えられる。

3622 さらに、利用の一部拒絶についても、利用の全部拒絶の例外事由と同様の規定を置い  
3623 ている。

3624 なお、事前通知のない即時アカウント停止措置を行うなどして特定ソフトウェアの  
3625 利用の全部拒絶をすることや、事前通知のない個別ソフトウェアの停止措置を行うな  
3626 どして特定ソフトウェアの利用の一部拒絶をすることは、個別アプリ事業者のみなら  
3627 ず、個別ソフトウェアを利用するスマートフォンの利用者にも大きな影響がある。その  
3628 ため、指定事業者が利用の全部拒絶又は利用の一部拒絶をする場合には、当該指定事業  
3629 者は、前記の各例外事由の該当性の判断を慎重に行うことが求められる。また、例外事  
3630 由に該当すると思われる場合であっても、例外規定の適用の必要性及び相当性も併せ  
3631 て十分に検討し、必要に応じて原則通り利用の全部拒絶又は一部拒絶に係る事前通知  
3632 をすることが望ましい。

3633 また、前記の各例外事由（①、②、④及び⑤）に該当する場合であっても、仕様等  
3634 の変更や利用の全部拒絶又は利用の一部拒絶に係る情報を「遅滞なく」開示することが求  
3635 められる。個別アプリ事業者への不測の不利益の防止という法第 13 条の趣旨に照らせ  
3636 ば、指定事業者が、合理的な理由なく長期間にわたり当該情報の開示をしない場合には、  
3637 法第 13 条の規定に違反する。

3638

#### 3639 (5) 苦情の処理その他の体制を整備する措置

3640 苦情の処理その他の体制を整備する措置については、法第 13 条各号に規定する特定ソ  
3641 フトウェアの区分に応じ、それぞれ規則第 34 条第 1 項から第 3 項までにおいて規定され  
3642 ている。

3643 基本動作ソフトウェア又はアプリストアに係る指定事業者は、①仕様等の変更等が公  
3644 正に行われることを確保するための体制整備、②苦情処理及び紛争解決のための体制整  
3645 備、③国内管理人の選任、④他の事業者の意見その他の事情を十分に考慮するための措置  
3646 を講ずることと規定されている。ただし、基本動作ソフトウェアに係る指定事業者につい  
3647 ては、②、③及び④の措置に関して、(a) ウェブサイト事業者及び(b) 指定事業者が当該基  
3648 本動作ソフトウェアを利用することを直接許容し、継続して当該基本動作ソフトウェア  
3649 を利用する個別アプリ事業者以外の個別アプリ事業者が措置の相手方から除外されてい  
3650 る。

3651 また、ブラウザに係る指定事業者については、①及び④（ただし、その仕様の設定又は  
3652 変更に係るものに限る。）の措置のみを講ずることと規定されている。

3653

#### 3654 ア 仕様等の変更等が公正に行われることを確保するための体制整備

3655 指定事業者による仕様等の変更等は、公正に行われることが必要であり、指定事業者

3656 においてはこれを確保するための体制及び手続の整備が求められる。

3657 指定事業者は、①仕様等の変更等を行うに当たって、一貫性及び公平性のある判断が  
3658 なされる適切な仕組みを構築するとともに、他の事業者に与える影響等を考慮して、必  
3659 要に応じて他の事業者の利益に配慮した適切な対応が行われるようにするための適切  
3660 な仕組みを整備すること、②仕様等の変更等に係る公正性の向上を図る適切な仕組み  
3661 を整備することが求められる。

3662 ①に関する対応の例として、指定事業者が特定ソフトウェアの利用の全部拒絶又は  
3663 利用の一部拒絶をするときに一貫性及び公平性のある判断がなされることを確保する  
3664 ために、客観的に明確な判断の基準を定め、当該基準に従って適切な判断を行うための  
3665 審査体制及び手続を整備することや、個別アプリ事業者に与える不利益等を考慮し、必  
3666 要に応じて、規則第 30 条から第 33 条までの規定で求められる範囲を超えて適切な対  
3667 応を行うための仕組みを整備することが考えられる。また、②に関する対応の例として、  
3668 前記①の審査体制及び手続等の運用に関して、事後検証及び運営改善を実施するた  
3669 めの体制及び手続を整備することが考えられる。

3670 なお、基本動作ソフトウェア又はアプリストアに係る指定事業者においては、法第 6  
3671 条の規定に基づき、個別アプリ事業者に対する不当に差別的な取扱いその他の不正  
3672 な取扱いが禁止されているところ、特定ソフトウェアについての仕様等の変更等が公  
3673 正に行われることを確保するために必要な体制及び手続の整備は、法第 6 条の規定の  
3674 遵守にも資するものである。

3675

#### 3676 イ 苦情処理及び紛争解決のための体制整備

3677 指定事業者においては、仕様等の変更等に関する個別アプリ事業者からの苦情等に  
3678 適切に対応するため、苦情等の申出を行うための方法を個別アプリ事業者に開示する  
3679 ことを含め、苦情の処理及び紛争の解決のために必要な体制及び手続の整備が求めら  
3680 れる。

3681 指定事業者は、①苦情及び紛争の原因となった事象を、重要性和複雑さに応じて、適  
3682 切かつ迅速に処理して解決するための体制及び手続を整備すること、②苦情及び紛争  
3683 を端緒として、仕様等の変更等に係る公正性の向上を図る適切な仕組みを整備するこ  
3684 とが求められる。

3685 例えば、①に関する対応として、個別アプリ事業者からの苦情を適切かつ迅速に処理  
3686 するための基本方針、対応マニュアル及び業務フロー等を構築するとともに、対外的に  
3687 苦情の申出又は協議の申入れを受け付ける窓口(担当部署、担当者、連絡先等を含む。)を  
3688 設けることが考えられる。また、②に関する対応として、指定事業者が設置した苦情  
3689 専用フォームに寄せられた苦情及び紛争の内容、件数、件数の増減及びその理由の分析  
3690 を行い、このような分析を通じて得た情報を仕様等の変更等に活用することが考えら  
3691 れる。

3692

3693 **ウ 国内管理人の選任**

3694 指定事業者は、国内に所在する多数の関係者の多様な事情を効率的に把握し、当該関  
3695 係者の意見や知見を踏まえて、適切な対応を行うことができるように、個別アプリ事業  
3696 者その他の関係者と緊密に連絡を行うために国内において必要な業務の管理を行う者  
3697 (以下「国内管理人」という。)を選任することが求められる。

3698 国内管理人については、指定事業者と個別アプリ事業者その他の関係者との間の調  
3699 整を必要に応じて適切に実施することができる仕組みを整備することが望ましい。こ  
3700 の観点からは、例えば、国内管理人が適切に調整業務を実施できるように、その補助者  
3701 として適切な部署の担当者も併せて選任し、他の事業者その他の関係者と十分なコミ  
3702 ュニケーションを取ることができる体制を整備することが考えられる。

3703

3704 **エ 他の事業者の意見その他の事情を十分に考慮するための措置**

3705 基本動作ソフトウェア又はアプリストアに係る指定事業者は、個別アプリ事業者の  
3706 意見等を適切に把握し、個別アプリ事業者の意見その他の事情を十分に考慮するた  
3707 めに必要な措置を講ずることが求められる。

3708 指定事業者は、①個別アプリ事業者の意見その他の事情を理解するための仕組みを  
3709 構築すること、②個別アプリ事業者の意見その他の事情を踏まえて特定ソフトウェア  
3710 の提供に関して有効に利用する適切な仕組みを整備することが求められる。

3711 例えば、①及び②双方の観点からの対応として、仕様等の変更等に関して、個別ア  
3712 プリ事業者その他の関係者の意見を十分に聴取して理解するための仕組みを構築し、必  
3713 要に応じて、その結果を仕様等の変更等に係る業務に反映することが考えられる。この  
3714 際、小規模な個別アプリ事業者は仕様等の変更等の対応に追われて協議をする余裕が  
3715 ないことや、報復を恐れて匿名性を維持したいニーズが考えられること、個別アプリ事  
3716 業者の意見を集約した方が効率的な協議ができる場合もあること等から、指定事業者  
3717 は、個社のみならず、団体からの協議や意見の申し入れについても対応することが考え  
3718 られる。

3719 また、前記(ウ)の国内管理人の選任の義務の対象外であるブラウザに係る指定事業  
3720 者についても、例えば、ブラウザの仕様の設定又は変更により、ウェブページの表示に  
3721 伴い得られる情報を事業活動に用いるウェブサイト事業者が当該情報を得られなくな  
3722 ることで当該ウェブサイト事業者の事業活動に相当程度の影響が生じる場合には、国  
3723 内のウェブサイト事業者の意見等を十分に考慮することが特に必要となると考えられ  
3724 る。

3725

3726 **(6) 法の規定を遵守していることを公正取引委員会に対して報告する事項**

3727 基本動作ソフトウェア、アプリストア又はブラウザに係る指定事業者は、法第13条の

3728 規定の遵守の状況について、規則第 36 条第 2 項において規定されている事項を公正取引  
3729 委員会に対して報告する必要がある、同項第 4 号ハのその他法の規定の遵守の確認のた  
3730 めに必要な事項としては、例えば、以下のものが挙げられる。

3731 ① 規則第 30 条に基づく開示の対象となる仕様及び利用に係る条件（日本語に翻訳した  
3732 最新のもの）を表示するウェブページに係る URL。

3733 ② 規則第 34 条に基づいて整備した体制及び手続により実施された内容（個別アプリ事  
3734 業者及びウェブサイト事業者から意見等の申出があった場合には、当該申出に係る意  
3735 見等の概要並びに当該申出に対する指定事業者の回答及び対応結果を含む。）。

3736

## 3737 第 4 遵守報告についての考え方

### 3738 1 法の円滑かつ適切な運用の観点を踏まえた遵守報告に係る基本的考え方

3739 法の円滑かつ適切な運用のためには、指定事業者に対し、法第 5 条から第 9 条までの禁  
3740 止行為に係る規定（以下第 4 において「禁止規定」という。）に違反する行為の防止及び  
3741 法第 10 条から第 13 条までの講ずべき措置に係る規定（以下第 4 において「措置規定」と  
3742 いう。）の遵守のために指定事業者が講じた措置について公正取引委員会が確実に把握で  
3743 きるようにすることが重要である。また、仮に指定事業者による禁止規定に違反する疑い  
3744 のある行為が認められる場合及び措置規定が遵守されていない疑いがある場合には、公  
3745 正取引委員会が当該指定事業者に対する調査を可能な限り迅速に行うことができるよう  
3746 にする必要がある。

3747 この観点から、指定事業者は、法第 14 条第 1 項に基づき公正取引委員会に提出する報  
3748 告書（以下「遵守報告書」という。）において、禁止規定に違反する行為の防止及び措置  
3749 規定を遵守するために講じた措置の内容のほか、これらの法の規定の遵守状況の確認の  
3750 ために必要な事項について、指定事業者の説明資料を含め、遵守報告書の記載内容の裏付  
3751 けとなる根拠資料を添えて、具体的に説明することが求められる。

3752 特に、サイバーセキュリティの確保等の観点からの正当化事由に関しては、法の規定に  
3753 違反する疑いのある行為が認められた場合の事実関係及び指定事業者の主張の把握を円  
3754 滑に行うことが重要であることから、指定事業者は、自らの行為が当該正当化事由に該当  
3755 する旨を合理的かつ具体的に説明することが求められる。

3756 公正取引委員会は、指定事業者から提出のあった遵守報告書の内容を確認し、必要に応  
3757 じて報告依頼又は独占禁止法第 40 条に基づく報告命令を行うなどして遵守報告書の記載  
3758 内容に関するより詳細な事項を把握しながら、指定事業者における法の規定の遵守状況  
3759 を確認する。当該遵守状況の確認に当たって必要な場合には、公正取引委員会は、後記第  
3760 5 のとおり、関係行政機関に意見を求めることがあるほか、指定事業者以外の関係事業者  
3761 等から意見を聴くことがある。

3762 また、公正取引委員会は、法第 14 条第 2 項に基づき、指定事業者を含む事業者の秘密  
3763 に係る記載を除いて遵守報告書を公表する。その際、遵守報告書の記載内容が事業者の秘

3764 密に当たるかどうかについては、指定事業者の説明を適切に反映しつつ、公正取引委員会  
3765 が判断することになる。

3766

## 3767 2 遵守報告書により報告すべき具体的内容

### 3768 (1) 指定事業者の事業の概要に関する事項

3769 指定事業者における特定ソフトウェアの提供等に係る事業を正確に把握し、法の規定  
3770 の遵守状況の確認に当たって参照する目的の下、法第14条第1項第1号では、指定事業  
3771 者の事業の概要に関する事項を報告することを定めており、具体的な報告事項について  
3772 は、規則第36条第1項において規定されている。

3773 すなわち、指定事業者は、特定ソフトウェアごとに、遵守報告書において、

3774 ア 特定ソフトウェアの提供等に係る規約その他の利用に係る条件の内容

3775 イ 前記アの利用に係る条件の内容について、前回報告時点からの変更（当該利用に係る  
3776 条件の軽微な変更を除く。）箇所及び当該修正の趣旨の説明

3777 ウ 特定ソフトウェア（検索エンジンを除く。）に係る仕様（特定ソフトウェアを利用し  
3778 た事業者の事業活動に相当程度の影響を与えるものに限る。）の内容

3779 エ 前記ウの仕様について、前回報告時点からの変更（当該仕様の軽微な変更を除く。）  
3780 箇所及び当該変更の趣旨の説明

3781 を公正取引委員会に対して報告することが求められる。

3782

### 3783 (2) 法第5条から第13条までの規定を遵守するために講じた措置に関する事項

3784 禁止規定に違反する行為の防止及び措置規定の遵守のための措置に関する事項を把握  
3785 し、指定事業者における法の規定の遵守状況を確認する観点から、法第14条第1項第2  
3786 号では、法第5条から第13条までの規定を遵守するために講じた措置に関する事項を報  
3787 告することを定めており、具体的な報告事項については、規則第36条第2項において規  
3788 定されている。

3789 指定事業者は、前記第3の条項ごとに記載した「法の規定を遵守していることを公正取  
3790 引委員会に対して報告する事項」の内容も踏まえて、遵守報告書において、法第5条から  
3791 第13条までの規定を遵守するために講じた措置に関する事項を公正取引委員会に対して  
3792 報告することが求められる。

3793

### 3794 (3) その他法の規定の遵守の状況の確認のために必要な事項

3795 前記(1)及び(2)のほか、法の規定の遵守状況を確認する観点から、指定事業者は、  
3796 遵守報告書において、以下の事項を公正取引委員会に対して報告することが求められる。

3797 ア 法の規定の遵守のために必要な措置の実施に当たって利害関係者等と実施した主要  
3798 な協議の内容

3799 禁止規定に違反する行為の防止及び措置規定の遵守のために必要な措置に関しては、

3800 個別アプリ事業者やスマートフォンの利用者を始めとする利害関係者との協議その他  
3801 の意見を考慮するための仕組みが有効である。当該措置の設計段階から、こうした利害  
3802 関係者との協議等を行うことが指定事業者には期待される。

3803 そうした利害関係者との協議等として、例えば、基本動作ソフトウェアに係る機能の  
3804 利用についての個別アプリ事業者との協議などアプリストアの利用に係る条件につい  
3805 ての個別アプリ事業者との協議が想定される。

3806 利害関係者との協議等についての報告としては、例えば、禁止規定に違反する行為の  
3807 防止及び措置規定の遵守のために必要な措置の実施の一環として行われる場合には、  
3808 法の規定の遵守状況を公正取引委員会が確認するに当たっての関連情報であることか  
3809 ら、指定事業者においては、当該協議に関し、当該協議の進捗状況など、規定の遵守に  
3810 関連する事項の報告が考えられる。

3811

#### 3812 **イ その他法の規定の遵守の状況に関して参考となる事項**

3813 法第 18 条の排除措置命令又は法第 30 条の勧告若しくは命令（以下イにおいて「排  
3814 除措置命令等」という。）が指定事業者に対してなされた場合、基本的には、当該排除  
3815 措置命令等において、当該排除措置命令等に基づき講じた措置の履行状況等を報告す  
3816 ることも併せて求めることとなるが、指定事業者においては、遵守報告書において、当  
3817 該排除措置命令等に基づき報告することとなる措置の履行状況以外に、当該排除措置  
3818 命令等に基づき講ずる措置に関して報告すべき事項があれば、当該事項を報告するこ  
3819 とが求められる。

3820 また、公正取引委員会が、指定事業者が法第 23 条に基づき申請した排除措置計画又  
3821 は法第 27 条の排除措置確保計画（以下「確約計画」と総称する。）を認定した場合、当  
3822 該指定事業者は、当該確約計画に沿って必要な措置を講ずることになる（なお、確約計  
3823 画に関しては、これらに係る運用の透明性及び事業者の予見可能性を確保する観点か  
3824 ら策定された「スマホソフトウェア競争促進法における確約手続に関する対応方針」を  
3825 参照のこと。）ところ、指定事業者においては、遵守報告書において、当該確約計画に  
3826 基づき報告することとされた措置の履行状況以外に、当該確約計画に基づき講ずる措  
3827 置に関して報告すべき事項があれば、当該事項を報告することが求められる。

3828 そのほか、指定事業者が遵守報告書の趣旨に照らして記載すべき事項があると思料  
3829 すれば、当該事項を遵守報告書に記載することが望ましい。また、公正取引委員会は、  
3830 法の運用に関連する指定事業者とのコミュニケーションの中で、遵守報告書の趣旨に  
3831 照らして指定事業者が遵守報告書に記載すべき事項があると認められるときは、当該  
3832 事項について遵守報告書に記載するよう当該指定事業者に伝達するとともに、必要に  
3833 応じて、遵守報告書の記載事項を定める規則を改正することとする。

3834

3835 **第5 関係行政機関との連携の在り方**

3836 **1 関係行政機関との連携に係る基本的考え方**

3837 法の運用に当たっては、サイバーセキュリティの確保等を図りつつ、競争環境の整備を  
3838 進めることが求められるところ、公正取引委員会と関係行政機関が緊密な連携を行う必  
3839 要がある。サイバーセキュリティの確保等の観点についての関係行政機関の専門的見地  
3840 から検討された意見も踏まえながら、公正取引委員会が個別の事案についての判断を行  
3841 っていくことが、法の効果的な運用のために重要である。

3842

3843 **2 具体的な連携の流れ**

3844 **(1) 法第7条及び第8条の正当化事由に係る連携について**

3845 法第7条ただし書又は第8条ただし書の規定の適用に当たっては、サイバーセキュリ  
3846 ティの確保等の重要性に鑑み、法第43条第1項及び第3項に基づき、以下のような連携  
3847 を行うこととする。

3848 ア 公正取引委員会は、指定事業者の行為に係る法第7条ただし書又は第8条ただし書  
3849 の規定への該当性について、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して意見を  
3850 求めることとする。

3851 イ 前記アの意見の求めを受けた関係行政機関は、その内容を専門的見地から検討し、公  
3852 正取引委員会に対して、法第7条ただし書又は第8条ただし書の規定の適用の観点か  
3853 ら、意見を述べることができる。なお、前記アの意見の求めがなくとも、関係行政機関  
3854 が指定事業者等の主張に基づいて必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し  
3855 て意見を述べることができる。また、必要に応じて、公正取引委員会は、指定事業者に  
3856 対し、関係行政機関の意見の内容を確認させ、意見を述べる機会を設けることとする。

3857 ウ 公正取引委員会は、前記イの関係行政機関の意見を十分に斟酌して、法第7条又は第  
3858 8条への違反の有無についての判断を行うこととする。

3859 エ 公正取引委員会及び関係行政機関は、上記の連絡等のための窓口を相互に設置する  
3860 こととする（当該窓口は、後記（2）の連絡等においても活用することとする。）。

3861

3862 **(2) その他の連携について**

3863 そのほか、指定事業者から、法第7条ただし書又は第8条ただし書の規定の適用以外に  
3864 関して、禁止行為又は講ずべき措置についての主張がなされる場合が考えられる。

3865 そのような場合において、公正取引委員会は、法第43条第2項に基づき、法の施行に  
3866 関し必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、意見を求めることとする。また、  
3867 意見を求められた当該関係行政機関は、その専門的な見地から検討し、法の施行に必要な  
3868 観点から、公正取引委員会に対して意見を述べることができる。なお、関係行政機関は、  
3869 公正取引委員会からの意見の求めがなくとも、関係行政機関が指定事業者等の主張に基  
3870 づいて必要があると認めるときは、同条第4項に基づき、公正取引委員会に対して意見を

3871 述べることができる。

3872